

○出雲風土記楯縫郡に峴之社ありて流布本にミネと傍訓せり。再按ずるに大寶二年御野國山方郡三井田里戸籍五百木部與呂の戸口に御峴ありて其弟に乎御佐加あり。乎御佐加はやがて小御峴とおぼゆれば峴はサカと訓むべきか

さて津峴驛の地は卽和名抄の都宇郡驛家郷なるべけれど其郷の址も今は知られず。思ふに津峴の津はやがて郡名の都宇にて其附近に峠路ありしかばツノタワ(或はツノサカ)とは名づけけむ。翻りて地名を検するに今の都窪郡加茂村の大字に津寺あり(津寺といふ寺の遺址は同村大字惣爪字西原にありといふ)。正保國圖を見るに中國街道の北に加茂庄村あり其北に接して津寺村ありて鴨村ノ内と傍書せり。共に足守川の左岸に沿へり。又元祿國圖を見るに加茂村の西北に隣りて津寺村あり。思ふに此處古船附なりしによりて津と稱せられ郡名の都宇は適に此地の名より起りしならむ。然るに津寺村の附近は平地にて峴と稱すべきものなければ津峴驛の所在は津寺村の對岸新庄村否其南なる矢部村ならむ。次驛河邊が川の右岸にあるを思へば津峴驛も川の右岸にあるべきなり。卽此驛を發して直に山路にかかり、山路を出でて大川を渡り、さて河邊驛に達せしなり。其距離適に二里なり。津峴驛を矢部村とすれば前驛なる備前の津高驛(辛川)との

距離二里に足らず。且其間に峻坂大河なし。是津高驛の馬數の少き所以ならむ。津高は大路の驛なるに拘はらず其馬數僅に十四疋なり

○備中國巡覽大繪圖に窪屋郡宿の下に

此地古津宇郡ニ屬ス。津岬驛(岬を岬に改めたり)ト云蓋是乎

と註したれど宿とすれば次驛河邊との距離近きに過ぐ。又備中誌窪屋郡卷之三(六三頁)に

津峴驛 今其處定かならず。おもふに西郡村の枝郷今は宿と云處有、
、河邊川と辛川との間に津峴といふ地今はなし。この宿村は加陽郡板倉村とわづか隔りて此間に都宇郡矢部村接したり、
、此ほとりに津寺などいふ村も有。こは都宇郡の寺の有たる名残ならん。○郡名の都宇によれる名にあらで津は此附近の稱にて郡名の都宇は御りてこの地よりぞ起りけむ。かかれば津峴も津の郡の峴也しなるべし。○否。毎に其あたりの小名を尋ね探りしに先年宿村の西、是より少し西南に岡谷と云間[△]に通りしに小川の樋に津坂と記せり。其地の者に問へば此あたり小名を津坂と云よしへり。されば宿村を去事遠からず

と云へり。此説の従はれざる事は第一津峴をツサカとよむ事確ならず。従ひて津坂といふ處ありとも津峴と同處と斷ずべからず。第二津峴は都宇郡の驛家郷にあるべし。然るに岡谷(今の山手村)の大字は窪屋郡に在り。第三岡谷は宿と同じく西郡村の枝村ながら(今の山手村は西郡地頭片山岡谷宿の四大字に分れたり)宿よりは西に在りて宿よりは一層次驛河邊に近く其距離僅に一里なり。されば津峴驛は岡谷にあらざるは勿論。宿にもあらで前にも云へる如く津寺の對岸矢部ならむ。矢部は今の庄村の大字なり。

○次驛河邊は和名抄の下道郡河邊郷にて今の吉備郡川邊村なり。次驛小田は和名抄の小田郡驛家郷(高山寺本には驛里とありて无末也と訓註せり)にて今の小田郡矢掛町附近か。備中誌には明に云はねど小田驛を小田村に擬せるに似たり。和名抄郷名に小田郷と驛家郷とを並べ挙げたるを思へば小田郷には小田村を擬し驛家郷には(従ひて小田驛には)矢掛町を擬すべし。其上に小田驛を小田村とすれば河邊驛との距離遠きに過ぐ。○矢掛はヤカゲとよむべし。古く屋影屋蔭など書けるのみならず今もヤカゲと唱ふ次に後月驛は後月郡高屋村ならむ。備中誌後月郡の部(二頁)に

此名は絶てけれ共高屋村の内に後月谷と呼る所有。自ら古名の残れるなり
と云へり。川邊と矢掛との間は三里にて矢掛と高屋との間は三里強なり。同書に又
延喜式驛傳馬の條に備前國津高より備中津峴河邊小田後月それより備後國安那云
云と見えたり。然るに何れの頃にや式に載られし地を廢せられて今は板倉河邊矢掛
七日市高屋等を驛場とす
と云へり。當國の驛路は後の中國街道と一致せり

松岡

備中風土記云。賀夜郡松岡去岡東南維二里驛路在。今新造御宅奈良朝廷
以天平六年甲戌國司從五位下勳十二等石川朝臣賀美郡司大領從六位
上勳十二等下道朝臣人主少領從七位下勳十二等蘭臣五百木時造始云
云(○萬葉集仙覺抄總論所引)

新考 全集本に據れるなり。木版本には去を書に、東を東に誤てり。又二本共に句讀を誤てり。地名辭書に賀美を誤りて下に附けて

ここに賀美郡とある美は夜の謬なるべし

といへるは右の句讀に欺かれたるなり。○松岡は其地今知られず。なほ後に云ふべし。維は助字なり。二里は十二町なり。纂訂逸文には驛路の下を句とし、在を有に改め、その有以下を今新ニ造レル御宅アリと訓めり。然るに考證には

驛路の下有今二字よみ難し。錯誤あるべし

と云へり。按ずるにまづ驛路の路は誤字ならむ。驛路は東西に通じたるを或地點より指して東南などは云ふべからず。驛路は恐らくは驛家の誤ならむ。さて驛家の下にアリを添へて驛家アリと訓むべし。次に今は恐らくは衍字ならむ。新の傍に今と書きたりしを傳寫の際に脱字と誤り心得て新の上に書入れしならむ。古、新造をイマツクルといひしなり。萬葉集卷六及卷八に

今造る久邇のみやこは山河のさやけき見ればうべしらすらし

今造る久邇のみやこに秋の夜の長きにひとりぬるがくるしさ

とよめるも新ニ造レルといふ事なり。さて新造御宅はその御宅の假稱なるべければイマツクリノミヤケアリと訓むべし。在は有の通用なり。驛家より僅に十二町ばかり距たりて便利なる賀夜郡松岡といふ處に天平年間に屯倉を設けられしなり。○驛家とあるは何驛か。まづ賀夜郡の地理を述べむに本郡は後に賀陽・上房二郡に分れその賀陽郡は今下道郡と合せられて吉備郡となれり。當國中最東に位せる郡、國府の在りし郡にて東は備前國津高郡に隣れり。驛路は津高郡の西南端なる津高驛(辛川)より來り本郡の東南端を横ぎりて都宇郡津峴驛に到りき。其次驛河邊は本郡と相接せず又大川を隔てたればここに驛家と云へるは津峴驛なる事疑なからむ。

○右は驛家の所在が本書撰進の時代と延喜の世とかはらざるものと假定して云へるなり

その津峴驛は今の都窪郡加茂村大字津寺の對岸なるべければ此處より西北に當りし松岡は今の吉備郡服部村大字長良附近にや。巡覽大繪圖に同處に鳥居を描きて松岡社と標せり。但長良と津寺の對岸との距離は十町に止まらじ。○御宅は又屯倉・屯家など書けり。皇室の御料地なり。封建時代にこそ皇室の御經濟の爲に御宅を置きたまふ必要あ

りしが大化改新の時封建制度を郡縣制度に改めたまひし後は天下悉く天皇直屬の御領となりしかば特に御宅を存じたまふ必要無くなりき。されば此時御宅は一切廢したまひしにここに天平年間に新に御宅を置きたまひし由記せるを見れば大化の改新のややに廢れそめしにて夙く後の莊園制の兆しそめしならむ。更に云はむにミヤケのヤケは家屋なり。ミヤケは無論田地を主とするものなれど之を管理するには舍宅倉庫を設けざるべからず。ミヤケとはもと其建築物の稱にして之に對して田地をば御ヤカダと稱しけむをヤケが下に續く時にはヤカとなるなり。後には田地建築物を通じてミヤケといふ事となりしなり。播磨風土記新考八〇頁參照。諸國に三宅郷三家郷あるは恐らくは大宅郷・大家郷あるも右のミヤケの名の残れるなり。無論古御宅ありて其名の残らぬもあり。本郡の如きもミヤケといふ郷なし。〇奈良朝廷は奈良宮御宇時代即奈良朝時代といふ事なり。獨聖武天皇の御代を指すに非ず。考證に「聖武天皇の大御世を云り」と云へるは仙覺の誤を襲げるなり。仙覺が以前三箇國風土記之文以「聖武天皇御宇稱平城事更無相違矣」といひて引用せる中の尾張風土記に奈良宮御宇聖武天皇時とあるにあらざや。もし聖武天皇の御世を指すものならばただに奈良宮御宇天皇時とこそ云ふべし。

れ。以は奈良朝廷の上に在るべし。當時の漢文に例ある錯置なり。〇勳位は武功ありしものみに賜ひしものにて十二等はその初級なり。軍防令に據ればその加蓋は從五位は六等、從六位は八等、從七位は十等なり。〇石川賀美の名は續紀天平三年正月丙子に授正六位上石川朝臣加美從五位下とあれど備中守に任ぜられし事は國史に見えず。本文に國司守とは無けれど恐らくは守ならむ。國司は國の職員にて守以下の總稱なり。〇郡司は郡の職員にて大領以下の總稱なり。大領は郡の長官、少領は次官なり。下道朝臣並に國臣は土豪なり。大化改新の時郡司は専土豪を採用する事に定め給ひしなり。應神天皇紀二十二年に

天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀而有悅情因割吉備國封其子等也。則分川嶋縣封長子稻速別。是下道臣之始祖也。、、、即以苑縣封兄浦凝別。是苑臣之始祖也。とあり。浦凝別御友別等兄弟は稚武彥命の子孫にて稚武彥命は孝靈天皇の御子なり。下道朝臣とあるは後に朝臣のカバネを賜はりしなり。人主と同時に同姓眞備あり。顯達して天平十八年に吉備朝臣の姓を賜はりき。園は園に艸冠を加へたるにて兔瓜刈などに艸冠を加へると同例なり。園と苑とは別字異韻なれど同義類音なれば我邦にては通

用せり。苑縣は今の吉備郡(舊下道郡)蘭村の附近なり。○本文に奈良朝廷とあれば此風土記は平安朝時代に至りて撰進せしなり

宮瀬川

備中國風土記云。賀夜郡伊勢御神社東有河名宮瀬川。河西者吉備建日子命之宮。造此三世王之宮。故仍名宮瀬。○諸社根元記下卷吉備津宮之條所引)

新考 之宮を纂訂古風土記逸文には宮之とせり。余が見し根元記には之宮とあり。此方まされり。纂訂逸文及考證には三世王をただにミコとよめり。こはわざと三世を省きて訓めるなり。なほ後にいふべし。栗田氏は河西者以下を訓み誤てり。即造の下を句として河ノ西ハ吉備建日子命ノ宮ヲ造リキ。此三世王ノ宮アル故ニとよめり。さて考證に

吉備建日子命之宮造は吉備建日子命の宮を造れるとの義にや。文字整はず。考べし。三世王宮といふ事何とかや疑はしき心地す。本文の意味は三世王の爲に造れる神宮のある處に河あるを以て宮瀬と號けたりと云ふなるべけれど聞えがたき文なり。誤脱あるにや

と云へり。誤脱あるにあらず。訓方わるきなり。宜しく造を下文に附けて河ノ西ハ吉備建日子命ノ宮ナリキ。此三世王ノ宮ヲ造リシ故ニと訓むべし。宮ナリ造レルとよまで宮ナリキ造リシと訓める所以は後に云ふべし。伊勢御神社は今知られず。備中誌賀陽郡卷之八(二八二頁)に

按伊勢御社今不詳。宮瀬川は宮内のあたりなるべし。されど此あたりに足守川の外川と云べきなし。強ひて是を宮瀬川と名をおほすとも吉備津宮は備前との國境きびの中山に鎮座し給へば川西にあらず川東也。それより東にとつては備前境の山の峰より流れ落る細谷川のみにて川の有べき地にあらず。是より東辛川村と云に北より南へ流れし小川(○笹がせ川)有どもこは備前國津高郡にて備中の國にあらず。、、、されば前に圖せし地の利を見ても其説の齟齬せるを知るべし。かかれれば此風土記も亦

後人の偽作にやあらん

と云へり。私に「宮内のあたりなるべし」と定め其地理に合はずとて風土記を偽作と疑へるはいとあさまし。同書に又

宮瀬川　こは伊勢の御社を建しより名付たる成べし。○風土記に造此三世王之宮故仍名宮瀬とあるにあらずや。大井の川（○即足守川）の下流をいへるか。永仁六年書寫服部郷古圖に宮妹と云地、田の名に載たり。宮妹は宮瀬の事にあらずや

と云へり。考證には

伊勢御神社の神字、神名帳頭注にはなきを根元記によれり。此宮（○總社なり。まぎらはし）の祠官堀安道が説に「賀陽郡福井村に神明神社あり。祭神天照大御神にて云々」といへり。伊勢御神社は極めて神明神社なるべし。○宮瀬川は永仁六年服部郷の古圖に宮妹川とあり。神明社に近し。こは和名抄に賀夜郡庭妹郷（爾比世）とあると同地なるべしと云へり。まづ福井村の神明神社を風土記の伊勢御神社に擬したる、輕々しくは同意せられず。次に備中誌には「永仁六年書寫服部郷古圖に宮妹と云地、田の名に載たり」と見え考證には「永仁六年服部郷の古圖に宮妹川とあり」と見えて一致せず。乙は甲の訛傳にあ

らずや。次に「こは和名抄に賀夜郡庭妹とあると同地なるべし」といへるは地理にかなはず。服部郷は今の服部村附近、庭妹郷は今の庭瀬町附近なるべければなり。上房郡にも宮瀬といふ處あり。即備中誌同郡の卷之四（一八七頁）に

宮瀬村　古瀬郷の内也。名義詳ならず

と云へり。此宮瀬は今の上房郡巨瀬村の内にて鳥井川一名有漢川の一支源に沿へる部落なり。上房郡は古の賀夜郡の内なり。所詮宮瀬川は今の何川にか知るべからず。此川の名は、處は異なれど萬葉集卷十四にウチヒサス美夜能瀬ガハノカホバナノ云々とあればミヤセとよまでミヤノセとぞよむべからむ。○吉備建日子命は景行天皇紀四十年に日本武尊をして東夷を征せしめたまふ處に天皇則命吉備武彦與大伴武日連令從日本武尊と見えたり。さて姓氏錄に

下道朝臣、稚武彦命之男、吉備武彦命之後也

眞髮部、稚武彦命男、吉備武彦命之後也

とあるに據れば稚武彦命の子にて又

庵原公、稚武彦命之後也。孫吉備建彦命、景行天皇御世被遣東方伐毛人及凶鬼神云々

とあるに依れば稚武彦命の孫なり。孝靈天皇の御子吉備津彦命(古事記にいへる大吉備津日子命)その御弟稚武彦命(古事記にいへる若日子建吉備津日子命)なれば稚武彦命の御孫とすれば風土記に三世王と云へるにかなへり。三世王は離身式にて云はば天皇の御曾孫なればなり。さて稚武彦命の御子とあるや正しき御孫とあるや正しきと問はむに皇統は孝靈、孝元、開化、崇神、垂仁、景行とつづきたまへるが稚武彦命は孝元天皇の御弟なれば、景行天皇の御世の人にて其御子日本武尊の東征に従はしめられし吉備武彦は少くとも稚武彦命の御孫ならざるべからず。恐らくは其御父なる人の名の傳はらざる爲に稚武彦命の御子なるが如くにも傳へしならむ。三世王はミツギノミコとよむべし。○吉備建日子命之宮とあるを従來神社と誤解したる如し。現に考證には神宮と釋せり。○備中誌も之を吉備津神社と早斷せり。さればこそ、宮瀬川は宮内のあたりなるべしと云へるなれ。

按ずるにここに宮と云へるは神社にあらで第宅なり。畢竟吉備武彦は宮瀬川の西に住みしなり。さて風土記を撰せし時には其第宅は無論亡せて無かりしなり。もし其址だに存せば同じく河西なる伊勢御神社との位置的關係に言及せざるべからず。當時は伊勢

御神社のみありて所謂吉備建日子命の宮は其址だに知られざりしかど川の名を宮瀬といふは吉備武彦命の宮ありし爲なりといふ傳説残りたりしかば、そをさながらに書き記ししなり。されば初に云へる如く
河ノ西ハ吉備建日子命ノ宮ナリキ。此三世王ノ宮ヲ造リシ故ニ云々と訓むべし

邇磨郷

臣去寛平五年任備中介。彼國下道郡有邇磨郷。爰見彼國風土記。皇極天皇六年大唐將軍蘇定方率新羅軍伐百濟。百濟遣使乞救。天皇行幸筑紫將出救兵。時天智天皇爲皇太子攝政。從行路宿下道郡。見一郷戶邑甚盛。△△△△^{乃奏天}△△^皇。天皇下詔試徵此郷軍士。即得勝兵二萬人。天皇大悅。名此邑曰二萬郷。後改曰邇磨。其後天皇崩於筑紫行宮。終不遣此軍。○本朝文粹所載善相公意

見十二箇條中所見

新考 右の參議三善清行の上書に右の文に續けて

然則二萬兵士彌可蕃息而天平神護年中右大臣吉備朝臣以大臣兼本郡大領試計此鄉戶口纔有課丁千九百餘人貞觀初故民部卿藤原保則朝臣爲彼國介時見舊記此鄉有二萬兵士之文計大帳之次閱其課丁有七十餘人某到任又閱此鄉戶口有老丁二人正丁四人中男三人去延喜十一年彼國介藤原公利任滿歸都清行問遷磨鄉戶口當今幾何公利答曰無有一人謹計年紀自皇極天皇六年庚申至延喜十一年辛未纔二百五十三年衰弊之速亦既如此以一鄉而推之天下虛耗指掌可知

と云へり右文粹に見えたと扶桑略記延喜十四年四月廿八日の下に引けるとを比較するに後者にはまづ卽の字と此邑の二字と無し本文の右傍に△を附けたる字なり次に後改曰遷磨の後字の下に日字あり次に本文に續きたる意見の文の中にて然字を闕き彌を子孫とし計大帳之次を大怪計帳之次とし某到任を到其任と誤ち公利を公則と誤ち年紀を年紀とし二百五十二年を二百五十年とせり又纂訂逸文並に考證の本文には皇極を齊明とせりこは栗田氏が訂したるならむ○本文に皇極天皇といひ天智天皇

と云へるに注目すべし初よりかくありしにや又は清行が漢文の封事に引用するに就いてかく改めしにや藤原保則が見し所謂舊記の文は卽本文にて舊記といへるは卽風土記ならむされば本文を含める風土記は夙く貞觀の初に存在せしなり○下道郡は賀陽郡及窪屋郡の西川上郡の東南小田郡の東淺口郡の北に在りて賀陽窪屋二郡とは大川を隔てたり近世賀陽郡と合せて吉備郡とせられたり遷磨郷は和名抄郷名に遷磨爾萬とありて其高山寺本に國用二萬とあり卽中央政府にては遷磨と書けども地方廳にては二萬と書きしなり國衙にて別字を用ひしは簡便に従ひ誤讀を防ぐなどの爲にてたとへば近江の敷智郷大隅の志摩郷を淵島と書き甲斐の眞衣郷日向の瓜生郷大隅の仲川郷を眞木野瓜生野中津川と書き畢竟國衙にては美字制及二字制に拘泥せざりしなり遷磨郷は官道に沿はず河邊驛の西南に當りて小田川を隔てたり今も吉備郡に二萬村ありて大字上二萬下二萬より成れり○皇極天皇は齊明天皇の誤なり原文には國風謠又は宮號なりしを清行が改譯し其際に誤れるにはあらざるか○唐を大唐と云へるはよくも思はで其世にいひ慣れたるに従へるなるべければ獨清行を咎むべきにはあらねど元來今も西洋を泰西といふが如き卑屈なる尊外心の發露したるにてい

とうたてし。特に此處はただ外國を云へるにはあらで敵國を指せるなるをや○唐將蘇定方が百濟を伐ちし事は新唐書の高宗本紀列傳第三十六の蘇定方傳同第一百四十五の東夷傳に見えたり。ここには最短きものを擧げむに本紀第三顯慶五年(○我齊明天皇の六年)の處に

三月辛亥左武衛大將軍蘇定方爲神兵道行軍大總管新羅王金春秋爲靺夷道行軍總管率三將軍及新羅兵以伐百濟、、八月庚辰蘇定方及百濟戰敗之、、十一月戊戌蘇定方俘百濟王以獻

とあり。又本傳に蘇烈字定方以字行とあり○時天智天皇爲皇太子攝政從行路宿下道郡を文粹紀略の通行本にも考證などにも句讀を誤ちて從行路とせり。宜しく柿村氏の註釋の如く從行の下を句として

時ニ天智天皇皇太子トシテ政ヲ攝シタマヒシガ從ヒ行キテ路ニテ下道郡ニ宿リタマヒキ

など訓むべし。從行は天皇の行幸に感從したまひしなり。路は途中なり。さて一郷の戸邑の甚盛なるを見たまひしは天智天皇なるべければ見一郷戸邑甚盛の下に乃奏天皇な

どの辭無かるべからず。さらでは時天智天皇爲皇太子攝政從行といふこと無用となりて此十三字を削らでは文を成さず○勝兵はスグレタル兵士なり。勝は後世にいふ究竟ナルなり。勝敗の勝にあらず。史籍に無數に例あり。某書に孫子軍形の勝兵先勝而後求戰敗兵先戰而後求勝を引きたるは誤れり○國史に據れば七年春正月壬寅御船西征始就于海路とありて陸路に由りたまひしにあらず。從ひて備中の下道郡を経たまふべからず○以下ほば封事の文を註せむ。吉備眞備が右大臣にして下道郡の大領即郡長を兼ねたりしは面白し。眞備前姓は下道朝臣もと本郡の土豪なり。されば大化以來の御定に從ひて本郡の大領に任ぜられしなり。課丁は正丁次丁中男老丁殘疾の總稱なり。即一戸の男子中十七歳以上六十五歳以下にして癡疾篤疾ならざる者の總稱なり。大帳は課口を記したる帳簿なり。男子の六十一歳以上六十五歳以下なるを老丁といひ、二十一歳以上六十歳以下なるを正丁といひ、十七歳以上二十歳以下なるを中男といふ。中は男女に通じていふが故にその男子なるを特に中男といふなり。丁は勿論男子に限れり。清行問遣磨郷戸口當今幾何の戸口は課丁と心得べきか。齊明天皇の六年より延喜十一年までは滿二百五十年にて二百五十一年に互れり。されば二百五十二年とある二は衍字なり○

考證に

得勝兵二萬人は古への語り傳へにかく云るにて實に二萬人ありし事とも思はれず。いかにとなれば戸令に凡戸以五十戸爲里、とあるに慶雲三年の格、戸内八丁以上を大戸とし六丁以上を上戸とし四丁を中戸とし二丁を下戸とすと云るを合せ考へ平均一戸二十人(○二十丁か)と定めて五十戸に正丁千人あらんには多きに過る事はありとも少しとは云ふべからず。たとへ令前後の制、差別ありとも一郷に二萬人の勝兵を得る事いと疑はしきに似たり。かつ名此邑曰二萬郷後改曰運磨と本文にあれど運磨と云ふが本名なりしより二萬といひ二萬と云ふより二萬の兵士を得たりと云る誤り詞なるべし

といへるは卓見なり。日本地理志料にも

弼謂フ。一郷ハ五十戸ノミ。豈正丁二萬ヲ容ルベケムヤ。亦文ヲ望ミテ説ヲ成ス者ナリといへり。なほ云はむに吉備眞備が此郷の戸口を計へし時課丁千九百餘人ありきと云へるも疑はし。千九百人とすれば一戸の平均課丁略四十人なればなり。又藤原公利が清行の間に答へて無有一人と云ひけむも疑はし。一郷の人口中に癡疾篤疾ならざる十七

歳以上六十五歳以下の男子一人だに無き事は考へられざればなり。清行の意見中此一條は極めて不確實なる根據の上に築き上げたものなれど、ともかくも運磨郷が古極めて盛なりし事と延喜の時代にいたく衰へたりし事とは之によりて察知せらるべし(星野恒博士稿史學叢說第一集五五頁讀史ハ心得參照)

備後國 無

備後國の正稱はキビノミチノシリといふ。萬葉集卷十一に路ノシリ深津島山シマラクモ君ガ目ミネバクルシカリケリとある路後は吉備ノ路ノシリの略にて、やがて備後國なり。今はピンゴと唱ふれど古はピゴとぞ唱へけむ。國造本紀に見えたる吉備穴國吉備品治國は此國の内なり。

○穴國は穴海に沿ひたる地域なり。穴海は今埋もれ果てたり。福山志料卷二十九(三頁)に

海枝西北ニ曲入ル事二里バカリ、ソノ形洞穴ノ如シ、コレムカシノ穴海ニテソノワタリヲ穴濟ウツトイヒ、ソノ傍近ノ地ヲ穴國ト云。今ミナ田畝トナリテ海トハオモハレザレドモ五月雨ツツキ川水(○蘆田川及高屋川)溢ルルトキハ森漫トシテムカシノ様ヲミルナリ、又按ニ福山開城ノ後ソノ傍近皆新田トナリテ潮汐イヨヨ遠ザカレバ地形マスマスヤウカハレリ。然ドモ東ハ川北川南ノ西端、北ハ徳田道、上岩成ナドノ南端ミナ海ナリシ事證多シ

といひて想像圖を描けり(同卷六頁)。志料の著者菅茶山は古の穴國(神邊川北村)の人なり

或人は波久岐國をも此國の内に擬せり。大化改新の時大伯國以下を合併して吉備國とせられしに後に前中後三國に分れしなり。三國に分れしは天武・持統・文武三天皇の御世の頃なり。天武天皇紀二年三月に

備後國司獲白雉於龜石郡而貢。乃當郡課役悉免。仍大赦天下。

とあるを追書と認めたる人もあれど乃當郡課役悉免といへる、明に郡といふ行政區ありし如く聞ゆ。さて郡を分ちしは國を分ちし上なるべければ恐らくは此時夙く三國に分れたりけむ。さて延喜式以前には幾郡に分れたりしにか知られねど和銅二年に甲奴が葦田より分れ、養老五年に深津が安那より分れしを思へば初より十四郡なりしに非ざるなり。延暦遷都以前の作製なる律書殘篇所載國名表に郡十四、郷九十とあり。延喜式に

備後國 上 管 安那・深津・神石・奴可・沼隈・品治・葦田・甲奴・三上・惠蘇・御調・世羅・三谿・三次とあり、和名抄に

備後國(國府在葦田郡) 管十四 安那夜須奈 深津布加津 神石(加女志) 奴可(奴加) 沼隈(奴乃久萬) 品治保牟知 葦田安志太 甲奴(加不乃) 三上(美加三) 惠蘇 御調 (三豆木) 世羅 三谿(美多爾) 三次(美與之)

とあり。郡の順位は東と南とを元とせり。此例に違へるは安那深津の順次のみ。元來深津は安那の分郡にて安那より先としがたき故ならむ。安那は正しくはアナと訓むべし。國造本紀に吉備穴國といひ安閑天皇紀二年に婀娜國といへるを以て證とすべし。後にヤスナと唱へしはアナといふ語を忌みしにや。又は自然に古訓の失はれしにや。神石は即天武天皇紀二年に見えたる龜石なり。字は更りたれど訓は古のままに残りしなり。今郡中に龜石村あるは新名ならむ。近古以來昔にてジンセキと唱へらる。沼隈は本郡に沼名前神社あれば古くはヌナクマなりしにて、それが後にヌノクマとなり又後に今の如くヌマクマとなりしなり。

○此神社は鞆町にありて國幣小社に列れり。明治初年の當局者の苦辛糊塗の痕は特選神名牒に顯然たり

葦田は近古以來蘆田と書けり。續紀和銅二年十月の下に

備後國葦田郡甲努村相去郡家山谷阻遠、百姓往還煩費太多。仍割品運郡三里隸葦田郡建郡於甲努村

とあり。葦田郡の北部を削りて甲努郡を建てし代に葦田郡の東方なる品治郡なる三里(後の三郷)を割きて葦田郡に屬せしなり。品運は延喜式以來品治と書けり。甲努も式以來多くは甲奴と書けり。ミヨシのヨシに次の字を充てたる所以は知られず。最可をヨロシといひ次可をヨシといふ故にや。明治三十一年十月に安那深津を合せて深安とし、品治蘆田を合せて蘆品とし、奴可三上惠蘇を合せて比婆とし、三次三谿を合せて雙三とせしかば今は深安、沼隈、蘆品、御調、世羅、神石、甲奴、比婆、雙三の九郡となれり。雙三の名特にうたてし。○國府の址は今の蘆品郡國府村附近なり。同村大字府川が其中心なり。府川の北に隣れる廣谷村大字町に總社あり。國府村の西北に接して府中町あり。但國府村といふは新名なり

○府川はもと府中といひしを領主其名を忌みて改めしなり

○驛は延喜式に安那品治者度各并正とあり。安那驛は安那郡にあるべく品治驛は品治郡にあるべし。又者度驛は御調郡郷名に者度あれば御調郡にあるべし。然るに和名抄の

郷名を閱するに安那・品治二郡の外葦田郡にも驛家郷あり。品治驛と者度驛(驛址不明)との距離は大に過ぐべければ兩驛の間に今一驛ありて然るべし。さらば式に唯三驛を擧げたるは一驛を落せるにやと思ふに高山寺本和名抄の驛名にも安那・品治者度(以上備後)とあり。或は初は三驛にて國府に代驛設備ありしを後に國府附近に新驛を置きしにや。以下しばらく四驛ありしものとして其驛址を擬定せむにまづ安那驛は今の深安郡神邊町にて大字川北ならむ。備中の後月驛より此處に到りしなり。地名辭書と廣島縣小誌とには此驛を道上に擬せり。道上是川北の西北に當れり。川北の次が徳田にて其次が道上なり。今の道上村大字道上なり。福山志料卷十四(一頁)に昔ノ山陽道ハ今ノ石州路ニ由リシナリといひ又卷十六(一頁)に昔ノ山陽道ハ今ノ道上村ヲ經、府中ヲ過テ八幡ノ方ヲ通スト云といひ、廣島縣小誌(三〇五頁)に

神邊城址 高屋川の右岸に當る。中古山陽道此地を經由して備後國府に向ふ。近古漸く轉じて高屋川左岸に沿ひて下る

といへり。高屋川は備中國高屋より發し西流して蘆田川に注げる川なり。次に品治驛は今の蘆品郡驛家村の大字中島ならむ。同地に驛山(又馬宿山又馬驛山)最明寺といふ寺あり。

り。小誌(一四頁)に

品治郡驛家郷 蘆品郡戸手村近田(驛山馬宿山最明寺)

といひ又(二〇頁)に

品治驛(品治郡驛家郷) 蘆品郡戸手村近田

といへると同處なり。中島と近田とは相接せり。又近田村と戸手村とは今は別村なり。近田村は驛家村と戸手村との間なり。驛家村は新名なるがエキヤと訓ませたるはいと拙し。驛家はいにしへウマヤと唱へ又は音にてヤケ又はヤカと唱へしなり(播磨風土記新考六〇頁参照。次に葦田郡の驛家は小誌(二〇頁)に

〇〇驛(葦田郡驛家郷) 驛家郷の位置詳ならず。國府即驛家なるべし

といへれど國府の所在は葦田郷なれば驛家郷は國府なるべからず。思ふに葦田郡の驛家は府川の西南に當りて府川と同じく葦田川の左岸に沿ひて其距離半里許なる岩谷村大字父石の附近ならむ。御調川、西南より流れ來りて此處にて大田川と相會して蘆田川となれるなり。次に者度驛は訓むべきやうだに知られず。否誤字ならむも知られず。版本和名抄御調郡郷名に者度とありて伊都土と訓註したれど同書高山寺本即古寫本に

は訓註なし。又同本の驛名には者を見と書けり。香は古寫本に香に代へて書ける字なり
 (又之に之繞を添へたるを道に代へたり)。さて地理志料に

富永氏曰ク。者ハ恐ラクハ都ノ省文ナリ。警者ノ名、某一ト稱スル者或ハ都ノ字ヲ用フ。
 埒保己一葦屋麻績都ノ如シト。因リテ謂フニ吾總ノ相馬郡ニ都部村アリ。呼ンデ伊知
 夫トイフ。凡四方幅湊ノ所之ヲ市ト謂フ。即五十路ナリ。、、都ヲ讀ンデ市トイフハ
 蓋義訓ナリ。附シテ攷ニ備フ。福島正則ノ領地目錄ニ御調郡宇都戸村アリ。寛知集ニ宇
 都登ニ作レリ。是者度ノ轉ナリ。、、意フニ品治ヨリ國府ニ至リ此ヲ經テ安藝國眞
 良ニ入ル。是古道ナリ。藝備國郡志ニ柞原郷東野村絲崎ノ地ヲ以テ之ニ當テタルハ地
 理ヲ失セリ

と云へり。是亦地理を失せり。宇津戸は尾道より發し同郡市村・世羅郡甲山町を経て出雲
 國に到る道に在りて市村よりは西北、甲山町よりは東南に當れり。備後の府中より安藝
 の眞良に到るには市村より北方を經べからず。地名辭書には

者度は其訓註より推せば字畫を誤れる如し。恐らくは壹字を謬寫したるならん。後世
 ツを省きて今の絲崎そのイットの埒なるべし

と云へり。著者は府中より先の古官道を如何にか想像したりけむ。葦田郡驛家郷の下に
 「栗柄柞摩などの山中なるべし」と云へるを見れば府中より南下して今津に出でし如く
 想像したりけむ。今津より更に西南に向ひて絲崎に到らむに其途中(柞磨・絲崎間)無驛に
 して可ならむや思ふべし。思ふに古官道は彼父石より御調川を浜り今の市村・河内村八
 幡村を經て安藝國に入り佛通寺の附近を經て今の豊田郡高坂村大字眞良に達せしな
 らむ。此道今も里道として残れり。即佛通寺よりその鎮守神なる備後國御調郡宮内(今の
 八幡村の大字)の御調八幡宮に通ひし路なり。さて所謂者度驛は今の市村附近ならむ。廣
 島縣小誌に

御調郡者度郷 御調郡市村

者度驛(御調郡者度郷) 御調郡市村

とあり又(一三頁に)

驛路は高屋川の流域より蘆田川の流域に移りて備後國府に達し御調川の谿谷を測
 り山を越えて安藝國に入り云々

といへるは適に余の考へたる所と一致せり。○當國十四郡の内深津・沼隈・品治・蘆田の四

郡と安那・神石の一部とは福山領、御調世羅・三谿・三次・惠蘇・奴可・三上の七郡と甲奴の一部とは廣島領にて其他は幕府及中津藩の領地なりき。福山領の事は福山志料によりて知らるべく廣島領の事は藝藩通志によりて知らるべし。右二領以外の事をも記述せるは廣島縣小誌なり。○此國の風土記の逸文として疫隅國社の一節ぞ傳はれる。そは明に後世の偽作なれば註釋は作らざらむかとも思ひしかど世々の學者をも惑はししものなればなほ註釋を作りつ。但總説の次には附せずして卷末に掲げつ

安藝國 無

此國の名古くより安藝と書ける、その藝は濁音の假字なれば古はアギとぞ唱へけむ。名義は知られず。神代紀の一書に是時素盞鳴尊下_レ到於安藝國可_レ愛之川上也とあり、神武天皇紀に至安藝國_レ居于埃宮_レ古事記には阿岐國之多_レ祁理宮とあり、仁德天皇紀三十八年に安藝_レ淳田とあり、安閑天皇紀元年に獻安藝國過_レ戶廬城部屯倉とあり、推古天皇紀二十六年に遣河邊臣於安藝國令造_レ船とあるなどは無論追書なり。皇極天皇紀元年九月に東限_レ遠江_レ西限_レ安藝_レ發造_レ宮丁とあるも大化改新以前なればなほ追書ならむ。されば當國名の眞に國史に現れたるは孝德天皇の白雉元年十月に遣_レ倭_レ漢直縣等_レ於安藝國使造_レ百濟船二隻とあるを始とすべし。國造本紀に

阿岐國造 志賀高穴穗朝○成務天皇天湯津彥命五世孫飽速玉命定賜國造

とあり。鈴木重胤は則知ル安藝ハ諸_レヲ飽速玉命ニ取ル_レヲ據志料と云へれどいか。飽速玉命のアキと阿岐國のアキとは偶合に過ぎざらむ。少くとも人名が原、國名が次にはあらじ。三代實錄貞觀九年紀十月十三日に授安藝國從五位上安藝都彥神正五位下とある

は伊勢國の伊勢津彦の如き國神にや。

○當國神名帳に國府に阿藝都彥明神とあるが是なり。總社の祭神の中に阿支國地主神とあるも是にや

さらば或は此神の名よりや國の名は起りけむ。否それも輕斷すべからず。彼伊勢風土記の逸文に

天皇大歡詔曰。國宜取國神之名號伊勢。

とある。はた鶴吞にはすべからず。○當國古より八郡にて延喜式に

安藝國 上 管 沼田・賀茂・安藝・佐伯・山縣・高宮・高田・沙田

とあり。和名抄に

安藝國(國府在安藝郡)管八 沼田(奴太賀茂)安藝(佐伯)山縣(高宮)高田(沙田)萬須多。今沙作(豐止與太)。

とあり。沙田は此訓註を添へし時代には豊田と改稱せられたりしなり。抑和名抄の國郡郷名表を作製せしと之に訓註を添へしとは時代頗隔ちたり。訓註の中には後世の轉訛に従へるものあるのみならず往々臆測を以て訓みしにはあらざるかと疑はるるもの

あり。誤りて訓註を當初のものと思ふべからず。さて八郡の順序は東南に始まりて西へ西へと數へ、それより北に轉じて東へ東へと數へ、終に東南に歸れるなり。くはしく云はば當國の東南隅は沼田、其西が賀茂、其西が安藝、其西が佐伯、其北が山縣、其東が高宮、其東南が高田、其東南が豊田、其東南が初の沼田なり。中古に至りて右八郡中高宮は高田に吞まれ沼田は豊田に(其西部は恐らくは賀茂に)併せられて古の郡は六となりしかど其代に安藝が安北安南に、佐伯が佐東佐西に分れしかば八郡の數は變ぜざりき。

○藝藩通志卷一に

嚴島棚守家に藏せる長元(○後一條天皇御世)永承(○後冷泉天皇御世)間の國解みな安南・安北・佐東・佐西の郡名を載せて沼田・高宮は見えず。其時既に八郡なり。蓋二大郡を分ちて二小郡を廢し戸口の多寡を均くせるにや。但故府田所家に所藏保安(○鳥羽天皇御世)頃の免田牒に吉田郡ありて(○右八郡ノ外ニの意)沼田郡なければ九郡とす。又豊田郡樂音寺古神名帳(○此寺に當國の神名帳一卷を傳へたるなり)には沼田吉田二郡俱に存じ餘郡猶八名あればそのかみ十郡の制亦證とすべきに似たり。然るに吉田郡は他書に見えず。おもふに高宮の名忌み避るものありて一時權に置

き易ふるに吉田を以せるにや。今高田郡の内に吉田村あり(○今の高田郡吉田町)即古の高宮郡の地なり

といへり

然るに寛文四年にその安北を高宮と、佐東を沼田と改稱せしかば名のみは式抄の舊に復せしかど古の沼田と後の沼田と、又古の高宮と後の高宮と全く地を異にするに至りき。なほ彼大隅の始羅郡が後の始良郡と、薩摩の伊作郡が後の伊佐郡と地を異にせるが如し。注意せずば迷ふべし。明治三十一年十月にこの紛らはしき高宮沼田二郡を合併して一郡とし、もと安藝佐伯二郡より分れしものなるが故に安佐郡と名づけき。されば今は廣島・呉の二市を除きて豊田・賀茂・安藝・安佐・佐伯・山縣・高田の七郡なり。○沼田郡を和名抄にヌタと訓註せるは沼の古言はヌなるが故なり。

○萬葉集にもヌマとよめる例あれど卷十一なる青山ノイハ垣沼間ノミゴモリニコヒヤワタラムアフヨシヲナミといふ歌の外は皆東歌なり

然るに後世はヌといはでヌマとのみ云へばそれに引かれて今も本郡の故地に残れる地名及河名の沼田をヌマタと唱ふるものあり。仁徳天皇紀三十八年に猪名縣(○後の攝

津國)の佐伯部が鹿を獲て獻ぜしを惡みたまひし由見えて

乃令有司移郷于安藝淳田。此今淳田佐伯部之祖也

とある淳田は即此地なり。又仲哀天皇紀二年に

皇后從角鹿發而行之。到淳田門。食於船上。時海鯽魚多聚船傍。皇后以酒醢鯽魚。鯽魚即醉而浮。而時海人多獲其魚。而歡曰。聖王所賚之魚焉。故其處之魚。至于六月常傾浮如醉。其是之緣也

とあるをも國人は此處とし藝藩通志にも能地村(今の豊田郡佐江崎村の大字)の青木迫門なりと云へり。按ずるに越前の角鹿津より船にて長門の豊浦津に到りたまふに此地は經たまふべからず。ここに伴信友はその若狭國官社私考下卷常神社の下(全集第二の一三七頁以下)に

若狭國三方郡丹生浦の琴引が崎(○今の山東村大字丹生の内)と同郡常神の岬(○今の西田村大字常神の内)との間を管絃の渡といひ古名をノタノトといふ。是仲哀天皇紀の淳田門なるべし(○大意抄出)

といへり。しばらく此説に従ふべし。さて此一節は本國(若狭にもあれ安藝にもあれ)の風

土記より採りしならむ。信友もおぼるげながら、古傳の本書ありて採られたる文なるべきか」と云へり。○豊田郡の舊名沙田をマスダとよむ所以に就いて地名辭書に

沙字は万佐古の訓あり。之を約めてマスに訛れる歟。又沙田を古言にマスタと呼びしにや。その豊田と改稱したるより見れば本義は増豊のマスにて沙磔のマサゴにあらざるに似たり。兩意今決し難し

といへり。按ずるにマスのマは美稱、スは沙の本語なり。今も白沙をシラスといひ沙濱をスハマといふを思ふべし。神代紀に神名のスヒヂニを沙土煮と書きて沙土此云須毗尼と註したるも沙をスに充てたるなり。地理志料にも按陸奥磐井郡沙澤村、村名帳作鱒澤村といへり。スは往々洲と混同せられたり。元來沙ノツモレル處といふ意にて洲をスカといひしに、復軒雜纂にも奥州方言に洲沙の地をスカといふ」と云へり。後には略してスとのみ云ひて、沙はスナ・スナゴ・マサゴ・イサゴ・マナゴといふが常なる事とぞなりにけむ。

○地名の大須賀・横須賀・高須賀などは本來大洲・横洲・高洲にてそのカは初には濁らざりけむ。今も相摸の横須賀・氏の蜂須賀などはカを濁らず

されどマスタを沙田と書けるは擬字にて、名義は或は益田ならむ。地名辭書の著者は擬字と名義とを分つ事を忘れしかば、兩意今決し難し」と述へるなり。○以上古八郡中海に臨めるは沼田・賀茂・安藝・佐伯の四郡なり。古官道は右四郡を貫けるなるが今の國道と一致せる處もあれど大部分は北方に偏れり。其事は次々に云はむ。驛名は延喜式流布本に
安藝國驛馬 眞良 梨葉 都宇 宇鹿 附口 木綿 大山 荒山 安藝 伴部
大町 種篋 濃嗟 遠管各并疋

とあり。然るに高山寺本和名抄には宇鹿は無く鹿附とあり。延喜式流布本は誤りて都宇の宇を再書しそれに鹿附の鹿をつづけたるなり。されば都合十三驛なり。抑當國の廣徑は凡二十里(據日本地誌提要)古官道の延長は知られねど十三驛は多きに過ぐるここちす。ここに類聚國史卷八十三正税の下に

承和五年五月乙丑安藝國言驛家十一處驛家別驛子百并人山路險阻送迎繁多、良倍他國勞逸不_レ等云々

とあり(此文續日本後紀には脱漏せり)。されば初十一驛なりしに當國の驛路は多くは山中を通過して險阻なるが上に紆曲多きに由りていつの御世にか二驛を増置せられし

なり。さて驛路は備後御調郡の者度驛より來りて當國沼田郡の眞良驛に到り當國佐伯郡の遠管驛より周防玖珂郡の石國驛に到りしなり。十三驛中眞良・梨葉・都宇は沼田郡に、鹿附・木綿は賀茂郡に、大山・荒山・安藝は安藝郡に、伴部以下五驛は佐伯郡にぞ屬しけむ。○眞良は和名抄流布本郷名に新良、同高山寺本に信羅と訓註せり。此訓註に依りて地理志料にはシラギとよみ地名辭書にはシンラとよめり。宜しくシラとよむべし。播磨風土記飾磨郡の部に今の白國の事を

所以號新良訓者昔新羅國人來朝之時宿於此村故號新羅訓

といひ(新考一三六頁参照)欽明天皇十五年繼體天皇紀七年などに斯羅とあり。されば母名なるべき新羅國も必しもシラギと云はでシラとも云ひけむかし。さて藝藩通志卷八十七豊田郡の部(一四二九頁)に

按に當郡官道の故路、東は御調郡界中野村より西は賀茂郡高屋東村に出るといふ。延喜式驛馬の部には眞良・梨葉・都宇とあり。都宇其所を失ふ

と云へり。中野村は今の高坂村大字山中野にや。余は今少し南方にて國界を踏え今の大字許山(即佛通寺の所在)を通過せしものと認む。又

眞良村 此村と別迫村とを合せて今も眞良の郷とよぶ

といへり。別迫は即今の許山なり。地名辭書に眞良驛を今の長谷村の下沼田に當るべしといへり。下沼田と云へるは同村の大字沼田下の誤ならむ。さてかく云へるは前驛者度を備後の絲崎と認めたる餘勢のみ。古官道は沼田下を経べからず。眞良驛址は今の豊田郡高坂村大字眞良なり(今はシンラと唱ふ)。同村に馬井谷といふ字あり。關係はなき名にや。次に梨葉驛は通志(一四三〇頁)に「梨葉は南方北方の邊を今も梨羽郷といへり」と云へり。北方村は今上下二村に分れその下北方村は南方村と國道を相夾めり。又上北方村は下北方村の西方に在りて國道より岐れたる縣道に跨れり。古官道は沼田川に沿ひて浜りきと思はるれば梨葉驛址は今の上北方村附近ならむ。廣島縣小誌には南方村に擬せり。○次に都宇驛を通志に

都宇いまだ詳ならず。或人は今の入野村を以都宇にあてたり。是は延喜式驛馬の次第によりての考なり。されど入野はもと倭名抄賀茂郡の内にて沼田郡にあらず。都宇はもと津の義にて海上の稱なるべければその忠海以西の海邊より山手をかけていへりしか云々

といへり。地名辭書に「賀茂郡三津・三津口の邊なるべし」といへるは通志の考證に基づき、ただ通志に竹原より東の地方を擬したる代に西の地方を充てたるのみ。古官道は三津町・三津口村などは經べからず。されば辭書にはその安直郷の條に「此驛は山陽道の別路にて眞良驛より安鹿都宇を経て荒山に向へるごとし」と云へり。辭書に古官道に別路ありとしたるは固より非なり。通志に今の上北方村より今の賀茂郡東高屋村に至る縣道を以て古官道としたるも亦非なり。此道は後世の開通にて、古官道は上述の如く沼田川に沿ひて浜りしなり。都宇の本語はげに津ならむ。されど津は海邊に限らず。河にも河津あること言ふを待たず。この津即都宇は河津より起りし名ならむ。さて都宇驛址は今の豊田郡河内町大字中河内(山陽本線かうち驛)の對岸か。○藝藩通志卷一(三一頁)に「延喜式に云安藝國驛馬眞良梨葉都宇左宇鹿附木綿云々」といへり。都宇鹿附木綿とあるべきを流布本に誤りて宇を再書し又句讀を誤りて都宇・宇鹿・附口・木綿とこそしたれ。左の字は無きを、通志には造果郷に擬せむ爲にことさらに左を補ひて都宇・左宇鹿附木綿としたりとおぼゆ。さて卷七十八賀茂郡の部(一二四五頁)に

當郡官道の古路は東は高屋東村・堀村・杵原村・造賀村・正力村・飯田村・宗吉村を経て大山

をこえ安藝郡に出づといふ。延喜式驛馬部佐宇加木縣二名當郡に係る。

○鹿を無心に加に改め又妄に附の字を除きたり。これが爲に鹿附といふ驛名は二字共に無くなりたり

倭名抄郷名にも造果木綿あり。佐宇加造果は今の造賀なり

といへり。都宇鹿附を流布本延喜式に誤りて都宇・宇鹿附口とせるに妄に左又は佐を加へて左宇鹿又は佐宇鹿といふ一驛名(三字にして其上に音訓の交りたる)を造り、それを和名抄の造果郷即今の造賀村に充てたる爲に古官道を造賀村へもて行きたるなるが古官道は恐らくは造賀村を經ざりけむ。地名辭書賀茂郡高屋郷の下には

高屋は驛路にあたる。延喜式梨葉木綿の間とす。同書に木綿の上に附とあるは蓋驛名二字を脱して附の一字を誤り遺したるものとす

と云へり。梨葉木綿の間にあらず。都宇木綿の間にてその驛名は適に鹿附なり。辭を換へて云はば鹿附驛址は今の賀茂郡東高屋の内にぞあらむ。

○同書には流布本延喜式に宇鹿とあるに誤られそを更に安鹿の誤として和名抄安直郷に擬したり

又通志に

又壬生忠見集に「あきの國あし山を雨のふるにこゆる」といへる和歌見えたり。アシ山は即杵原村の内にて造賀村の路筋なり。忠見は延喜頃(○少し後)の人にて倭名抄同時なれば彼此まじへ考へ古路の所由を證すべし

と云へり。忠見集は群書類従卷二百六十二に收めたり。その中に

つくしにくだるにあきの國あこ山(○この傍ニしのイト註セリ)を雨のふるにこゆる
とて 一たびもまだ見ぬ嶺(○傍ニみちイト註セリ)にまどはぬは雨のあしこそ指南
也けれ

とあり。杵原は今の西高屋村の大字なり。此處を經しを思へば今の里道より北方を通りきと見ゆ。無論造賀に到らむとするにはあらざるなり。○次に木綿驛は通志同卷(一二四六頁)に

木綿は今寺家村の内にユフツクリといへる地名あり。古、此あたりを木綿の郷と稱せしと見ゆ

といへり。寺家は今の寺西村の大字にて西町の西に續けり。以上二驛は賀茂郡なり。梨葉

都宇鹿附木綿の間の驛路は今の國道よりは遙に北方に偏れり。○賀茂郡と安藝郡との間に瀬野大山といふ峠あり。其西南麓に上瀬野村あり。其字に大山あり。是大山驛址なり。通志卷三十七安藝郡の部(四九九頁)に

當郡の官道古は瀬野畑賀より故府に出る(其道より山を國府^{ごえ}とよぶ。故府より西は矢賀村より牛田村の山足をめぐり新山村に至り大田川を渡りて西佐伯郡に出たりと見ゆ。延喜式驛馬部に所載大山荒山安藝の三名は皆當郡の郷里にて驛郵のある所と覺ゆ。大山は今の瀬野にて安藝は故國府なるべし云々

といへり。廣島縣小誌には大山驛を賀茂郡川上村大安宗吉とせり。○次に荒山驛は通志に「詳ならず」と云へり。大山驛と安藝驛との間なれば今の中野村の内にか。同書に又今中野村に荒山といへる山名あれど是は此地の八幡甲斐荒山より移せし後の名なりともいへり

と云へり。○安藝驛は同書に

安藝は故國府なるべし。保安(○鳥羽天皇御世)の文書に府驛家とあれば昔の官道の故府を經しこと知るべし

と云へり。又同書に本郡の郷名を吟味して「驛家郷は或は云今の矢賀村その遺名なりや」と云ひ又矢賀村の下に「或云當村は倭名抄所載の驛家郷なるべし」と云へり。本書の著者は當郡の驛家郷を兵部省式所載の大山・荒山・安藝三驛と別とせるに似たれど驛家無くば驛家郷と稱すべからず。さて其驛家郷の驛家を右三驛と別とせむに國府は佐伯郡界に近ければ府驛家と佐伯郡界との間に更に一驛を置くべからず。思ふに安藝驛は矢賀村に在りしにて其地國府に近ければ府驛家とも云ひしならむ。さて矢賀村は初國府と共に安藝郷の内なりしかと後に獨立して驛家郷とぞ稱せられけむ。その矢賀は驛家の換字なり。古驛家を音にてヤケともヤカとも云ひし事備後國の下(二〇一頁)に云へり。矢賀村は今廣島市に入りて矢賀町といへり。以上三驛は安藝郡の内なり。○通志卷六廣島府の部(一〇〇頁)に

昔の官道東は矢賀村の内より山を越えて尾長山下に沿ひ牛田村に出、川(○太田川)を渡りて今の沼田郡(○佐東郡)伴大町を經、佐伯郡石内村の方に出しと見えたりといひ又卷四十五沼田郡の部(五九七頁)に

昔は當郡の官道東西往還の路、東は長東村より金山の麓をめぐり西に行こと數里、海

邊に出て周防に向ふ。延喜式驛馬の部に大町・伴部の二名あり。今村名に現存すれば故路の所由しるべし

大町村 倭名抄大町(○郷)あり

伴村 倭名抄(○郷名)に土茂と書す

と云へり。即同書は伴部を今の安佐郡伴村に、大町を今の同郡安村大字大町に擬したるなり。伴部は部を略してトモとも訓むべく(海部を部を略してアマとも訓む如く)又之をトモと訓めば郷名の土茂と一致すれば伴部驛を今の伴村とするは可なれど大町驛を今の大町とせば延喜式に伴部・大町と擧げたるを顛倒とせざるべからず。又國府即今の府中村より長東村を經て伴村に到るに北方なる大町を經べからず。又次驛種篁を佐伯郡平良村とすれば伴村との距離大に過ぐ。地名辭書には伴部を安藝郡矢賀村とし大町を佐伯郡草津村とせり。かくすれば各驛の距離は恰好なれど矢賀村は安藝驛の址なるべき事前に云へる如し。思ふにもし伴村を伴部驛とし平良村を種篁驛とせば大町驛は兩者の中間とすべきなり。○種篁驛は通志卷五十一佐伯郡の部(七三九頁)に

古當郡の官道東より西に通ふに伴部大町種篁・濃岫・遠管の五驛ありと見えて延喜式

驛傳の部に見ゆ。是皆古は當郡内なりしが今伴部・大町は沼田郡(○佐東郡)に入る。種篋以下の三驛は今の郡内にあるべけれど皆其所在を詳にせず。おもふに篋は篋の誤なりや(○延喜式驛名には種篋とあり)。されば今の平良村其遺名にても有べきか。然れども種の字義詳ならず、古は大町伴より石田・寺田・保井田・千同・佐方洞雲寺の邊に出たり

といひ又(七四三頁に)

上平良村 或は平樂の字を用ふ。倭名抄の種篋なりや。後唯一村の名となり元祿中に又上下二村に分つと見ゆ。今も此邊を總稱して平良の庄といふと云へり(○次に濃、噓、驛は通志に)

濃噓は濃濃に作るべきか。今官道の村名に大野あり

といへり。濃噓は顛倒にあらず。訓はノにて一音なれば之を二字にせむ爲に母韻の噓を添へたるにて參河の郡名寶・飲・大隅の郡名噓・和泉日根郡の郷名呼・備後奴可郡の郷名斗・石見那賀郡の郷名都・日向兒湯郡の郷名親・噓などと同例なり。廣野中に設けたる驛なれば野と名づけ後に其廣野を開きて村を起ししかば大野と名づけしならむ。今

此村と嚴島との間を大野・迫門といふ(○次に遠管驛はその名三代實錄貞觀十七年十月十日の條に見えたり。通志に)

此驛今其所を失ひぬ。地理を以考れば小方・木野の内なるべしといひ地名辭書には遠管をヲクダと訓みて今の小方をその轉訛とせり。按ずるに所謂四十八坂などの山路を経て海岸の平地におり立ちたる處なるべければ恐らくは今の玖波村ならむ。玖波の西南が小方村、小方の南が大竹村、大竹の西が木野村にて後の二村は大竹川(木野川)に臨めり。大竹川が安藝周防二國を界せる事今も猶昔のごとし。大竹川は俗に堺川といふ。續日本紀天平六年九月に

制。安藝周防二國以大竹河爲國堺也

とあり(○和名抄流布本に據れば本郡にも驛家郷あり。地理志料には)

驛家ノ二字宜シク遠管ノ下ニ移シテ之ヲ小書スベシ。蓋傳寫ノ譌

といへり。按ずるに和名抄流布本郷名に建管驛家大町土茂とあり。同高山寺本には建部大町土茂とありて驛家なし(高山寺本には驛家といふ郷名を錄せざるが例なり)。通志も地理志料も地名辭書も皆建管を遠管の誤としたれどこは高山寺本に建部とあるが正

しからむ。

○或は建部驛家とありて驛家の傍にさかしらに遠管と書きたりしを流布本には誤りて建管驛家としたるか

即和名抄郷名に建管驛家とあるは建部驛家の誤ならむ。もし諸書に云へる如く之を遠管驛家の誤とせば遠管郷の外に更に驛家郷ありとせざるべからず。さればこそ志料に驛家を遠管の註と認むべしと云へるなれどざる例外に無きをや。或は遠管驛家と續けて見べきかとも思へど一郡に二つの驛家郷あらばこそ地名を添へて△△驛家郷とも云はめ唯一つあるには地名を添へていふ必要もなく又ざる例もなし。ともかくも本郡の驛家郷は遠管驛所在地と認むべくや○ここに萬葉集卷五に

大伴君熊凝者肥後國益城郡人也。年十八歲以天平三年六月十七日爲相撲使某國司官位姓名從人參向京都爲天不幸在路獲疾即於安藝國佐伯郡高庭驛家身故也

とあり。延喜式には高庭といふ驛名見え。されば天平時代に有りしが後に廢せられしなりとするか又は後に改稱せられしなりとせざるべからず。延喜式所載本郡五驛の所在多くは明ならざれば各驛間の距離確には知るべからず。従ひて各驛の排置適當にし

て廢驛嵌在の餘裕なしとは云はれず。但常識上よりは驛名が變更せられしにあらざるかと思はる。さて前説如何と見るにまづ通志には其卷五十一(七四四頁)に

玖波村 萬葉集に見えたる高庭驛の音訓轉じて玖波の字になりしにやといへりといひ又卷五十四(七九一頁)に

高庭驛 此驛は今の玖波驛なるべきか。玖波高庭國音相近く轉訛して字を改めしにや。或は今の谷和村なるべしともいへれど谷和は正中の頃關きしといへば玖波是なるべし

といへり。今の玖波驛といへるは玖波は本書編纂當時の山陽道の一驛站(宿驛)なればなり。高庭を上古は勿論の事。中古近古といふともカウバとは訓むべからず。著者の國文學素養今少し深からば、たとひかかる愚説を傳ふる者ありとも之に耳を貸し之を紙に載せざらまし。

○因に云はむ。紀伊續風土記の編纂は仁井田好古に本居内遠・加納諸平副ひたりしかば國文學上の缺陷は無きに近し。菅茶山の福山志料は此點におきては本書即藝藩通志よりも劣れり

次に地名辭書にはその濃岫郷(○和名抄の郷名暗濃を改めたるなり)の下(一一四二頁)に濃岫驛は萬葉集に安藝國佐伯郡高庭驛とあると同所なるべし。今地御前村と大野村の間に中山と云ふ峠あり。其邊に高島と字する地は高庭の遺號とす。或はおふの中山と號す

といへり。高庭と高島と音の相近きに似たるは偶然のみ。否高庭はタカバと唱へずしてタカニハと唱へしなり。庭又場をバといふは後世の轉訛なり。思ふに高庭の名義は高き平地なれば其地は山の麓ならむ。おそらくは彼熊凝男は周防國より此國に入りてまさに山路にかからむとして病の爲に登攀に堪へず。獨一行に後れ路傍に困臥して終に異郷の鬼となりしならむ。右の如くなれば高庭驛は即後の遠管驛にて今の玖波村ならむ。大野村及玖波村の地形圖は通志卷四十九(六六三頁及六六四頁)に出でたり。玖波の宿より山路にかからむとする處に馬ダメシといふ地名あり。昔は馬ココロミとや云ひけむ。ゆかしからずやは。さて高庭を遠管と改めしは天平三年六月より貞觀十七年十月までの間なり

○因に云はむ。山陽道は廣島の城下の開けて同處を通過する事となりし後までも二

十日市より玖波までは山中を通過せしなり。今の如く海岸を傳へるは明治十三年以來の事なり

○國府は和名抄に在安藝郡とあり。今廣島市の東北郊に府中村あるが其址なり。廣島縣史第三編(八八頁)に

國廳址 府中村石井にあり。地名を國廳と呼ぶ。王朝時代安藝國廳のありし所なり。今は往昔の在廳田所氏の裔孫ここに住す

總社址 國廳址の東北にあり。往昔の總社明治七年まで存在せしが同年故ありて之を廢す

とあり

周防國 無

周防は和名抄國名に須波宇と註し今もスハウと唱ふれどこは後世の音便にて、原名はスハならむ。古事記傳卷七(四二五頁)周芳國造の註に

師(○眞淵)は須波と訓れき。まことに萬葉などにも芳は波の假字に用ひ又スハウと云むよりは古言の體なり。されど此國名を正しく然云る例を未見ず(萬葉四に周防在磐國山乎とよめるもスハナルかスハウナルか定めがたし)。和名抄にも周防(須波宇)とある故に今も然訓つ。名義いまだ考得ず

といひ小寺清之の老牛餘喘中卷に

諸の國の號皇國言ならぬはなきに周防のみ皇國言ならぬはいかにもしかあるまじき事にて和訓あるべきなりとおもふに、まづ其名義をたづねずしてはいかにも定がたし。よりに其國形をも聞て考つるはもとはスハといへるなり。古事記に周芳國とあり。此芳の字をば萬葉集に芳宜などと波のかなに用ひたり。スハは祖にてストソとは常にかよふ音也、、然れば祖の國の意なればスハと訓べし。信濃の諏訪も地の

さま同じ。萬葉の周防在はスハナルと四言によむべきなり。初句を四言によめる例多し。和名抄に周防(須波宇)とあるは後の唱への訛れるままにせるなり。彼抄はさる例多し、、古事記に周芳國とあるを眞淵はスハとよめれど名義をとかず。本居氏は「此國の名を正しく然いへる例を見ず」といひ又萬葉四に周防在磐國山乎とよめるもスハナルかスハウナルか定めがたし」といへり。是みな考のたらざるなり

といひ日本地理志料に

按ズルニ古事記日本紀ニ周芳ニ作り信濃ノ諏方郡訓ジテ須波ト云ヘリ。蓋同語ナリ。宇ノ字ハ方言ニ從ヘルノミ。古訓ニ非ザルナリ。安房ノ安房郡下野ノ芳賀郡安藝ノ志芳郷ノ如キ方芳房皆波ト訓メリ。以テ例トスベシ。隋書倭國傳ニ秦王國ニ作レリ。當時未諺ラザルナリ。神名式ニ都濃郡ニ俣神社アリ。世ニ周方大神ト稱ス。ソノ古諺辭ニ云ハク。建御名方神出雲ヨリ通レテ此ニ居リ建御雷神兵ヲ稱ゲテ來リ通ル。建御名方神之ヲ聞キ驚キテ曰ク須波耶ト。遂ニ信濃ニ通ル。故ニ其地ヲ號シテ周芳國ト云フ。遂ニ信濃ニ居リ。故ニ亦諏方ノ稱アリト。姑ク附シテ考ニ備フ

といへり(此外日本紀標註卷八及好古叢誌初編卷三飯田武郷氏國名の周防は古須波と

稱へしこと参照○周防の原名スハなるべき上は萬葉集卷四(新考六八六頁)なる

周防在磐國山をこえむ日は手向よくせよあらし其道

といふ歌の初句はスハウナルといふ舊訓を棄ててスハナルと四言に訓むべきか。但當時夙く音便に従ひて音を延ぶる事行はれてヤヤニをヤウヤウニといひマクをマウクといへる例あれば萬葉集新考九九五頁漸々可多知久都保里又同三七九四頁布禰毛麻宇氣受參照或はスハも亦夙くスハウとや云ひけむ○國造本紀に大島國造波久岐國造周防國造都怒國造と並べ擧げたり。大島國が後の大島郡、周防國が後の熊毛玖珂二郡、都怒國が後の都濃郡なる事は論なし。波久岐國は後の備後の一地方に擬する説もあれど大島國と周防國との間に擧げられたればなほ後の周防國の内ならむ。

○應神天皇紀二十二年に因以割吉備國封其子等也。則、次、次、次、復以波區藝縣封御友別弟鴨別是笠臣之始祖也とあるはこの波久岐國とは別ならむ。然るに後の周防國の内に波久岐といふ地なければ出口延佳は之を與之岐國の誤として後の吉敷郡に充てたり。しばらく此説に従ふべし。然らば波久岐は都怒の後にあるべきをと云はむに國造本紀の順序のととはざるは此處のみにあらねば異とすべから

ず。さて右の國々を大化改新の時に合併して一國とせられしなり○景行天皇紀十二年九月に到周芳婆磨とあり仲哀天皇紀八年正月に參迎于周芳沙磨之浦とあり推古天皇紀十一年二月に仍殫于周芳婆磨とあるなどは無論皆追書なり。大化改新以後の國名初出は天武天皇紀十年九月に周芳國貢赤龜乃放島宮池とある是なり。古は稱呼を主とし従ひて後世の如く文字に重きを置かざりし事勿論なるが文武天皇紀元年十二月に周防等國飢とあるが周防と書ける始なり。但次年九月の紀には又周芳と書けり。畢竟此頃より漸々に周防と定まりしなり○當國は延喜式にも和名抄にも大島玖珂熊毛都濃佐波吉敷とありて六郡なり。然るに續紀養老五年四月に分周防國熊毛郡置玖珂郡とあればそれまでは五郡なりしなり。大島郡は玖珂郡の東南海中にある島嶼なり。玖珂郡の名義は陸なり。海路より云へば地方なるが故にかく名づけしなり。

○因に云はむ。クガはクヌガの略、クヌガはクニカ(國處)なり。ニが下へつづく時にヌとなるは神がカムとなり幸がサツ(サツ矢など)となり栗がクル(栗栖など)となると同例なり

熊毛郡に周防郷あり。國名は此郷名より起りしなり。續紀光仁天皇寶龜十年六月に周防

國周防郡と見えたるは熊毛郡の一名を周防郡とも云ひしにや。都濃郡は初ツヌと唱へしを後にツノと訛りしなり。雄略天皇紀九年に角國といへり。佐波郡は和名抄に波音馬とあり。娑婆と書けるは勿論。佐波娑磨沙麼と書けるも皆サバと訓むべし。豊後風土記新考一三五頁参照。和名抄に國府在佐波郡と云へり。なほ後にいふべし。○驛は延喜式に

石國 野口 周防 生屋 平野 勝間 八千 賀口各并正

とあり。高山寺本和名抄に依りて賀の下に寶を補ふべし。石國驛は地名辭書に「今の藤河村の大字關戸蓋是なり」といへり。關戸は岩國町より川上にて其西北に當れり。こより岩國山を越え小瀬川一名大竹川を渡りて安藝の玖波村に到りしなり。玖波は關戸より東北に當れり。古官道は今の國道より西方を走れり。今も里道ありて安藝の小方村にて國道に會せり。和名抄郷名に驛家石國とあるを地理志料に石國(驛家)の誤とせり。石國郷と驛家郷とは別にてその驛家郷なる驛の名は石國といひしか。熊毛郡にも周防郷と驛家郷とは別にて驛の名を周防といひし例あり。次に野口驛は今玖珂村に字野口ありて國道に沿へる是なり。以上二驛は玖珂郡の内なり。次に周防驛は辭書に「今の呼坂なるべし」と云へり。呼坂は熊毛郡勝間村の大字なり。和名抄當郡郷名に周防熊毛多仁美和餘戸

驛家波濃とあり。されば周防驛の所在は周防郷にあらず。志料には驛家の上に波羅の二字を補ひて波羅(驛家)とせり。如何なる根據ありてかと思はるに驛址と思はるる呼坂に接して原といふ部落あり、その原を波羅と書けば次の波濃郷と頭相同しくなりて

按ズルニ諸本ニ波羅ノ二字ナシ。偶波濃郷ニ涉リテ脱簡ヲ致セルナリ

と云はるるが故なり。頗武斷ならずや。寧もとのままにて驛家郷と認むべし。志料には驛家といふ郷名の存在を認めざれど驛家といふ郷名もあるべき確なる證は播磨風土記賀古郡の部に後の賀古驛に相當するものを驛家里と云へり。右一驛は熊毛郡の内なり。次に生屋驛はイクノヤと訓むべし。今の都濃郡花岡村の大字に生野屋あり。次に平野驛は今の同郡富田町の字に平野ありて共に今の國道に沿へり。和名抄當郡郷名に生屋驛家平野驛家とあるを志料に生屋(驛家)平野(驛家)と改めたるはよろし。同郡に二つの驛家郷あるべからざればなり。以上二驛は都濃郡の内なり。次に勝間驛は志料に爲佐波郡西國衙村といひ辭書に「今富海村是なり」といひ山口縣史略に東佐波令村ニアリといへり。距離より見れば富海とするが叶へり。これも國道に沿へり。國府に近かりしは此驛なり。右一驛は佐波郡の内なり。次に八千驛は辭書に「今臺道村なるべし」といひ史略に「八千詳

ナラズ。蓋今ノ臺道村ノ内といへり。臺道は吉敷郡大道村の大字なり。次に賀寶驛はカガホとよむべく又今の嘉川村に當れりといふ。和名抄吉敷郡郷名に八千嘉寶とあり。但こには驛家とは無し。嘉寶驛より長門の阿潭驛に到りしなり。以上述べ來れる如くなれば當國の古官道は其東端の外はほぼ今の國道に齊し。○國府址は佐波郡防府町大字東佐波令宇國衙に在り。俗に其址を指して國府八町といふと云ふ。陸中國膽澤の鎮守府址を俗に方八町といふを思合すべし。○萬葉集に見えたる當國の地名は彼磐國山の外は皆卷十五なる天平八年遣新羅使人等海路慟情陳思作歌の中に見えたり。まづ備後國水調郡長井浦。同風速浦。安藝國長門島。同長門浦にての歌ありて次に周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌八首あり。今熊毛郡にも麻里布村あれど、ここには玖珂郡麻里布浦とあればなほ今の玖珂郡麻里布町なり。こは岩國町の東に接したる地域。今津葉東室木柱島の四大字に分れたる町にて室木の字に麻里布あり。右八首の中に

いっしかも見むとおもひし安波之麻をよそにやこひむゆくよしをなみ

安波思麻のあはじとおもふいもにあれややすいもねずてあがこひわたる

といふ歌あり。今此附近に阿多田島申島あり又大島迫門の手前には前島などあれどア

ハ島といふは無し。名のかはれるにこそ。又彼八首の中に

いへびとはかへりはやこと伊波比之麻いはひまつらむたびゆくわれを

くさまくらたびゆくひとを伊波比之麻いくよふるまでいはひきにけむ

とあり。今祝島(一名岩見島)といふがあれど、そは熊毛郡室積町の南方海中に在りて大島迫門より遙に西南に當れり。もし是とすれば麻里布浦行之時作歌とあるに合はず。無論行之時とありて船泊之時とあらねば作者の位置は固定せざれど大島迫門より遙に西南に當れる島に寄せたる歌を麻里布浦行之時といふ題詞の下には收むべからず。或はこれも麻里布浦に遠からざる島にて其名今かはれるにあらざるか。又彼八首の中に

筑紫道の可太能於保之麻しましくも見ねばこひしきいもおきてきぬ

とあり。こは彼大島迫門を隔てて玖珂郡と相對せる大島一名屋代島なる事論なし。此島は古事記に二神が八大島を生みし後に六小島を生み給ひし事を敍べたる中に次生大島亦名謂大多麻流別といへる島にて日本紀にも次生大洲と見えたり(後者には大島を吉備子島と共に大八島の内に加へたり)かかれば大島は太古よりよく知られたりし島なり。さて何故にツクシヂノ加太ノ大島といへるにか明ならず。余は萬葉集新考(三二二

九頁)に契沖の一説に従ひて

可太は方なり。大島は諸國にあれば取分きてツクシチノ方ノ大島といへるなりといひしかどいまだ徹底せざる感ありき。再按ずるに此歌は麻理布浦附近を航行せし程に南方遙に大島を望みて作りしにて、ユクテニ見ユルといふことをツクシ路ノ方ノといへるなり。なほ云はば還路をヤマト路といふに(たとへば卷六にヤマト路ノキビノコジマヲとあり)對して往路をツクシ路といふ事勿論なるが、大島にはいまだ到らざるが故に方ノといへるなり。加太をカダと訓みて地名とせる説はひが言なり。○次に過大島、鳴門之後追作歌二首あり。大島、鳴門は即今の玖珂郡鳴門村大島と大島郡小松町との間なる大島追門なり。○次に熊毛、浦船泊之夜作歌四首あり。和名抄に熊毛郡熊毛郷あり。熊毛浦は今の佐賀村大字小郡か。小郡は本郡の東南部の半島を成せるその西岸に在りて近く上の關海峡の北方に當れり。その四首の中に

おきべよりしほみちくらし可良能宇良にあさりするたづなきてさわぎぬ

といふ歌あり。カラノ浦は熊毛浦の一名か。さらずとも相續ける浦ならむ。地理志料には萬葉集ニ熊毛浦アリ。一名可良泊。可良ハ韓ナリ。韓人入貢スルトキ此ニ繫泊ス。因ツテ

名ツク

と云へり。可良泊とは何に據りて云へるにか。○次に佐婆海中忽遭逆風漲浪漂流經宿而後幸得順風到著豐前國下毛郡分間浦。於是追但艱難。悽惻作歌八首あり。佐婆海中は佐婆郡の海中にてやがて周防灘の内なり。長門の海を経て豐前國の北端に到るべきを暴風に遭ひて西南方に流されて豐前の下毛郡に著きしなる事萬葉集新考に云へる如し

長門國 無

長門の古名は穴門アナドなり。穴門を長門と別地とせる説は従はれず。穴門をもナガトとよむべしといへる説も従はれず。穴門の名義は海峡なり。されば古典に穴門といへるには普通名詞として用ひたるもあるべく。又他處の海峡を指せるもあるべし。誤りて悉く國號とは見べからず。たとへば古事記景行天皇の段に倭建命が熊曾建クマソノタケを誅したまひし事を述べし後に

然シテ還リ上リマス時ニ山神河神マタ穴戸神皆コトムケ和シテ參上リマシキといへり。この穴戸神は山神河神に對したればただ海峡神といへる事にてその穴戸は特に下之關海峡を指し従ひて長門國を指せるにあらじ。又垂仁天皇紀二年の註に

對ヘテ曰ク。オホカラ國王ノ子。名ハツヌカアラシト。日本國ニ聖王アリト傳聞シテ歸化ス。穴門ニ到リシ時ニ其國ニ人アリ。名ハイトツ比古。臣ニ謂ヒケラク云々

とあるは筑前國の怡土と志摩との間の海峡にあらざるか(西海道風土記逸文新考五頁参照)確に長門國を指せるは國造本紀の穴門國造を除きては仲哀天皇紀二年に

天皇コニ熊襲國ヲ討タムトシ則德勒津宮(○紀伊)ヨリ發シテ海ニ浮ビテ穴門ニ幸ス、、天皇豐浦津ニ泊ス

とあるが始出なり。又長門といふ名の始めて見えたるは繼體天皇紀二十一年の詔に長門以東朕制之。筑紫以西汝制之。之とあるがそれなれどこは例の如き追書にて實は大化改新の時にぞ長門といふ國號は始まりけむ。ともかくも天智天皇紀四年に始めて築城於長門國と見えたり。これより後には穴門の名は見えず。さて大化改新以前には穴門國と阿武國とありしに之を合せて長門國は立てられしなり。或書に穴門國造管厚狹豐浦美禰三郡地阿武國造管阿武大津二郡地といへるは事情に疎し。ただ夙く開けたる地方に二國造國を置かれしのみ。固より精しき地圖の無かりし世なれば兩國造國の境界なときはやかなるべからず。○延喜式に

長門國 中 管 厚狹 豐浦 美禰 大津 阿武

とあり。然るに和名抄には

長門國 管五 厚狹 豐浦 美禰 大津 阿武 見島

とあり。見島を加ふれば六郡なるになほ管五とある事と郷里部に見島郡は無くて大津

郡に三島郷ある事とを思へば國郡部の見島は後人の記入したるなり。

○郷里部の三島も高山寺本には無し

拾芥抄に

長門五郡 厚狹 豐浦 美禰 大津 阿武 [見島]

とあるはこれも記入かと云ふに記入には相違なれど拾芥抄に後人の記入したるにあらで拾芥抄の著者が民部省所藏の國郡帳(いつの世の作製にか知られず)を掲ぐとて現在に據りて見島を記入したるならむ。されば見島郡の起りしは略足利時代ならむ。思ふに地方の小豪族が此孤島を占領して私に見島郡と稱せしを亂世の事なれば朝廷にても黙認せられしならむ。右の如く拾芥抄にはなほ厚狹豐浦とあれど後に厚狹を厚狹厚東の二郡に、豐浦を豐東豐西豐田の三郡に分ちし事あり。無論朝廷の命によりて分ちしにあらざともかくも當國は九郡に分れし時代あり。寛文四年に幕府命じて天下の郡名を復舊せしかど當時歴史地理又は地理歴史の學いまだ開けず吏胥は和名抄、然もその流布本を金科玉條とせしかばにがしき事あまたある中に(たとへば安藝の安北佐東二郡を高宮沼田と改稱したるを思へ)見島郡も亦和名抄の流布本に據りて其獨立

を認められしが明治二十九年に之を廢して阿武郡に屬せられき。されば今は厚狹・豐浦・美禰・大津・阿武の五郡なり。云ひ忘れき。此見島は萩の北北西二十餘海里の海中に在る周圍八海里許の小島なり。此外厚狹郡の西偏を吉田郡といひし事あり。又阿武郡を阿武・奥阿武に分ちし事あれど此等には認められざりけむ。○厚狹の訓はアツサなり。和名抄に安豆佐と訓註せり。近古以來アサと唱ふ。豐浦は同書に止與良と訓註せり。トヨウラの約なればトユラなるべきを、トヨラと唱ふるは訛れるなり。猶豐受大神宮をトヨケとも稱し奉るが如し。阿武の訓はアムなり。今アブと唱ふるはうたてし。○驛は延喜式に阿潭 厚狹 埴生 宅賀 臨門各廿疋
阿津 鹿野 意福 田宇 三隅 參美 埴田 阿武 □佐 小川各三疋
とあり。高山寺本和名抄に埴田を埴田、□佐を宅佐とせり。田宇も由宇の誤なり。類聚國史卷百七に

嵯峨天皇弘仁九年八月戊午勅。長門國部内不要驛家十一所馬五十五疋。朝使無往還之要。公民有守飼之費。宜每驛置□自餘充鑄錢料鉛駄。とあり。缺字は三ならむ。每驛五疋なりしを三疋に減じ不用となれるもの都合二十二疋

を同國の鑄錢使の用に供せしなり。右の十一驛は無論大路の驛にあらで小路の驛なるが、小路の驛の延喜式並に高山寺本和名抄に見えたるもの十所なるを思へば後に一所を廢せられしなり。廐牧令に

凡諸道置驛馬大路卅疋、中路十疋、小路五疋。使稀之處國司量置不必須足

とあり。阿津以下は石見國に通ずる小路の驛なれば令制に依りて每驛馬五疋を置かれしを茲に至りて勅旨にて各三疋に減ぜられしなり。○さて山陽道の五大驛より云はむにまづ阿潭はアタミと訓むべし。周防の賀寶の次驛なり。地名辭書には

其里程より推せば山中吉見の邊にあたり吉見には舊熱泉ありしと云へばアタミは温水の義にして持世寺を驛址とす

といへり。吉見は今の厚狹郡厚東村の大字なり。持世寺は吉見の字にて山陽本線ことう驛の西南に在り。次に厚狹驛は和名抄の厚狹郷にて今の厚狹町又山陽本線あさ驛是なり。次に埴生驛はハニフと訓むべし。今生田村に大字埴生ある是なり。今の山陽本線はぶ驛の南方なり。地名辭書には小路の埴田驛と混同せり。以上三驛は厚狹郡の内なり。次に宅賀を地理志料にタカと訓み地名辭書にタクガとよめり。さて志料に今ノ小月村ヲ言

フといひ辭書に埴生と臨門の間なれば今の清末の邊なるべしといへり。前者に従ふべくや。但小月村と清末村とは相隣れり。次に臨門驛を志料に臨門と改めて

臨ハ軀ニ作リテ讀ンデからと云フベシ。今ノ赤間關ノ北ニ唐戸町アリ。是ソノ遺名といひ辭書に

臨海門驛の義なるべし。即赤間關にあたる

といへり。前者の説は非なり。諸國にカラウト・カラトなどいふ地名あるは唐櫃の説なり。その唐櫃は恐らくは發掘したる石棺の謂。さて驛名を命ぜし時代にはまだカラトといふ訛言はあるべからず。辭書に臨海門驛の義なるべしと云へるもいか。臨關門の義ならむ。今の下關市の内なるは論なし。此驛より海峽を渡りて豊前の社埴驛今の門司市の内に到りしなり。以上宅賀臨門の二驛は豊浦郡の内なり。又阿潭より臨門までの五驛は山陽道の驛なり。當國の古官道は略今の山陽道に同じ。ここに日本後紀大同元年の下に五月丁丑勅。備後安藝周防長門等國驛館本備蕃客瓦葺粉壁。頃年百姓疲弊修造難堪。或蕃客入朝者便從海路。其破損者農閑修理。但長門國驛者近臨海邊爲人所見。宜特加勞勿減前制。其新造者待定樣造之

とあり之によりて知らるる事四。備後以西四箇國の驛館は瓦葺粉壁にて他國のより美しかりし事、蕃客の入朝せし時長門の臨門驛より備後の安那驛までは陸路を經し事、安那海にて船に乗りし事、長門國埴生以西の驛館は海路より見えし事即是なり○小路十驛中阿津・鹿野・意福は美禰郡に、由宇・三隅は大津郡に、參美・埴田・阿武・宅佐・小川は阿武郡に在りき。まづ阿津はもと阿都と書きたりしを寫し誤れるならむ。地名を書くに音訓を交へたる例はいと少ければなり。今の美禰郡西厚保村の内ならむ(大字厚保本郷か)。厚保は本來厚の保にて、その保は所謂莊園郷保の保にて一種の村なれば本名はアツなり。次に鹿野を地理志料に麻野の誤としヲノと訓み今の美禰郡赤郷村に充ててソノ驛次ヲ考フルニ阿都意福ヨリ麻野ニ至ルナリといひたれど延喜式に阿津・鹿野・意福とついでたる上に阿津と意福との距離遠くして其間に一驛を要すれば志料の説は從はれず。或は今の大嶺村の大字大嶺東分の内か。次に意福を志料にはオフキ辭書にはオフクとよめり。今於福村あり。志料に地ノ馬路ト名ヅクルアリ。是其驛址といへり。次に由宇はただユと訓むべし。一音なる故に母韻の宇を添へたるなり。今の太津郡深川町大字深川湯本是なり。次に三隅は今の同郡三隅村大字三隅中か。次に參美は今阿武郡の西端に三見村あ

る是なり。驛址はその大字三見市附近か。次に埴田、次に阿武なるが二驛共に明ならず。但埴田は今の萩市の東部にて阿武は今の紫福村の内にあらずやと思はる。紫福村は大井村の東、奈古村の南にあり。次に宅佐はタカサとよむべし。タカに宅を充てたるは宅の音タクを轉用したるにて適に安宅の宅に同じ。今高俣村に大字高佐上・高佐下あり。次に小川は今も小川村ありて當國の東北端に近く石見國美濃郡に接せり○以上小路十驛の始驛阿都は山陽道の埴生驛(驛家郷)に連れり。本來此小路は山陽山陰二道を連絡するものなるべきが山陰道の終驛は伊甘即石見の國府にて、それと長門國小川驛との間の驛路の絶えたるは如何。抑驛路に沿へる山陽道七國の中に(美作國には驛路なし)別路あるは首國の播磨と尾國の長門とのみなるが(地名辭書に安藝國にも別路ありと認めたるは誤解なり)播磨國の九驛中別路に屬せるは埴保郡の越部と佐用郡の中川とにて山陽道の太市驛より分れて右兩驛を經て美作國英多郡に入りしなり。然るに前に云へる如く美作には驛路なし。然も中川驛と美作の國府との距離は頗遠し。その趣今の長門石見の關係と相似たり。國府(美作にては苦東郡石見にては那賀郡)には無論馬の儲も十分なるべければ美作の國府より播磨の別路の終驛中川(又は備前の高月驛)に出で又は石

見の國府より長門の別路の終驛小川に出づるには不自由もあるまじきが播磨の中川驛より美作の國府に到り又は長門の小川驛より石見の國府に到るには如何にかしけむ。元來驛傳の事には不敏にしていまだ詳にせざる所多きが右の事も亦いまだ詳にせざる所の一なり(信濃國別路参照)○當國には厚狹・豐浦・美禰・大津・阿武五郡共に各一所の驛家郷あり。その驛家郷と大小路十五驛との關係如何。まづ厚狹郡の驛家郷は(厚狹驛に對しては同名の郷あれば)阿潭・埴生二驛の内なり。地理志料には埴生驛に擬したり。驛家郷を良田郷の前に掲げたるを思へば埴生驛ならむ。次に豐浦郡の驛家郷は(臨門驛にあらざるべければ)これも志料に云へる如く宅賀驛ならむ。次に美禰郡の驛家郷は(鹿野驛は美禰郷なるべければ)阿都か意福とせざるべからず。これも志料に云へる如く首驛阿都ならむ。次に大津郡の驛家郷は(三隅驛に對しては同名の郷あれば)由宇驛なり。終に阿武郡の驛家郷は(阿武宅佐二驛には同名の郷あれば)他の三驛の中、おそらくは終驛の小川ならむ。志料には埴田驛とせり。以上は頗曖昧なれば更に郷名掲記の順序より推して如何とも思へど古の郷を今の町村に擬定するは不可能とは云はねど頗困難なり。少くとも時を量りて筆を執るものには容易ならず。播磨・豐後・肥前に就いて多少此事

を試みしは此等の國には幸に風土記が(缺本又は略本ながら)傳はりたればなり○當國の國府の址は豐浦郡長府町大字豐浦町字總社なり。仲哀天皇の豐浦宮の址も此地にあり

附 錄

疫隅國社

備後國風土記曰。疫隅國社。昔北海坐志武塔神。南海神之女子乎。與波比爾
 △坐爾日暮。彼所蘇民將來二人在。兄蘇民將來甚貧窮。弟△將來富饒
 屋倉一百在。爰△塔神借宿處。惜而不借。兄蘇民將來借奉。即以粟柄爲座
 以粟飯等饗奉。爰畢出坐。後爾經年。率八柱子還來。天詔久。我將奉之爲報答。
 △汝子孫其家爾在哉。止問給。蘇民將來答申久。己女子與斯婦侍。止申。即詔
 久。以茅輪令著於腰上。隨詔令著。即夜爾蘇民之女子一人乎。置天皆悉許呂
 志保呂保志。天伎。即詔久。吾者速須佐△雄能神也。後世仁疫氣在者。汝蘇民

將來之子孫。止云。天以茅輪著腰在人者。將免。止詔伎。○釋日本紀卷七述義
 三、神代上素盞鳴尊。乞宿於衆神之註所引。

新考 新訂増補國史大系に據れるなり。新訂増補本は前田侯爵家所藏の正安年間古寫
 本を底本としたるなり。○坐爾の上に伊勢本古事記裏書と二十二社註式とに據りて出
 の字を加ふべし。○彼所の下の蘇民の二字は衍れり。國史大系の頭書に蘇民を存じて蘇
 民將來、此下恐脫巨且將來四字といへるは非なり。註式には蘇民の二字なし。○弟の下に
 巨且を脱せる事國史大系の頭書に云へる如し。註式には有り。屋倉を註式に屋舎とせり
 ○爰の下に武を脱せり。註式には有り。○原本に饗奉の次に奉爲と書きて消ちたり。流布
 本(即舊國史大系の底本としたるもの)に々々既畢出坐とせり。々々は抹消の符なるよと
 を誤てるなり。既と爰とはいづれかよけむ。○我將奉之爲報答。原本に我我と書き第二
 の我を消ちて右傍に將と書けり。又答の下に曰と書きて消ちたり。大系本には句讀を誤
 ちて報の下を句とせり。奉は恐らくは率の誤ならむ。○汝子孫の上に又の字あるべし。我
 將以下在哉以上は一連の御辭にあらねばなり。○蘇民之女子一人乎。裏書にもかくあ

れどさては蘇民夫婦も殺されし如く聞ゆ。註式には蘇民之女子止婦止置天とあり。これもいまだし。流布本に蘇民與女人二人乎とあり。是正し。宜しく従ふべし。或は後人の手を加へたるにや。○速須佐雄能神也。速須佐の下にも能字あるべし。裏書には有り。○原本に著腰の下に上詔隨詔令著即夜と書きて消ちたり。誤りて上文を再書したるに心づきて消ちたるなり。その中にて上の詔は衍れり。流布本には之をさながらに存じ又夜を家と誤てり。裏書にも註式にも此八字なし。又註式には在を有とせり。在有は古書に通用せり。○次に讀者の爲にその目に馴れたらむ考證の本文を掲げて其誤を訂してむ。

備後國風土記曰。疫隅國社。昔北海坐志武塔神南海神之女子乎與波比爾出坐爾日暮多利。彼所爾蘇民將來巨且將來二人在支。兄蘇民將來甚貧窮弟巨且將來甚富饒屋倉一百在支。爰仁武塔神借宿處。惜而不借。兄蘇民將來借奉留。即以粟柄爲座以粟飯等饗奉留。饗奉既畢出坐。後爾經年率八柱子還來天詔久。我將奉之爲報答。曰△汝子孫其家爾在哉止問給。蘇民將來

答申久。己女子與斯婦侍止申須。即詔久。以茅輪令著於腰上。隨詔令著。即夜爾蘇民與女人二人乎置天。皆悉許呂志保呂保志天。後。即時仁詔久。吾者速須佐能雄能神也。後世仁疫氣在者。汝蘇民將來之子孫止云天。以茅輪著腰上詔隨詔令著即家在入者將免止詔久。

考證に「出字釋紀にはなきを古事記裏書に據て補ひ多利二字は註式によれり」と云へり。註式にも出坐爾とあり。出を加へたるはよろし。多利を加へたるは不可なり。元來二十二社註式(群書類從卷二十二所收)祇園社の項に神社本縁記云として引ける文は風土記に據れるにはあれど原文のままにはあらで聊それをいろひたるものなれば少くともそのテニヲハ送假名の如きは以て原文の補訂に供すべからず。特に此處は日クレヌとよむべきをや。○又巨且四字は本書になきを下文に據て補ふと云ひて然せるは非なり。巨且將來を補ふべきにあらず。上なる蘇民を削るべきなり。註式にも彼所仁將來二人在伎とあり。○又弟巨且將來、巨且二字註式によると云へり。これはよろし。○爰仁武塔神とある仁と武とは註式より補へるなり。仁は無くとも○次の饗奉(否之に相當する奉爲の二

字)は原文には抹消したり○曰も原文に消ちたり。又を補ふべき事上に云へる如し○又「即時仁、詔久、本書時仁二字なきを註式に従ふ」と云へるは非なり。原書に即とあるを註式に時仁と書更へたるなり。即を存じながら時仁を加ふべけむや○上詔隨詔令著即家の八字が衍文なる事は上に云へる如し○栗田氏は奉を註式に據りて又は私に奉留とし又私に伎を支に改めたり○神宮文庫本古事記裏書文永十年卜部兼文註、應永三十一年僧道祥寫)に

備後國風土記云。昔北海坐志武塔神南海之女如^レ與^レ被^レ爾^レ出坐爾日暮。彼所蘇民將來二人

在伎○即夜爾蘇民之女子一人乎置△皆悉任志天伎。即詔久。吾者速須佐能雄能神也。後世爾疾氣在者汝蘇民將來之子孫止云天以茅輪著腰在人者將免止詔支

とあり。本書の著者兼文は釋日本紀の著者兼方(懷賢)の父なれば本文としては釋紀なるより此方を引くべきなれど惜いかな○の處に文を中略せり。釋紀と比較するに彼の南海神之女子乎を南海之女とせり。又彼の與波比爾坐爾を加與被爾出坐爾とせり。出字は此に據りて彼を補ふべし。又速須佐の下に能あり。これも此に據りて彼を補ふべし。置の右下に天を脱し任任は殺亡などを誤ち疾氣は疫氣と誤てるなり○蛇足に似たれど左

に訂正文の釋文を擧げむ。本文には補削多くして之に直に傍訓を附けば組むにも讀むにも便ならざるべきが故なり

疫隅國社、昔北海ニ坐^レシ武塔神、南海ノ神ノ女子ヲヨバヒニ出坐^レシシニ日暮レヌ。彼所ニ將來二人アリキ。兄蘇民將來ハ甚貧窮ナルニ弟巨旦。將來ハ富饒ニシテ屋倉一百アリキ。爰ニ武塔神宿處ヲ借ルニ、惜ミテ借サズ。兄蘇民將來ハ借シ奉ル。即粟柄ヲ座^レトシ粟飯等ヲ饗^レ奉ル。爰ニ畢リテ出坐シキ。後二年ヲ經テ八柱ノ子ヲ率テ還來テ詔^レハク。我之ヲ率テ報答^レヲセムトスト。又汝ノ子孫其家ニ在リヤト問ヒ給フ。蘇民將來答ヘ申サク。己、女子ト斯婦ト侍リト申ス。即詔^レハク。茅輪ヲ腰ノ上ニ著ケシメヨト。詔^レノマニマニ著ケシム。即夜ニ蘇民ト女人二人トヲ置キテ皆悉コロシホロボシテキ。即詔^レハク。吾ハ速須佐能雄能神ナリ。後世ニ疫氣アラ

バ汝蘇民將來ノ子孫ト云ヒテ茅輪ヲ腰ニ著ケタラム人ハ免レムト詔ヒキ

原文の文體を按ずるに漢字國文式なると漢文式なると相雜れり。即古事記の文體に近く日本紀の文體に遠し。其上に送假名を右方に寄せて書ける。宣命の書式に同じ。備後風土記はすべてかかる體式にや。此外の逸文傳はらねば知るべからず。なほ末にいふべし。本來本文の傳説はスサノヲノ尊が根國に下らむとして途にて宿を借りかねて辛苦し給ひし事と牛頭天王の傳説とを糾ひて作りたるものなり。まづ寶鏡開始章の第三一書に

時ニ霖ツクシフル。素盞鳴尊、青草ヲ結束ネテ笠簍トシテ宿ヲ衆神ニ乞フ。衆神曰。汝ハ是躬行濁惡ニシテ逐論セラルル者ナリ。如以ソ宿ヲ我ニ乞フ。トイヒテ遂ニ同ジク之ヲ距グ。是ヲ以テ風雨甚シカレドモ留休スルコトヲ得ズシテ辛苦シツツ降リキとあり。次に安部清明(安倍晴明)の撰なりといふ實録内傳金鳥玉兔集(續群書類從卷九百六所收)の序に

○原文頗長ければ節略に止む。又頗晦澁なれば讀者の爲に釋讀を試みしかど釋讀はた容易ならず。或は誤譯あらむ

倩ツクシ以 中天竺摩訶陀國靈鷲山ノ良波尸那城ノ西ナル吉祥天源王舍城ノ大王名ヲ商貴帝ト號ス。曾テ帝釋天ニ仕へ善現天ニ居リ三界内ニ遊戲シ諸星ノ探題ヲ蒙リ名ヲ天刑星ト號シキ。信敬ノ志深キニ依リテ今娑婆世界ニ下生シ改メテ牛頭天王ト號ス。頭ニ黄牛面ヲ戴ケリ。兩角尖リテ猶夜叉ノ如シ。厥勢長大ナルコト一由緒那ナリ。厥相顔他ニ異ナル故ニ更ニ后宮有ルコト罔シ。四姓咸悲歎ス。、、時ニ虚空界ヨリ青色ノ鳥來ル。名ハ瑠璃鳥。形翡翠ノ如ク聲鳩鴿ニ似タリ。來リテ帝王ノ檻前ニ居。等晡天王曰。我ハ是天帝ノ使者タリ。汝元同朋タルノミ。汝ノ名ヲ天刑星ト號シ我名ヲ毘首羅天子ト曰フ。、、爾ニ御宮ノ采女罔シ。故ニ天帝我ヲシテ教告セシム。是ヨリ南ノ海ニ娑竭羅龍宮アリ。是ニ三人ノ明妃アリ。、、爰ニ第三ヲ頗梨采女ト號ス。、、汝彼宮ニ至リテ嫁ヲ請フベシト。斯ノ如ク晡リ終リテ虚空界ニ歸ル。

○以下も此式に依らむかと思ひしかど文飾多くして紙を費すこと少からざるべければ以下は要領を摘むに止めむ。さて以上も書更へむかとも思へど原文の體裁

を知らしむるが爲にさし措きつ

ココニ牛頭天王大ニ歡ビテ眷屬ヲ率テ南海ニ趣カムトスルニ其道八萬里程ナルガ未三萬里ナラズシテ人馬共ニ疲ル。ココニ南天竺ニ夜叉國一名廣遠國トイフガアリテ其王ヲ巨旦、大王トイヒ其民ハ皆魑魅魍魎ノ類ナリ。天王ソノ鬼關ニ入ラムトスルニ鬼王巨旦、門ヲ閉ヂテ入レズ。サテ千里松園トイフ處ニテ一賤女ニ教ヘラレテソレヨリ東ノ方一里許ナル淺茅生原(○原文ノママ)ニ住メル。蘇民、將來トイフ善人ヲ訪ヒテ宿ヲ求メシニタダ三閣(○三室)アル上閣ニ梁粟ノ莖ヲ布キテ天王ノ席ヲ設ケ餘ノ二閣ニ眷屬ヲ收容シ又僅ニ半瓢ナル粟米ヲ煮テ大王並ニ眷屬ニ供ス。サテ大王前途ノナホ遠キヲ歎ゼシニ蘇民一寶船ヲ貸ス。此船ニ乗ルニ須臾ニ龍宮城ニ到ル。サテ頗梨采女ヲ娶リテ居ルコト二十一歳ニシテ八王子ヲ得。ココニ天王、中天竺ニ歸ラムトシテ八王子並ニ眷屬ヲ率テ廣遠國ナル彼巨旦大王ノ城ニ入りテ其主從ヲ盡ニス。タダ彼賤女ノミハ大王ガ桃木ノ札ヲ削リテ急々如律令ノ文ヲ書キテソノ袂中ニ投ゼシカバ禍ヲ免レキ。サル程ニ蘇民ハ變ジテ富人トナリタリシガ、コタビハ宮殿ヲ造構シ諸珍菓ヲ供シテ大王八王子等ヲ犒ヒシカバ大王大ニ喜ンデ彼夜叉國ヲ蘇民ニ與

ヘ又我末代ニ行疫神トナリ八王子眷屬等國ニ亂入セムニ汝ノ子孫ト曰ハバ害スベカラズ云々ト誓ヒ又二六ノ秘文ヲ授ケ又五節ノ祭禮ヲ行フコトヲ教ヘキ
大意右の如し。なほ末に

長保元年六月一日於祇園精舍三十日間調伏巨旦。至于今世學此威儀云々
といへり。長保は一條天皇の御世なり。晴明は適に此時の人なり。但此書は晴明の作にや
いとおぼつかなし。恐らくは後人が作りて晴明に假托せしものならむ。祇園精舍は即祇
園社即今の八阪神社なり。注目せよ。此書に蘇民巨旦を南天竺の人とせるに、又二人を兄
弟とせざるに、又牛頭天王といひて武塔神といはざるに、又五節の祭禮として正月の赤
白鏡餅・三月の蓬萊草餅・五月の菖蒲結粽・七月の小麥索麵・九月の黃菊酒水を擧げて茅輪
の事を云はざるに、特に注目せよ。此書に牛頭天王は即スサノヲノ尊なりと云はざるに、
さて此書に云へる事が印度より傳來したるものとしても原のままにあらざる事は勿
論なるが、いまだ本地垂迹説の痕なきを見れば彼疫隅國社の傳説よりは古からむ事を
知るべし。○一人が宿を貸さず又一人が宿を貸しきといふ傳説特に備後風土記の如く
その兩人を兄弟とせるは東國に行はれし彼富士筑波傳説と相似たり。或は備後風土記

に蘇民と巨且とを兄弟とせるは故意に富士筑波傳説に似せたるにあらざやとさへ思はる。富士筑波傳説は常陸風土記に見えたり。即同書筑波郡の下に

古老ノ曰。昔祖神ノ尊諸神ノ處ニ巡行ス。駿河國福慈岳ニ到リテ卒ニ日暮ニ遇フ。請ヒテ寓宿セムト欲ス。此時福慈ノ神答ヘテ曰。新粟ノ初嘗シテ家内諱忌セリ。今日ノ間ハ冀許不堪ト。冀ハクハ不堪ヲ許セトよむべきか。是ニ祖神ノ尊恨ミ泣キ嘗リテ告曰。即汝ガ親ナルヲ何ゾ宿スコトヲ欲セザル。汝ノ居ル所ノ山ハ生涯ノ極冬夏雪霜アリ。冷寒重襲シ人民登ラズ飲食奠クル者ナカラムト。更ニ筑波岳ニ登リテ亦容止ヲ請フ。此時筑波ノ神答ヘテ曰。今夜新粟ヲ嘗スレドモ尊旨ヲ奉ゼズバエアラジト。爰ニ飲食ヲ設ケ敬拜祇承シキ。是ニ祖神ノ尊歡然トシテ譌ヒケラク。

愛乎我胤、巍哉神宮、天地竝齊、日月共同、人民集賀、飲食富豐、代代無絶、日日彌榮、千秋萬歲、遊樂不窮

トイヒキ。是ヲ以テ福慈岳ハ常ニ雪フリテ登臨スルヲ得ズ。ソノ筑波岳ハ往集ヒテ歌舞飲喫スルコト今ニ至ルマデ絶エザルナリとあり

疫隅は夙くよりエノクマと訓みて縁起に江熊疫隅ト通ズとあり。然るに福山志料の著者菅晉帥はなほエキノスミと訓みしに似たり。即品治郡江熊なる牛頭天王の下に「江の字エキと訓じがたく熊の字スミとも讀がたし」といへり。疫の邦語はエなり。たとへばエヤミ・エノヤマヒ・時ノエなど云へり。

○疫をエといふは字音の略ぞと思ふ人もあるべけれど宣長(古事記傳卷二十三)は「もとよりの古言なり。おのづから字音と同じきなり」といひ狩谷望之(和名抄箋註疫の下)も自是皇國古言、非以字音爲訓也といへり。又もし字音の略ならば寧やといふべし(驛家の驛の如く)

次に隅をクマに充てたる例は萬葉集卷二に佐日之隅回とかき卷三に八十隅坂とかき卷六に隅毛不置とかき卷十六に川隅とかきて隅をクマに充てたり。但右の中には一本に隅を隈とせるもあれば確なる證とはしがたけれど、スミクマとつづけても云ひ又ノコルクマナクなど云ひてクマは即スミなればクマを隅と書くまじきにあらず。かくて疫隅はエノクマと訓みつべけれど疫隅は語を成さず。疫には隅といふものあるべからざればなり。恐らくは本字は江隅又は江隈なるを後に淺人が行疫の神を祭りたればと

て疫字に更へしならむ。かく江隈を疫隅と書きたるを見ても此逸文が古きものにあらざるを知るべし。○武塔神を前書に往々タケアラキノ神とよめるはいみじきひが事なり。武塔神は天竺の神人の名なれば之に國訓はあるべからず。その上に塔を齋宮の忌詞にアララギとこそいへ(おそらくは蘭の訓を借りて)アラキとは云はず。○ヨバヒはツマドヒなり。婿なり。○彼所とは略したる文の中に見えたる處を指せるならむ。○將來は身分を示す語なるべけれど其義不明なり。恐らくは陰陽家の間のみに通用せし語ならむ。○粟柄は粟の莖なり。稻の葉の如く軟ならねば之を敷きたらむはいとわびしかるべけれど直土ならむよりは優るべし。○率之は八人ノ子ト共ニなり。將爲報答は巨且ガ宿ヲ貸サザリシ怨ニ報イムトスとなり。斯婦は蘇民の妻なり。○茅輪の茅はアサチ即チガヤなり。其花をツバナといふはチバナの轉じたるなり。サチ矢サチ弓がサツ矢サツ弓に轉じたと同例なり。茅もて輪を作りて腰に著けて疫氣を避くる習は此傳説より始まりしにあらで夙くさる習のありしを此傳説に取入れしならむ。○疫隅國社は後世のいづれの社ぞ。諸書に之を沼隈郡柄の祇園とせり。たとへば福山志料卷二十五柄津の處に

祇園宮 諸書ニイチジルキ疫隅社は也

といひ又卷二十八なる辨説の中に

疫隅神社 和爾雅本朝諸社一覽國花萬葉志神社啓蒙和漢三才圖會國名風土記あくた川等(○牛頭天王辨にも)並曰。疫隅社在沼隈郡柄浦。祭神與祇園同。號柄祇園云。今按ニ備後國ニ祇園ト稱スル大社三所アリ。一ハ品治郡江熊、一ハ世良郡(○廣定村)小童祇園、一ハコレ(○此柄祇園)ナリ。イツレヲカ備後風土記ニハノセタル。シカレドモ前ノ諸書皆同説ナレバ疫隅社ハ柄ノ祇園ナルコト明ケシ

と云へり。祇園と稱していつきしは牛頭天王なる事云ふに及ばず。又備後風土記に見えたる武塔神が牛頭天王の一名なる事言ふを待たず。今備後國なる名高き祇園は三處にて其中に江熊祇園ありと知らば自然に疫隅國社は即江熊祇園なりといふ結論に達すべきを諸書に(其著者は多くは他國人にて柄祇園の外は知らざらむを)柄祇園としたればとてあたら知識を放棄してそれに盲從したるは疫隅をエノクマとよむべき所以を知らざりしが故なり。そをだに知らば著者は夙く江熊祇園ぞと唱へまし。江熊は今の蘆品郡戸手村大字戸手の字なり。○さて此江熊祇園即江熊の牛頭天王社を特選神名牒に神名式なる深津郡須佐能袁能神社に擬したり。

○同書に又「疫隅社は今この神社」○須佐能袁神社の江熊郷江熊と云にますを疫隅社と云る説も聞ゆるは誤なる事沼名前神社の條に粗云るが如しといへる、文義たどたどしけれど江熊祇園は式の深津郡須佐能袁神社にて風土記の疫隅社にあらずと云へる如く聞ゆ。さて沼名前神社の條にいかに云へるかと見るに

今按本社の事或は渡守神社なりと云ひ○たとへば福山志料又は祇園社なりと云より終に祇園社を沼名前神社と定めたるは誤りなる故に明治八年五月十五日舊に復して渡守神社を沼名前神社とし其御靈代を祇園社に遷奉り祇園社を以て相殿とせられたり○失策を糊塗せむ爲に乙社を甲社に合併し甲社の主神を變更せしなり。さて祇園神を式社と誤認せしは當國風土記にのする所の武塔神疫隅社を天野信景が牛頭天王辨に備後國沼隈郡鞆浦有疫隅社俗云鞆天王と云て當社の事とし鞆浦志にも風土記を引て當社なりと云なせしより起れる事なれども式に深津郡須佐能袁神社ありて神代卷口訣に武塔神在深津郡須佐能袁神社にして鞆津祇園神社に非る事明かなりと云へり。反復玩味すれど其意のある處を知る能はず。鞆津祇園ヲ式社カト思ウタノハ

古人ガ風土記ノ疫隅社ヲ此祇園ニ擬シテ、居ルカラデアルガ、ソレガ誤デアル事ガ分ツタカラ鞆津祇園ガ式社デナイ事ガ分ツタと云へるのみにて毫も疫隅社が江熊祇園に非ざる證とならざるにあらずや

按ずるに深津郡と品治郡とは相隣れる郡にはあれど江熊の所在は郡界に近からず。されば郡界に多少の變遷ありとも江熊が深津郡に屬せしことあるべからず。されば神名式深津郡の須佐能袁神社を品治郡の江熊祇園には擬すべからず。地名辭書深安郡市の下に

延喜式須佐能袁能神社深津郡と注すれば此地市村天神たること疑なし。然るに今品治郡に疫隅○江熊に改むべし天王社ありて之を須佐能袁能神社とす。不審。延喜式の誤りにや。但し其風土記逸文に疫隅とあるは江隈の義にして地形は全く深津に合ふ。品治郡戸手村の状態にあらず。按ふに後世深津の舊祠衰へて戸手村に於て古傳を唱ふることとなれる如し

といひ又蘆品郡江熊神社の下に
今按に疫隅社は本來深津郡に在りしを後世故ありて此に移せるなるべし。猶舊名を

冠らせて江熊と稱するも戸手村は蘆田川に沿へど江と云はるべき所にあらずといへり。ここに福山志料品治郡牛頭天王の下に同社なる磬の銘に

備後國深津郡江熊牛頭天王社再興之事依瑞想天文九年四月十日始新同二十日成就鐘鑄之事同年八月十七日形作始同月二十七日成就於長者原鑄之(下略) 于時天文十年八月朔日 願主長岡五郎左衛門正重

とあるを録して

コノ磬神前ニカク郡ノ字右ニヨセテ細書ス

と附記せり。銘文を味はふに神社の再建と鑄鐘と二事の顛末を記したるなり。同の下二十日の上に脱字あるにあらざるか。僅に十日にして再建を了すべきにあらねばなり。或は再興といへるは修繕と解すべきか(新始は大工の工事の始なり)。さて此銘文に據れば江熊は天文十年には深津郡に屬せしなり。

○同書になほ緣起ニ愛當社再興記(天文十年)備後深津郡江熊疫隅ト通ズ(牛頭天王)江熊今品治郡ニ屬ス云々と見えたと全文を挙げざればその再興記の成りし時代明ならず。再興記の下に天文十年とあれば磬銘と同年の作かとも思へどさては下に江

熊今品治郡ニ屬スとあると矛盾せり。おそらくは緣起は後年の作ならむ

然るに今の江熊は上に云へる如く深津郡界と遠く相離れたり。されば此社は地名辭書にいへる如くも深津郡江熊にありしを今の處に移ししにて其際に地名をも移ししかといふにさらば緣起に江熊今品治郡ニ屬スとのみは書くべからず。恐らくは江熊は初より今の處に在りながら一時飛地として深津郡に屬せしならむ。今も稀には郡村の一部飛地として他郡他村の中に存する例あり。たとへば安藝國豊田郡の吉名木谷二村は本郡より離れて賀茂郡の内にあり。○さて江熊が一時深津郡に屬せし事ありとも之を以て神名帳の深津郡須佐能袁能神社を江熊祇園に擬する一論據とはすべからず。江熊祇園は即風土記の疫隅國社にして其社は國社とあればなり。スサノヲノ尊は天神なればそをいつけるを國社とは云ふべからず。武塔天神一名牛頭天王をスサノヲノ尊なりといふは一部の陰陽家の私言にて初は陰陽家にすら之を認めざるものありき。まして朝廷にては之を認められざりき。播磨國飾磨郡の廣峯社山城國愛宕郡なる祇園社が神名式に見えざるはそれが爲ならむ。今後者の後身なる八坂神社を官幣大社に列せられたるも牛頭天王即スサノヲノ尊と認められたるにあらず。同社の祭神をスサノヲノ

尊と認められたるまでなり○以上所述の如くなれば此逸文は深津郡のにあらで品治郡のなり。なほ前言を概括して云はば

- 一 疫隅國社の本字は江隅國社ならむ。又疫隅はエノクマと訓むべし
- 二 疫隅神社の所在は初より今の蘆品郡戸手村大字戸手字江熊なり
- 三 祭神は本來武塔天神一名牛頭天王なるを後に陰陽家がスサノヲノ尊と習合したるなり

四 同社と神名式なる深津郡須佐能袁能神社とは全く別なり

五 江熊は故ありて一時深津郡に屬しきと見ゆ

右の如し○なほ云はむに此一節には不審なる事多し。まづ不審なるは疫隅といふ名なり。かく書けるは純然たる擬字かと思ふに其祭神は行疫神なれば疫は擬字にあらず。然も疫には隅といふものあるべきにあらず。されば疫隅は江隅の江をさかしら人が疫に更へたるなり(上にも云へり)。次に國社といへる事なり。天神を祭れるが天社、地祇をいつけるが國社なる事は日本紀に天神地祇又は神祇をアマツヤシロクニツヤシロとよめるにても明なり。スサノヲノ尊は固より天神なり。然るに之を祭神とせる社を國社とい

へるは如何。或ははやく天より降り給ひ舊事紀にも地神本紀に入れ奉れる故か。次に其文體及書式なり。他國の風土記にも漢文式に國文式の交れるはあれど此一節の如く主として漢字國文式にして然も宣命書なるは他國の風土記に見ざる所なり。要するに此一節は古風土記中の物にあらざる事勿論なり。然らば何時の世の物かといふに所謂金鳥玉兔集より新しきを思ひ文永十年に卜部兼文が引用せるを思へば恐らくは鎌倉時代の始(又は平安朝時代の末)に作りし物ならむ。又恐らくは備後國風土記全卷を作りしにあらで初より此一節のみを風土記の逸文に托して偽作せしならむ。なほ云はむに牛頭天王傳説は外來の傳説なるが其本國は知られず。蓋或民族の傳説が印度化したるに非ざるか。無論日本にて附加したる所もあるべし。又蘇民將來。巨旦將來の將來は漢語にはあらじ。或異民族語の音譯即擬字ならむ(昭和十二年六月六日再治)

山陰道風土記逸文新考

井上通泰著

丹波國 無逸文

丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐の八國之を山陰道といふ。山陰道の正訓はソトモノミチなり。ソトモはソツオモの約、ソツオモは背面即後側といふ事なり。成務天皇紀に山陰曰「背面」とあり。山陰道の名のまさしく國史に現れたる始は文武天皇の大寶三年正月にて東海道・東山道・北陸道・山陽道・南海道・西海道の名と並び出でたり。本道の所管はもと七國なりしに和銅六年四月に丹波國の五郡を割いて丹後國を置かれしかば爾來八國となれるなり。

丹波國は東は僅に近江に、北は若狹及丹後に、西は但馬及播磨に、南は攝津に、東南は山城に接して海に臨まず。此國の本名はタニハなり。字は又且波(古事記開化天皇の段)又但波(倭姫命世紀)又丹婆(大同類聚方)など書けり。丹且但は音タヌなればそを轉じてタニに充てたるなり。タンバと唱ふるは後世字に引かれて唱へ僻めたるなり。名義は田場にてタンボといふ事なり(タンボは或はタニハの轉訛にあらざるか)。無論初は一國の名にはあらで一地方の名なりしが後に國名となれるなり。夙く國造本紀に

丹波國造 志賀高穴穗朝(○成務天皇御世尾張)○國造同祖建稻穗命四世孫大倉岐命定賜國造

とあり。其起源の地は後の丹後國丹波郡丹波郷即今の中郡丹波村にて峯山町の附近なり。和銅六年に丹波國北部の五郡を分ちて丹後國を立てられし時起源の地はあたら丹後國に入りしなり。さて二國に分れし後丹波國は管六郡となりしが明治十二年に桑田が南北に分たれしによりて今は七郡となり其東北部五郡即南桑田・北桑田・何鹿・船井・天田は京都府に屬し西南部(所謂西丹波)二郡即水上・多紀は兵庫縣に屬せり。さて京都府に屬せる町村は龜岡・綾部・園部・須知・福知山等にて兵庫縣に屬せる町村は柏原・黒井・佐治・成

松・篠山等なり○上代の丹波國の文化中心地は桑田郡就中今の南桑田郡なり。桑田の名の初出は日本紀垂仁天皇八十七年に昔丹波國桑田村有人名曰薨(雲々)とあり又繼體天皇前紀に今足仲彦(天皇)○仲哀(五世孫倭彦王在丹波國桑田郡云々)とあり。仁德天皇十六年に見えたる宮人桑田玖賀媛も此地に依れる名ならむ。桑田の名義は字の如し。郡名は郷名の桑田より起りしにて古の桑田郷は今の篠村ならむ。同村大字山本に式内桑田神社あり。以て證とすべし。國府は和名抄に國府在桑田郡といへり。日本地誌提要に其遺址を船井郡屋賀村とし日本地理志料は之に従へり。屋賀は今の富本村の大字にて南桑田郡との郡界に接したれば古は桑田郡に屬しもしたりけむ。されば和名抄に國府在桑田郡といへると必しも矛盾せじ。されど同書に行程上一日下半日とあると相叶はじ。この行程は京と國府との往來を云へるなるが、上りには租調などを攜へ、下りには徒手なれば上程は長く下程は短きなり。さて京(驛路通)には五條と朱雀大路との交叉點を起點とせりと屋賀との距離は七八里なるべければたとひから身なりとも半日の行程とすべからず。公式令に凡行程歩ハ五十里とある當時の里は今の六町なれば一日の歩程は今の凡八里にて半日の歩程は今の凡四里なり。右の如くなれば丹波國の國府は大枝

山即今の老の坂の西北麓即今の篠村の内にあるべきなり。國郡考に「桑田郷は國府の在所にて龜山(○即今の龜岡)に當るといひ大日本地名辭書に

今詳ならず。篠村もしくは龜岡の邊に求むべきに似たり

といへり。龜岡としても遠きに過ぐ。古の桑田郷即今の篠村の内なるべし。

○律書殘篇に丹波國去京行△(○程脫)三日とあるは其國名表は奈良朝時代のものなればなり。龜岡はもと龜山といひしを明治の初伊勢國龜山との混同を防ぐ爲に改稱せしなり。龜山は丹波國舊七藩治の一なり

國分寺は南桑田郡千歲村大字國分にありき。龜岡より出雲神社に到る道の西方なる田間に今も一寺院あり。是其址なり。尼寺址は知られず。○兵部省式に

丹波國驛馬 大枝野口・小野・長柄・星角・佐治各八疋・日出・前浪各五疋

傳馬 桑田・多紀・氷上郡各五疋

とあり。大枝以下佐治以上六驛は山陰道の本路に、日出・前浪二驛は丹後國府に到る支路に在りき。本路は桑田(南桑田)船井・多紀・氷上の四郡を経て但馬國朝來郡に入り支路は多紀郡長柄驛にて分れ天田郡を経て丹後國與謝郡に到りしなり。大枝驛は山陰道の首驛

にて大枝山の西北麓即今の南桑田郡篠村に在りき。次に野口驛は船井郡の南端、南桑田郡との郡界に近き地に在りきと思はる。地名辭書に「今の埴生の邊なるべし」と云へり。埴生は今の船井郡西本・梅村の大字なり。此附近を中古野口莊又野之口郷と稱しきといふ。次に小野驛は今の多紀郡福住村の内なり。同村に今も小野新又小野奥谷といふ大字あり。此附近を中古小野莊といひきとぞ。同村に大字二坪あり。是驛址なりといふ。次に長柄驛を地理志料に野中に充てたり。野中は今の多紀郡城南村の大字なり。其舊名は長柄なりといふ。畢竟地名辭書に云へる如く今の篠山町附近なり。丹後國に到る別路は此驛にて分れしなり。次に星角驛を志料に今の多紀郡味間村としたれど味間とすれば前驛野中と頗近く次驛佐治と非常に遠し。さればはらく地名辭書に「蓋石生の地にあたる」としと云へるに従ふべし。石生は今の氷上郡生郷村の大字石負にて柏原町の北方なり。次に佐治驛は同郡佐治町の内なり。以上六驛中南桑田・船井二郡各一驛・多紀・氷上二郡各二驛なり。佐治の次驛は但馬國朝來郡粟賀驛なり。別路の二驛は共に天田郡の内ならむ。就中日出驛を地名辭書に

今詳ならず。比伊豆とよむべきか。花浪(○即前浪)を金山・天津の邊とすれば其南方拜師

郷の近傍歟。一説生野は山陰道の別路にあたりて古驛なれば彼地にあらずやと云ふと云へり。生野は天田郡上六人部村の大字なり。終に前浪驛は志料天田郡雀部郷の下に三嶽山アリ。一名富國山。古來銀ヲ出ス。俗ニ宮垣銀山ト稱ス。金山郷ノ名蓋此ニ本ツケルナリ。天平神護二年紀ニ天田郡華浪山出白鐵トイヘルハ豈此山ヲ言フカ。花浪里、主基方ノ風土記○主基國の名所附といふ事ニ見エタリ。因リテ謂フニ兵部省式ニ丹波國前浪驛馬五疋トアル、馬匹ヲ以テ之ヲ推セバ蓋丹後ノ別路ニ屬セルナリ。前ハ恐ラクハ花字ノ譌ニテ亦此間ニ在ルカ。姑ク附シテ攷ニ備フ

といひ地名辭書に

主基方風土記天田郡花並里あるによれば前浪は花浪の誤りなる事疑惑を容れず。即華浪山下の驛里たるべく今の金山・天津などの位置にあらずや

と云へり。三岳山は天田郡の北端にありて三岳村とその東北なる雲原村又東方なる金山村とに跨れり。宮垣なる富國山とは別なり。金山はもと三岳山附近の稱なりしが今は三岳の東方なる一村の名となれり。雲原・金山の二村は丹後の與謝郡に接せり。金山村の東南が下川口村にて上下の天津は其大字なり。橋立道は下川口・金山・雲原三村を貫けり。

續日本紀天平神護二年七月己卯に

散位從七位上昆解宮成得似自鐵者以獻言曰是丹波國天田郡華浪山所出也云々

とあるも主基國地名の花浪里も今のいづくにか知るべからず。二書に前浪を花浪の誤とせるは爛眼なり。和名抄の高山寺本には明に花浪とあり。又日出は同本に白出とあり

丹後國 逸文三節

もと丹波國と一國なり。續日本紀和銅六年四月に割丹波國五郡始置丹後國とあり。丹波の北部を割きしなり。續紀流布本には郡名を擧げざれど村尾元融の續日本紀考證に據れば一本に丹波國の下五郡の上に加佐與佐丹波竹野熊野の十字ありといふ。此十字は固より有りしにや又は後人の傍書が本文に混入せしにや知られねど延喜民部式に

丹後國 中 管加佐與謝丹波竹野熊野

とあり今も加佐與謝中竹野熊野の五郡なれば郡數は古今相同じきなり。ただ丹波郡が中郡と改稱せられたるのみ。中と改稱せられしは何時の頃にか詳ならねど拾芥抄にも享徳長祿の間に注進せし丹後國諸莊郷保惣田數帳(成相寺所藏國寶)にもなほ丹波郡とあるに天文七年に記録せし伊勢御師の丹後御檀家帳に「中郡、たんばの郡とも申」とあるを思へば近古以前の事と思はる。さて丹波郡といふ名を廢せしは丹後國に丹波郡あるが異様に思はるるが爲ならむ。國名を丹後と書きタニハノミチノシリとよませたるは京師より遠ければなり。國名に前といひ後といへるは皆然り。吉備・筑紫・豊肥・越の例を思

へば丹後國を建てし時丹波國は丹前と改むべかりしなり。○和名抄に國府在加佐郡とあれど國府址は與謝郡の内にて天橋立の北方なる府中(今の府中村の内)なり。此村内には國分といふ大字もあり又大字溝尻に飲役(印鑰)神社あり。地理志料には初加佐郡に在りしが後に與謝郡に移りしならむと云へり。或は然らむ。なほ本文の註に云ふべし。

○美作國府址苦西郡抄(苦東郡)肥前國府址佐賀郡抄(小城郡)など同例とすべきか

當國の文化の中心は上代には今の中郡の北部(峰山町附近)なりしかど國司時代には與謝郡の中部(宮津灣の北岸)なりしなり。○當國に置かれたりし驛は勾金一驛のみ。勾金驛は今の與謝郡の市場村大字四辻か。地名辭書の説の如く丹後但馬の間に直通の別路ありとせば愈四辻を以て驛址に擬すべきなり。さて山陰道本路の長柄驛(丹波國篠山附近)より分れ日出花浪二驛(並に丹波國天田郡)を經、丹波丹後の界なる千丈岳の西を越え與謝郡の勾金驛を經て國府に達せしなり。續紀養老六年八月に伊勢以下十九國の國司が是より先には奉使して京に入るに乘驛を許されざりしに是に至りて始めて之を聽すとある中に丹後も見えたり。されば丹波至丹後の驛馬は是より先には朝廷より差遣せらるる使のみの専用なりしなり。○當國は東は若狹に、南は丹波に、西は但馬に接し北は

海に沿へり。幕末に三藩治ありき。峰山・宮津・田邊是なり。峰山藩主は京極氏、宮津藩主は本莊氏、田邊藩主は牧野氏なり。田邊城一名舞鶴城、明治維新の始に紀州田邊との混同を避くる爲に田邊を舞鶴と改めしは城の名に依りしなり。

○維新の始に藩を直に縣とせし時代あり。當時紀伊の田邊縣と丹後の田邊縣と同名の二縣を生ずる故に後者の名を改めしなり。なほ伊勢の龜山縣と丹波の龜山縣とを生ずるに由りて後者を龜岡と改めしが如し。

今邑里の主なるものは舞鶴町・中舞鶴町・新舞鶴町(以上加佐郡)宮津町・加悦町・岩瀧町(以上與謝郡)峰山町(中郡)網野町・間人町(以上竹野郡)となり。○山の名高きものは由良岳(一名由良富士)千丈岳・普甲山(古くは布甲と書けり)成相山となり。千丈岳の一名を大江山といふ。但大江山の本宗は老の坂の山なり。○川の大なるもの二、由良川・竹野川是なり。由良川一名福知川、その上流が福知山を過ぐるが故にしか云ふなり。由良川の河口の左岸に由良村あり。所謂山椒大夫の遺蹟なり。○港灣の主なるものは舞鶴灣・宮津灣・久美濱灣なり。宮津灣は天橋立によりて内外に二分せられたり。風土記には東海即外灣を與謝海といひ、西海即内灣を阿蘇海といへり。○社寺の主なるものは府中村大字大垣なる國幣中

社籠神社・同村大字成相寺なる成相寺(觀音)同郡吉津村大字文殊なる智恩寺(文殊)にて天橋立の附近に集れり。是此地が當國の文化中心なりしなごりなり。○丹後風土記殘篇といふ書あれど偽書なり。偽作の疑を負へるは鈴鹿連胤・六人部是香なり(如蘭社話卷三十九村岡良弼氏述丹後風土記偽撰考参照)。眞正の風土記の残れるは諸書に引ける逸文のみ。其逸文三節に見えたる地名は

與謝郡速石里・天橋立・久志濱・與謝海・阿蘇海

與謝郡日置里筒川村・水江浦

丹波郡比治里・比治山・眞井・土形里・荒鹽村・丹波里・哭木村・竹野郡船木里・奈具村・奈具社なり。又萬葉集卷九詠水江浦島子歌に見えたるは水江・墨吉のみ

天橋立

丹後國風土記曰。與謝郡郡家東北隅方有速石里。此里之海有長大前(長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上、升丈以下)。先名天橋立後

名久志濱。然云者國生大神伊射奈藝命天爲通行而椅作立。故云天椅立。神御寢坐間什伏。仍怪久志備坐。故云久志備濱。此中間云久志。自此東海云。與謝海西海云阿蘇海。是二面海雜魚貝等住。但蛤乏少。○釋日本紀卷五述義一、神代上天、浮橋之註所引。

新考 新訂增補國史大系本に據れるなり。與謝は和名抄に與佐と訓註せり。古典に吉佐とも書きたれど又餘社・余社とも書きたり。謝社は濁音の假字なればもとはヨザとぞ唱へけむ。佐は清音の假字なれど清音の假字を濁音に轉用するは常の事なり。伊豫國逸文伊社・運波之岡参照。日本紀雄略天皇二十二年に丹波國餘社郡管川人水江浦島子とあり。又顯宗天皇前紀に避難丹波國余社郡とあり。郡と書けるは追書なれど後の與謝郡の地を夙くよりヨザと唱へしならむ。

○丹波國を割きて丹後國を置かれしは元明天皇の御世なり。故にここには丹波國餘社郡と云へるなり。

○郡家を古風土記逸文考證にグウケとよめるは和名抄淡路國津名郡の郷名郡家に久宇希と訓註せるに據れるにて考證の著者のみならず學者悉くかく訓む事なれと思ふに往古といへどもグウケとは訓までグンケとぞ訓みけむ。ただ當時ンといふ假字なかりしに由りてしばらくウを充てしならむ。されば郡家をグウケと訓まば恐らくは古人に囁はれむ。○本郡の西南端に與謝村ありて丹波の天田郡に接したり。明治十三年地理局編纂の郡區町村一覽にこの與謝の傍訓にヨザと濁をさしたり。地名辭書には此村を古の謁叡郷に屬したり。與謝郡家の所在は此村の内ならむ。○東北隅方は東北又は東北方といはむに齊し。隅字には意なし。比治里の下にも郡家西北隅方とあり。撰者の筆辭と見ゆ。○速石里はハヤシと訓むべし。卽和名抄の拜師郷にて所謂好字に更へたるなり。さてここに速石里とあり別文に日置里とあり又別文に比治里丹波里船木里とあるを思へば丹後風土記は靈龜元年より前に成りしなり。和銅六年分國、靈龜元年はその翌々年。出雲風土記に依靈龜元年式改里爲郷とあること人の知れる如し。さて速石里は内灣を圍める地域、今の町村名にて云はば府中村・岩瀧町・吉津村なるべし。

○地理志料には吉津村の文殊を宮津郷に、同じき須津を物部郷に屬せり。

○長大前の前は崎の借字なり。釋紀の流布本に長大石前とあるはわるし。天橋立は砂堆にて磐石にあらねばなり。○長二千二百廿九丈(本に二千を二十とせり)とある、いぶかし。二二二九丈は凡六十二町なり。天橋立はさばかり長からず。地名辭書には、今尺を以て論ずれば丈字は尺の謬なるを知る」といへり。二二二九尺とすれば六町十二間なり。天橋立はさばかり短からず。地誌提要に二十七町四十間といひ今概數三キロメートルと云へり。三キロは凡二十七町なり。思ふに二千二百廿九丈とある二千は一千の誤ならむ。二二九丈は三十四町餘なり。○廣井丈以下といへるは提要に幅三十二間と云へると一致せり。三十二間は十九丈餘なればなり。○天橋立以下の椅を流布本には皆梯とせり。漢字の椅はイヒギリノ木又は倚子にて之にハシの義は無けれど我邦の古典には好みて橋に代用せり。たとへば萬葉集の石椅・倉椅・山倉椅川の如し。箋注和名抄橋の下に

按ズルニ皇國ノ古籍ニ椅字ヲ用ヒテ橋梁トセルアリ。蓋爾雅ニ石杠謂之倚トアリテ郭註ニ或曰今之石橋トアリ。故ニ倚ヲ以テ橋トシソノ旁ヲ變ジ木ニ從ヒテ椅ニ作り椅桐ノ字ト混ジタルナリ

といへり。○國生大神はイザナギノ尊のたたへ名なり。なほ出雲風土記に大穴持命をた

たへて所造天下大神といへる如し。イザナギノ尊に命字を用ひたるに、即日本紀の用例に違へるに注目すべし。○天爲通行而は例の如き日本式漢文なるが考證に之をアメニカヨフタメニとよめるはわるし。もし然よむべくば而字を使はじ。宜しくアメニカヨハムトシテと訓むべし。○ハシダテは即今いふハシゴなり。語例は垂仁天皇紀八十七年に

諺曰神之神庫隨樹梯之(神ノホクラモハシダテノママニトイフハ)此其緣也

とあり。○御寢坐間(本に間を開に誤てり)を考證にミネマセルホドニとよめるはわるし。動詞にミを添ふる事は無し。宜しくミネシマセルホドニとよむべし。(萬葉集新考二三七頁參照)。伏はタフレフシキ(又はタフレキ)とよむべし。タフレタリとは訓むべからず。○仍怪久志備坐を考證にカレクシビニマスコトヲアヤシミと訓めるはいとわるし。宜しくアヤシミクシビマシキとよむべし。クシビはクシビクシブルとはたらく動詞(トモシブルなどの類)にて不審ガルといふことなり。○此の下に自を補ひ此自中間としてコヲ中間ヨリと訓むべし。中間は中葉中世なり。訓讀せむとならばナカツヨとよむべし。比治里の下に

故云土形里。此自中間至于今時便。云比治里。

といへり。此自中間も亦撰者の筆辭と見ゆ。初アマノハシダテといひ、大神の眠りたまひし程に怪しくも仆れ伏ししかばクシビ濱と改めしを中世以來略してクシ濱といふと云へるなり。○但蛤乏少は前の記事に蛤の多き事を云ひたりけむに對して云へるならむ。○考證に

此中間云久志は速石里と天梯立のある久志濱との中間を久志とも云る義ならん。久志は後世久志渡と云所と聞ゆ

と云へるはいみじき誤解なり。久志は即久志濱一名天橋立なり。又天橋立も亦速石里の内なり。又クシドは久志門即久志と南岸との間の小海峽にて久志と混同すべからず。○本文に據れば初天ノハシダテと云ひしがクシビ濱クシ濱とかはりしなれど今はクシ濱といふ名は亡びたり。天橋立は丹後國與謝郡府中村大字江尻より(古くはノを挿みてエノシリと云ひし如し)起れる沙嘴にして初西南に向ひ後は南に向ひて宮津町の西北端に近き處まで達し宮津灣を内外二海に分てり。内の海は今も阿蘇海といふ。今北凡二分と南凡一分との間に水路ありて之に橋を渡せり。此水路は近世洪水の爲に生ぜしなりといふ。その北部を大天橋と稱し南部を小天橋と稱せり。小天橋の西側と對岸吉津村

大字文殊との間を切戸ノワタシ又クセドといふ。クセド(古くはクセノト)は久志門の訛なり。それより南に狭水道ありて宮津町の西北端に達せり。切戸の渡には今廻旋橋を架せり。思ふに昔より存ぜしは今の大天橋にて今の小天橋は近古に現れ始め、爾來年を逐うて延び行きしなり。そは小天橋の尖端に近づくに従ひて土の益稚きに由りて知られ又山内侯爵所藏傳僧雪舟筆天橋之圖、享保十一年上版の丹後與謝海圖誌に附したる天橋立之圖などに橋立の洲崎(後者には橋立明神を描けり)斜に智恩寺即所謂文殊と相對せるに由りても知らる。

○此等の圖には今の小天橋に當る沙嘴は無きなり

地名辭書に切戸の南なる小沙嘴を久志濱と云ふといへるは所謂小天橋を指せるか。されど久志濱は元來天橋立の一名なること本文に云へる如し。辭書の著者は或は本文を誤讀誤解せるにや。又

切戸 今吉津村大字文殊の海濱を云ふ。もと橋立の南なる狭水道の名にして又其南なる濱岸に及ぼして切戸濱と呼ぶ。風土記逸文に久志又は久志備濱と云ふに當ると云へり。キレドは決裂口といふ事にてもとの橋立の洲崎と智恩寺との間の幅二町許

の小海峽なり。海濱の稱にあらず。又切戸の南なる狭水道は近古以來の成立なり。辭書の著者は或は現今の地圖を按じて云へるにあらざるか。抑橋立の地理を記せるものはいと多かれと往々實地に即せず。地名の所指も亦往々處を失へり。土人の言の如きも或は外來人に誤られたるにあらざるかと思はる事あり。名所遺物の偽造はた少からず。研究者はよく此等の事を心得置くべし。○大天橋の南端即もとの天橋立の洲崎に橋立明神の社あり。或郷土誌に是倭姫命世紀に見えて天照大神を四年が程ませまつりし但波乃吉佐宮を今の文殊堂の處より遷し奉りしなりと云へり。其説うべうべしけれど恐らくは然らでイザナギノ尊をいつき奉れるならむ。○此逸文に「大不審あり。速石里はやがて國府の所在地なれば冒頭の文は與謝郡郡家東北隅方有速石里此里之海有長大前云々と書かて國府東南隅方之海と書くべきにあらずや。ここに和名抄に

丹後國(國府在加佐郡云々)

とありて今府址の與謝郡に在ると相叶はず。加佐郡は與謝郡の東南方に接して東西に長き郡なり。今の與謝郡の府址は加佐郡の界より遠ければ郡界の變遷せしものとは思はれず。加佐は吉佐などの書誤とも思はれず。されば地理志料には蓋初加佐ニ在リシガ

後ニ此ニ徙リシナリといひ地名辭書には

和名抄注、在加佐郡と云は誤なり。拾芥抄加佐與謝兩郡の下共に府と註す。亦誤れり。當に與謝郡と爲すべし

と云へり。右の如く國府在加佐郡とあると此逸文に國府東南隅方之海など云はざるとを對照するに此風土記の成りし時代(卽和銅六年以後靈龜元年以前)には國府は與謝郡にあらで加佐郡に在りしならむ。ざるにても和名抄に國府在加佐郡とあるは如何。和名抄を編纂せし時代には夙く與謝郡に移りたりけむを。と云ふに元來和名抄の郡郷表は本書編纂の爲に特に作製せしものにはあらで民部省に備へたる帳より寫し取れるなるがその原帳はた恐らくは新に作る事は稀にて古き帳に就きて改むべきを改めしに過ぎざらむ。さて此處はたまたま改め忘れしか又は正しく改めたりしを寫し取る時に誤りて原のままに寫し取りたるならむ。されば和名抄に國府在加佐郡とありても和名抄編纂に近き時代まで丹後の國府が加佐郡に在りしなりとは思ふべからず

日置里

丹後風土記曰。與謝郡日置里。此里有筒川村。此^村人夫^{トカサノオビト}早部首等先祖名曰筒川^{シヤコ}嶋子。爲人姿容秀美。風流無類。斯所謂水江浦嶋子者^{トイフモノ}也。是舊宰伊預部馬養連所記無相乖。故略^{ハツセ}△△陳所由之旨。長谷朝倉宮御宇天皇御世。嶋子獨乘小船^{ウカヒイテ}汎出海中。爲釣經三日三夜。不得一魚。乃得五色龜。心思奇異。置于船中。卽寐。忽爲婦人。其容美麗。更不可比。嶋子問曰。人宅遙遠。海庭人乏。詎^誰人忽來。女娘微笑對曰。風流之士。獨汎蒼海。不勝△△近談。就風雲來。嶋子復問曰。風雲何處來。女娘答曰。天上仙家之人也。請君勿疑。乘^乘相談之愛。爰嶋子知^ナ神女^{ナルコト}。鎮^慎懼疑心。女娘語曰。賤妾之意。共天地畢俱^ト日月極^{フハリト}。但君奈何^{イカニ}早先^{見不許}△△許不之意。嶋子答曰。更無所言。何觸^解乎。女娘曰。君宜廻棹。赴于蓬山。嶋子

從往。女娘教令眠目。卽不意之間。至海中博大之嶋。其地如敷玉。闕臺^掩映樓堂玲瓏。目所不見耳所不聞。攜手徐行到^一太宅之門。女娘曰。君且立^{レバシ}此處。開門入內。卽七豎子來相語曰。是龜比賣之夫也。亦八豎子來相語曰。是龜比賣之夫也。茲知女娘之名龜比賣^{ナルコト}。乃女娘出來。嶋子語豎子等事。女娘曰。其七豎子者昂星也。其八豎子者畢星也。君莫怪焉。卽立前引導。進入于內。女娘父母共相迎。揖而定坐。于斯稱說人間仙都之別談。議人神偶會之嘉。乃薦百品^芳尊味。兄弟姊妹等舉^ハ坏獻酬。隣里幼女等紅顏戲接。仙歌寥亮。神儷^イ透迤。其爲歡宴萬倍人間。於茲不知日暮。但黃昏之時。群仙侶等漸々退散。卽女娘獨留^肩雙肩接袖成夫婦之理。于時嶋子遺舊俗遊仙都。既^フ逕三歲。忽起^{クニヲオモフ}懷土之心。獨戀^ニ于親。故吟^ハ哀繁發。嗟歎日益。女娘問曰。比來觀君夫之貌。異於常時。願聞其志。嶋子對曰。古人言。少人懷土。死狐首^丘岳。僕以^爲△△虛談。今斯信然也。女娘問曰。

君欲歸乎。嶼子答曰。僕近離親故之俗。遠入神仙之堺。不忍眷戀。輒申輕慮。所望還本俗。奉拜二親。女娘拭淚歎曰。意等金石。共期萬歲。何眷鄉里。棄遺一時。即相攜徘徊。相談慟哀。遂袂退去。就于岐路。於是女娘父母親族。但悲別送之。女娘取玉匣授嶼子。謂曰。君終不遺賤妾。有眷尋者。堅握匣。慎莫開見。即相分乘船。仍教令眠目。忽到本土筒川鄉。即瞻眺村邑。人物遷易。更無所由。爰問鄉人曰。水江浦嶼子之家人。今在何處。鄉人答曰。君何處人。問舊遠人乎。吾聞古老等相傳曰。先世有水江浦嶼子。獨遊蒼海。復不還來。今經三百餘歲者。何忽問之乎。即銜弃心。雖廻鄉里。不會一親。既逐旬月。乃撫玉匣而感恩神女。於嶼子忘前日期。忽開玉匣。即未瞻之間。芳蘭之體。率于風雲。翩飛蒼天。嶼子即乖違期要。還知復難會。廻首踟躕。咽淚徘徊。于斯拭淚歌曰。等許余弊爾久母。多智和多留。美頭能容。能宇良志。麻能古賀。許等母知和多留。神女

遙飛芳音。歌曰。夜麻等弊爾。加是布企阿義。天久母婆奈禮。所企遠理等母。與和遠和須良須奈。嶼子更不勝戀望。歌曰。古良爾古非阿佐刀遠比良企和我。遠禮波等許與能波麻能奈美能等企許由。後時人追加歌曰。美頭能容能宇良志。麻能古我多麻久志義阿氣受阿理世波麻多母阿波麻志遠等許與弊爾久母。弊爾久母多知和多留。多由女久女波都賀末等和禮曾加奈志企。○釋日本紀卷十二述義八雄略天皇紀浦嶋子之註所引。

新考 新訂增補國史大系本に據れるなり。雄略天皇紀二十二年七月に

丹波國餘社郡管川ノ人水江浦島子船ニ乘リテ釣シ遂ニ大龜ヲ得便スナハチ化シテ女トナル。是ニ浦島子感ジテ婦トシ相逐ヒテ海ニ入り蓬萊山ニ到リテ仙衆ヲ歴觀ス。語ハ別卷ニ在リ

とあり。又萬葉集卷九高橋連蟲麻呂歌集所出歌の中に詠水江浦島子歌ありて
春の日の かすめる時に 墨吉の 岸にいで居て 釣船の とをらふ見れば い

にしへの 事ぞおもほゆる 水の江の 浦島兒が かつをつり 鯛つりほこり
 七日まで 家にも來ずて うなさかを すぎてこぎゆくに わたつみの 神のむ
 すめに たまさかに いこぎむかひて 相とぶらひ こと成りしかば かきむす
 び 常世にいたり わたつみの 神の宮の 内のへの たへなる殿に たづさは
 り 二人いりゐて おいもせず しにもせずして ながき世に ありけるものを
 世のなかの かたくな人の わぎもこに のりてかたらく しまらくは 家に歸
 りて 父母に ことものらひ 明日のごと 吾は來なむと いひければ 妹がい
 へらく 常世べに またかへり來て 今のごと あはむとならば このくしげ
 開くなゆめと そこらくに かためしことを 墨吉に かへりきたりて 家みれ
 ど 家もみかねて 里みれど 里もみかねて あやしみと そこにおもはく 家
 ゆいでて 三とせのほどに 塔もなく 家うせめやも 此宮を 開きて見てば
 もとのごと 家はあらむと 玉くしげ すこしひらくに 白雲の 箱よりいでて
 常世べに たなびきぬれば たちはしり さげび袖ふり こいまろび あしずり
 しつつ たちまちに こころけうせぬ 若かりし はだもしわみぬ 黒かりし

髪もしらけぬ ゆりゆりは いきさへたえて 後つひに いのちしにける 水の

江の 浦島子が 家どころみゆ

常世べにすむべきものをつるぎだち己が心からおそやこの君

といへり此等の外に水江浦島子の事は群書類從卷百三十五に收めたる浦島子傳及續
 浦島子傳記扶桑略記の雄略天皇の段などに見えたれど夫等は萬葉集追攷の浦島の子
 に譲りてここには擧げず○日置里は和名抄の郷名にも見えたり流布本には置を量に
 誤てり日置の訓はヒオキにやヘキにや明ならず古風土記逸文考證及地理志料にはヘ
 キと訓みたれど今も此里の一部なる村に日置の名の傳はれるをヒオキと唱ふればし
 ばらくヒオキと訓まむ。

○古事記應神天皇の段なる是大山守命者幣岐君等祖の傳(二〇四一頁)に

日置と書てヘキともヒキともヒオキとも云地名國々に多し(和名抄に伊勢國一志
 郡比於木能登國珠洲郡比岐越後國蒲原郡比於木但馬國氣多郡比於岐この外なほ
 多しさて右の中に能登國なるは比岐とありて其外は比於岐とある多し幣岐とあ
 るは無しそもそも此地名諸國に多くあるを思ふにいかさまにも故あることとは

聞ゆれどもいかなる由の名にか未考得ず。又日置と書を思へば幣岐と云は訛のごと聞ゆめれど此記に既に然あれば返て是ぞ正しき唱なるべき。さて元幣岐ならむには日置と書こといかなる由にかあらむ。又幣岐を正しとせば比於岐とあるは文字に就てやや後のさかしら訓にやあらむ。右の伊勢國なるも比於木とあれども近世には戸木村と云。其外にもへキと唱る地名今も多きを思へば國人などは古より皆然唱へ來つるなるべし。

と云へり。按ずるに若へキガ原ならば日置とは書かじ。ヒオキと唱ふるはさかしら訓にあらず。原はヒオキなるを夙くよりへキと訛れるなり。さてヒオキがへキとなれるはヒオキの約ホキをへキと訛れるにてなほ韃負(ユギオヒ)の約ユゴヒをユゲヒと訛れるが如し。

さて此里は速石里の北方なる廣き地域と思はる。此地域は南は成相山に至り東北と東南とは海に臨めるが其東南端に今日置村あり。是大名の小名となりて残れるなり。又北端に本庄村ありて其西南に筒川村あり。筒川村は新名にてもと此附近の總名を筒川といひしなり(據天保十一年發兌丹後國大繪圖)本文に筒川村といへるは今の筒川村に止

まらで少くとも本庄村に互れる名なり。今の筒川村は海に臨まず。○此人夫は此の下に村を落したるならむ。又人夫は民といふ事ならむ(日本紀應神天皇紀以下に人夫と書きたるにオホミタカラと附訓したるがあり)。早は日下の二合字なり(鷹の類)日下部首は姓氏録に

日下部首、日下部宿禰同祖彦坐命之後也

とあり。流布本に名云(名日)の下に三河の二字あるは衍れり。○筒川嶋子の筒川は地名、嶋子は人名なり。其人を世に稱して水江浦嶋子と云ひしに由りてコレ所謂水江浦嶋子トイフ者ナリと云へるなり。水江浦嶋子は水ノ江ノ浦ノ嶋子とよみて水江浦を地名とすべきか、又は水ノ江ノ浦嶋子とよみて水江のみを地名又は氏とすべきかと云ふに歌に宇良志麻能古とあり。天慶六年の日本紀竟宴歌に宇羅志麻とあれば浦ノとは訓むべからず。さて水江は地名なりや氏なりやと云ふに恐らくは地名に依れる名字ならむ。又嶋子、嶋子はシマコとよむべきかシマノコとよむべきかと云ふにこれも宇良志麻能古と書きたればウラシマとつづきたる時はウラシマノコといひし事明なり。然らばただ嶋子、嶋子とあるはシマノコとよまむかシマコとよまむかと云ふに恐らくはシマコとぞ

いひけむ。思ふにうるはしくはウラシマノコといひ略してはシマコといひしならむ(萬葉集新考一七四一頁参照)

○伴信友は萬葉集に浦島兒・浦島子とあるはウラノシマコとよみ風土記の歌に宇良志麻能古とあるは二つ共に宇良能志麻古の顛倒と認むべしといへり

○斯はコレと訓むべし。比治里の節にも斯所謂竹野郡奈具社坐豐宇賀能賣命也とあり
○舊宰は前の國司守なり。伊預部馬養連は日本紀持統天皇三年六月に以勅廣肆伊余部連馬飼等拜撰善言司とあり。續日本紀文武天皇四年六月に勅直廣肆伊余部連馬養等撰定律令とあり。又懷風藻に皇太子學士伊與部馬養(目錄には伊預部馬甘)とありてその從駕應詔の五言一首を載せたり。但丹波國守たりし事は國史に見えず。雄略天皇紀に語在別卷といへるは即馬養連所記にて二十二年秋七月の記事はこれより採れるならむ。又續浦島子傳記に

所謂浦島子傳ハ古賢ノ撰スル所ナリ。其言不朽ニシテ千古ニ傳フベク其詞花麗ニシテ萬代ニ及バムトス

といへる浦島子傳も亦彼馬養の所記を指せるならむ(群書類從所收の浦島子傳を指せ

るにはあらず)その所記は今傳はらず。考證に扶桑略記の文を引きて「こは浦島子傳にて思ふに風土記にはゆる伊預部馬養連所記といへる者なるべし」と云へるはいかが。恐らくは然らじ(萬葉集追攷参照)○無相乖の次の故の義曖昧なり。彼所記傳説ト相乖フ所ナケレバソレニ據リテ所由之旨ヲ述ベムと云へるにや。又はソレニ讓リテ今ハ簡單ニ所由之旨ヲ述ベムと云へるにや。ともかくも辭足らず。或は略の下に據此などありしが脱したるにや。所由之旨は事の由といふ意ならむ。○更不可比の不是無の誤にあらざるか。もし原のままならばモノニをよみ添ふべし。○人宅は邑里と心得べし。海庭は海上なり。詎人は誰人の誤ならむ。誰人忽來はタレシノ人ゾ忽來レルハと訓むべし。○不勝と近談との間に恐らくは驚などを落せるならむ。風雲何處來はソノ風雲ハと心得べし。○乘相談之愛の乘は考證本に據りて垂とし。鎖懼疑心の鎖は流布本に従ひて慎とすべし。疑心は心ニ疑フとよむべし。○共天地畢俱日月極の畢は竟に同じ。されば此八字は天地トヲハリ(即キハマリ)日月ト極マラムトスと訓むべし。考證にヲへとよめるは自他を誤てり。○但君奈何早先許不之意は通じがたし。考證の傍訓は訓にあらで臆測の意譯なり。思ふに許不は不許の顛倒にて不許の上に見などを落したるならむ。宜しくイカニゾ早ク

マツ不許ノ意ヲ見スなど訓むべし。觸は考證本に従ひて解の誤とすべし。考證の傍訓例の如し。宜しく更ニ言フ所ナキヲイカニゾ解ラムなど訓むべし。明ニノタマハネバ御心ノ程サトリガタシと云へるならむ。蓬山といひ海中博大之島といひ昂星畢星といひ仙都といひ仙歌といひ群仙侶といひ神仙之堺といへる。道家思想の蓬萊山に到りきとせるなり。然るに高橋蟲麻呂作歌にはワタツミノ神々宮ノ内ノヘノタヘナル殿ニ云といひて日本思想の海神宮とせり。兩者の相違は一は漢文、一は國歌なるに由るか。○眠目は俗にいふ目ヲツブルなり。坂上氏註(續浦島子傳記の前半)にも此語を踏襲せり。○晝映は晝映の誤ならむ。晝映は陰を成すなり。映は影なり。日陰なり。考證にキラキラシクと傍訓したるは字義と正反對なり。太は大の通用なり。君且立此處の且はシバラクなり。昂星畢星は共に二十八宿の内なり。昂星は邦名スバル、昂は七星相並び畢は八星相聯れり。○嘉を考證本に喜とせり。もとのままにて可なり。嘉はやがて喜なり。尊は流布本に芳とあるぞよけむ。坪は漢字の坪とは別なり。我邦にて杯の扁を土に變へたるなり。萬葉緯考證本などに杯と改めたるはさかしらなり。戲接の接は接近の接か。さらば二字をタハブレチカツクと訓むべし。神傳は仙傳なり。仙歌の仙との重複を避けて字を更へたるな

り。寥亮は澄みてひびく狀なり。逶迤は斜に進退するなり。雙眉は雙肩の誤ならむと云ふ。さらば肩ヲナラベと訓むべし。于時は他書にてはソノトキと訓むべきなれどここにてはカクテに當てたるなり。比治里の節に于時其家豊土形富とあるも同じ。これも撰者の筆辭の一なり。逕は逕の俗字にて經の通用なり。古寫本に往々此字を書けり。懷土の土はクニなり。郷土なり。戀于親を流布本に戀二親に作れり。之に従ふべし。下にも二親とあり。吟哀は哀吟の顛倒か。比治里の節にも俯地哀吟とあり。○少人の少は小の通用なり。首岳は首丘の誤なり。禮記檀弓に狐死正丘首仁也。狐死シテ正シク丘ニ首スルハ仁ナリ。楚辭に狐死必首丘とあり。首は頭を向くるなり。丘はおのが穴のある岡なり。以の下に爲を落せるにや。以爲はオモヒシニと訓むべし。俗は間なり。申はノベツと訓むべし。○意はワガ心なり。共期萬歳は期共萬歳とあるべきか。棄遺一時は一時棄遺を取外したるか。さてその一時は忽と心得べきか。○接袂退去といふこと聊解しがたし。接は投の誤か。さらばハラヒテとよむべし。但は皆などの誤か。○筒川郷は前に出でたる筒川村を漢めかして云へるのみ。靈龜元年式の郷にあらず。由はタヨルなり。舊遠は昔なり。復不還來は不復を取外したるなり。者はトイフと訓むべし。六朝唐初の文に多く用ひたり。語辭の終を限る字

にて後世の云に似たり○弁心は歸心の誤ならざるか。卽字安ならず。措辭の拙きか。又は上に脱句あるか。一親の下にニダニを訓み添ふべし。逕を流布本に送とせるはわるし。旬月は流布本に旬日とあるに従ふべし○於の下に萬葉緯に従ひて是を補ふべし。未贈之間は玉匣ノ内ナルヲ何物トモ視定メザル間ニといふ事か。芳蘭之體はカグハシキ物ガといふ事ならむ。率はシタガヒテとよむべし。考證に卽未贈之間以下十七字を其壯年の容貌歛忽に風雲の吹散るが如く飛去て老たる由なり」と譯したるはあやなし○嶼子卽乖遠期要の卽は既の誤なり。復難會は難復會を取外したるなり○コトモチワタルを考證に「詳ならず」と云へり。コトモチワタルは消息ヲ持チ傳ヘ行クとなり。萬葉集卷二にみよし野のやま松がえははしきかも君が御言をもちてかよはく又卷八に

此花の一よのうちにももくさの言もちかねてをれにけらずや

とあり○遙飛芳香は常世國より歌ひおこせしなり。今のラチオおもほゆ。この

やまとべに風ふきあげて雲ばなれそきをりともよわをわすらすな

といふ歌は古事記仁德天皇の段に見えたる吉備の黒比賣の

やまとべに西ふきあげて雲ばなれそきをりともわれわすれめや
といふ歌の焼直しなり。西は西風なり。君ノ大御船ヲ西風ガ都方ニ吹上ゲテといふべきを略したるなり。上古の歌の習なり。クモバナレはソキにかかれる枕辭なり(記傳に上三句を序としたるは非なり)。ソキヲリトモは吉備ニキテ都ヨリ離レ住メリトモとなり。次の

こらにこひ朝戸をひらきわがをればとこよの濱のなみのときこゆ

といふ歌は此文の作者の作れるにや古歌を採れるにや知らねどめでたき歌なり。考證本に奈美能於等とあるは流布本に遠等とあるを訂したるなるがナミノトとある方古風に叶へり。仙覺抄卷八カゼノトホキワギモガの註(全集本二九四頁)にも此歌にナミノ等キコユとあるを例に引きたり○後時人追加歌の加は和の誤なり。考證本には此字を削れり。その第一首の結句にマタモアハマシ遠とあるを流布本に遠を落したり。第二首の弊爾久母は重複なり。一を削るべし。多由女久女波都賀末等は誤字ありて訓まれず。女は無論誤字なり。他は皆字音なればなり。六人部是香は多麻久志義波都賀爾阿氣志の誤なるべしといへりと云ふ。なほ別に考ふべし○萬葉集の長歌の中に墨吉ノ岸ニイ

デキテまた墨吉ニカヘリキタリテとあり。此地名は風土記の文には見えねど群書類從に收めたる續浦島子傳記の後半(擬浦島子並龜媛作詩歌)にも

世をうみてわが泣くなみだ澄江にくれなみ深き浪とよらなむ

とあり。同上の前半(坂上氏註)にも常ニ澄江浦ニ遊ブまた忽故郷澄江浦ニ到ルとあり。特にこの忽到故郷澄江浦と萬葉の墨吉ニカヘリキタリテとは風土記の忽到本土筒川郷に當ればスミノエは筒川村の内なること明なり。然るに地名辭書には竹野郡網野町の東西にある小濱池と淺茂川池との事を記して萬葉集浦島子傳等に澄江浦と云も此とすといひ又

水江は必定網野にして筒川にあらず。筒川に江灣の名づくべきものなし。蓋浦島子は筒川網野の兩地に來往せし人なりければ兩地に其事を係くるのみ

といへり。かく強く網野説を主張せるは鴨長明の無名抄に

丹後國よさの郡にあさもがはの明神と申神います。國の守の神拜とかやいふ事にもみてぐらを得たまひて祭らるるほどの神にてぞおはすめる。是は昔浦島のおきな神になれるとなむいひ傳へたる

とあると筒川の海岸なる本庄村に港灣なしといふ地理學的偏見とに由れるなり。まづ無名抄に「與謝郡にあさも川の明神といふ神います」と云へるは誤なり。淺茂川は與謝郡の内ならで竹野郡の内にて網野の西今は網野町の大字なり。げに網野町にある式内網野神社の一名を浦嶋明神又淺茂川明神といふと云ふ。その祭神は此地方に蔓りし日下部氏の祖先とのみ傳へしをさかしら人が風土記に浦島子を日下部首等先祖といへるに依りて浦島子ぞと唱へ始めしならむ(神祇志料略同説)もし浦島子をいつけるならば恐らくは官社に列せらるべからず。否たとひ眞に浦島子を祭れるなりともそれに依りて此地を浦島子の故郷又は緣故地に擬すべからず。はかなき事に由りて或人を更に緣故のなき處にいつき祭る事あるは播磨の明石及石見の高津の柿本神社を見ても知るべし。又本庄村は海岸に臨みて浦もあり磯もあり岬もあり江もあれば大船を泊つべき港こそ無けれ漁舟を出し又は寄すべき處のなか有らざらむ。されば辭書の網野説は排斥すべし。考證の末の方に「内山眞龍が地名記には筒川今號淺藻川。川東網野村也。有浦島社と記したり」と云へるは地理を知らで云へるなり。○浦島子傳説の原形即世々の文士が裝飾を加へざりし昔の傳説は如何ありけむ。恐らくはただ筒川に水江浦島子とい

ふ若き漁夫ありしが出漁して歸らざりしかば村人は夙くうせきとのみ思ひたりしに多年を経て恙なく歸り來りきと云ふに過ぎざらむ。それを次々に文人歌人が飾り立ててかく道家思想の濃厚なるものに作り上げしならむ。就中龜比賣が別に臨みて櫛笥を授けて決して之を開くなど云ひきといふ一節は搜神後記に乃以一腕囊與根等語曰。慎勿開也とあるを翻したるならむ。全文の梗概は左の如し。

袁某根某ノ二人ガ深山ニ入ツテ二人ノ仙女ト相逢ウテ各同棲シタガ故郷ニ歸リタクナツテ仙女ノ不在中ニ歸路ニ就イタ。仙女ハ之ヲ見附ケテ呼還シタガ事情ヲ聞イテ強ヒテ留メハセズニ一腕囊ヲ二人ニ與ヘテ決シテ開イテハナラヌト戒メタ。歸郷後或時根ガ外出シタ跡デ家人ガソノ囊ヲ開イテ見シニ小サナ青イ鳥ガ囊ノ中カラ出テ飛去ツタ。又ソノ後根ガ田ニ出テ耕シテ居ル時ニ家人ガイツモノヤウニ辨當ヲ持チ行キシニ根ガ動カヌノデ、ヨク見ルトモ、ヌケハカラトナツテシマツテキタ。即根ハ仙人トナツタノデアル

右の如し。搜神後記は晋の陶淵明の撰と傳へられたり。そは或は假托なるべけれど夙く隋書經籍志に搜神後記十卷陶潛撰とあれば六朝の遺書たるには疑あらじ

比治里

丹後國風土記曰。△丹波郡々家西北隅方有比治里此里△比治山頂有井。其名云眞井。今既成沼。此井天女八人降來浴水。于時有老夫婦。其名曰和奈佐老夫和奈佐老婦。此老△夫等至此井而竊取藏天女一人衣裳。即有衣裳者皆△天飛上。但無衣裳一人△留。即身隱水而獨懷愧居。爰老夫謂天女曰。吾無兒。請天女娘。汝爲兒。天女答曰。妾獨留人間。何敢不從。請許衣裳。老夫曰。天女娘何存欺心。天女云。凡天人之志以信爲本。何多疑心不許衣裳。老夫答曰。多疑無信。率土之常。故以此心爲不許耳。遂許。即相副而往宅。△即相住十餘歲。爰天女善爲釀酒。飲一盃吉萬病除之。其一坏之直財積車送之。于時其家豐。土形富。故云土形里。此自中間至于今時。便云比沼里。後老夫婦等謂天女曰。汝非吾

兒シバカカリニスマンノ覽借住耳。宜早出去。於是天女仰天哭働俯地哀吟。即謂老夫等曰。妾非以私意來。是老夫等所願。何發厭惡之心。忽存出去之痛。老夫增發嗔願去。天女流淚微退門外。謂鄉人曰。久沈人間不得還天。復無親故不知由所居。吾何哉拭淚嗟歎。仰天歌曰。阿麻能波良布理佐兼美禮婆加須美多智伊幣治麻土比天由久幣志良受母。遂退而至荒鹽村。即謂村人等云。思老夫老婦之意我心無異荒鹽者。仍云比沼里荒鹽村。亦至丹波里哭木村。據槻木而哭。故云哭木村。復至竹野郡船木里奈具村。即謂村人等云。此處我心成奈具志久フルトニ古事平善者云奈具志。乃留居此村。斯所謂竹野郡奈具社坐豐宇賀能賣命也。○元元集卷七所引。

新考 日本古典全集本元元集(二二四頁)に據れるなり。古典保存會本古事記裏書文永十年卜部兼文記)に

丹後國風土記曰。丹後國丹波郡々家西北隅方有比治里。此里比治山頂有井。其名云麻奈井。今既成沼。此井天女八人降來浴水。于時有老夫婦其名曰和奈佐老夫和奈佐老婦。此老等至此井而竊取藏天女一人衣裳。即有衣裳者皆天飛上。但無衣裳女娘一人留。△身隱水而獨懷愧居。爰老夫謂天女曰。吾無兒。○請天女娘より住宅までの八十二字を略せり。即相住十餘歲。爰天女善爲釀酒。飲一坏吉萬病除云々。其一坏之財積車送△。于時其家豐土形富。○故云土形里より於是までの四十二字を略せり。天女云々。○云々に仰天より故云哭木村復までの一百八十三字を托せり。至竹野郡船木里奈具村△△△△云。此處我心成奈具志人久古事平善者曰奈具△△乃留△此村。斯所謂竹野郡奈具社坐豐宇加能賣命也。

とあり。丹後國は不要なり。削るべし。飛に人扁を添へたり。云々は之字の誤なり。註の奈具の下の字讀みがたし。加は元々集に賀とあり。其他は本文の考定の處にいふべし。考證に出典として元元集古事記裏書の外に萬葉集註釋類聚神祇本源を挙げたれど仙覺抄には見えず。神祇本源は我文庫に無し。さて本文を考定せむにまづ發端に裏書に依りて丹波郡郡家西北隅方有比治里。此里の十五字を補ふべし。次に裏書に従ひて比沼山を比治

山に改むべし。眞井は裏書に麻奈井とあり。いづれか原ならむ。次に此老等は原のままならばコノオイビトラとよむべけれど下に二處まで老夫等とあればここも此老夫等にて夫を落したるにや。次に皆の下に裏書に依りて天を補ふべし。次に一人の下に裏書に依りて留を加ふべし。其下の即字裏書には無し。次に相住の上に裏書に即字あり。次に盃は坏とあるべし。下なると字を異にすべきにあらねばなり。裏書には坏とあり。次に直字、裏書には無けれどソノ一杯ノアタヒノタカラヲとあるべきなれば直字は無かるべからず。次に比沼里は比治里に改むべし。ヒヂカタを略してヒヂと云ひきと云へるなれば比治とあらでは叶はず。次に哭働は哭働の誤なり。次に存出去之痛の痛字安ならず。次に不知由所居は所由居の顛倒ならむ。次に何々哉は何々哉々の顛倒にて何哉何哉とあらむに齊し。次に裏書に依りて我心の下に成を補ふべし。なほ云ふべき事あらば註釋の處に云はむ。塵袋卷一字加の條(日本古典全集本六二頁以下)に

又丹後國竹野郡船木ノ里奈具村ニ奈具ノヤシロアリ。神ヲバ宇加能賣命ト申ス。其神ノ本縁ヲキケバ丹波郡比治山ノイタダキニ井アリ。麻奈井ト云フ。今ハヌマトナレリ。コノ井ニ天女八人クダリテ水ヲアミケルニゼウトウバトアリ。二人ガ名ヲトモニワ

ハサトゾ云ヒケル。一人ノ天女ノヌギタルキ物ヲトリテカクシテケリ。水アミハテテソラニトピアガル(○ニ脱か)一人ガキモノナクシテステラレヌ。水ニ身ヲカクシテナキヲリケレバゼウガ云フヤウ。汝我子トナレ。家ニ具シテユカント。天女シヒテ命ニシタガヘバキモノキセテ(○キテ脱か)家ニカヘリヌ。サテ十餘年ガアヒダ此天女ゼウニシタガヒテスギケルニヨク酒ヲツクテ(○ツクテ)其酒ヲ一坏ノミツレバ萬病皆イユル故ニ人舉リテ是ノ(○原本直字脱)財物ヲ車一兩ニツミテカハリニトラセナンドシケレバ其家立所ニタノシクナリニケリ。心ニネガハシキホドマデ(○土形の處に當れリ)ヨクトミニケルノチ此翁今ハ事カケズトヤ思ヒケン不知恩ニ此天女ヲオイ出シケリ。汝實ニハ我子ニアラズ。トクイデネ。ト云ヘバヲハレテ出ヌレドトビカヘルコトモワスレヤシニケン。スムベキ里ヲ思ヒワツラヒテ門ノ外ニタタズミツツ空ヲナガメテ歌ヲヨミケル

アマノハラフリサケミレバ霞タチ家路マヨヒテユクエシラズモ
是ヨリ足ニ任テ一ノ里ニイタリヌ。其時心ノ愁ヤスマリテスミヨカルベキ里トオボエケリ。其レヨリ此里ヲバナグノ里ト云フトカヤ。此所ニオハシツキテハ心ナグシ人

ニナリヌトノタマヒケルユヘナリ(○我心成奈具志久を古事記裏書の如く奈具志人と誤れる本に據れるなり)ナグシトハ心ノクナク善ナルヲ云フコトバトカヤ此所ニヤシロニイハハレテイママデナグハヤシロトテオハス宇加ノメカミト申ハ宇加ノ女神也ヲンナガミナレバ宇加ノメトハ云ヘリ此宇加ノ神福神ニテ翁ガ家モホドナクタノシクナリニケルナルベシ云々

と云へるは同じく丹後風土記におそらくは裏書に引けると同じき本に據れるなれど文を書きやはらげたれば本文の考定の資とはすべからずさて鎌倉時代の人なる本書の著者も土形富をば心得かねきと見えて直解を避けたりこれだに此書にて明めてむと思ひしを○下に丹波里見えたり是和名抄の丹波郷にて即今の中郡丹波村大字丹波を中心としたる地域なり郡家の所在地は丹波ならむ比治は和名抄郷名に見えず比治里は恐らくは今の中郡五箇村ならむ五箇村は丹波村の西南に當れりされば丹波郡々家西北隅方有比治里の西北は西南の誤と認むべし抑丹波村は本郡の北尖に當りて東北西の三方竹野郡に圍まれたればこれより西北に一里あるべきにあらずさて五箇村は本郡の西南隅に當りて其南端は但馬國出石郡に接したり宮津府志に

イサナゴガ嶽中郡五箇村にあり當國第一の高山也一説に奈具社縁起に天女の比治山といふは此山也此山のつづき西の方を腋山峠といふ往古はすべてヒヂ山といふ後世はイサナゴと呼ぶにや

といへり(宮津府誌は文庫に無し考證に引けるに據れるなり)日本地誌提要に

足占山 土俗磯砂山ト云中郡常吉村ヨリ壹里餘

とあり標高六六一米なれば當國第一の高山といへるは事實にあらず腋山峠は本村隣留より熊野郡佐野に越ゆる菱山峠なりヒヂを今ヒシと訛れるか○井は泉なり湧水のたまれる處なりマナ井は井をたたへて云へるなりなほ子娘鹿をマナゴマナムスメマナカといへる如しされば本來常の語なるがここにては井の名となれるなり○懐愧居はヤサシトオモヒヨリとよむべし元來漢文式ならず○何存欺心の存は考證の如くオモフと訓むべし萬葉集に多く心ヲオモフとよめるは心ヲモツと云はむに同じ心ヲモツといふ辭は奈良朝時代の末に現れそめき率土を考證にコノヨとよめるはよろし爲不許耳は許サザラムトセシニコソなど訓むべし○爲醸酒を醸酒ヲナシキとは訓むべからず醸酒と云はばシキとは云ふべくナシキとは云ふべからざればなりされば此三

字は酒ヲツクリカモシキとよむか又は爲釀を聯ねてカモシキと訓むべし。カモスはやがてカミナスの約なり○吉萬病除之の吉は誤字かと思ひしかどなほ日本式の漢文と認めてヨク萬病ノゾコリキと訓むべし○土形に就いて考證に「土形とは地形の肥えたるをたたへていへる辭にや」といへり。按ずるに土形は田地の名稱ならむ。さてその土形といふ田地は山村には少くて珍重せられしものならむ。よりて更に思ふに土形のヒヂは無論濕土、カタはアガタにてそのアガタは元來田畠に互りし名なれば土濕ひて米を作るに適する地を特にヒヂガタ(カは濁るべし)と稱せしにや。さて富土形と書かで土形富と書けるも例の日本式なり。此自中間はコヲ中間ヨリとよむべく中間は中世といふ意なる事上に云へる如し○老夫婦等は婦又は等を削るべし。恐らくは婦の衍れるならむ○不知由所居は不知所由居の顛倒としてタヨリ居ラム所ヲ知ラズと訓むべし。日置里の節にも更無所由とあり。何哉何哉はイカニカセム、イカニカセムとよむべし○フリサケミレバは遙ニ見ヤレバとなり。仰ぎ見る意は無し。萬葉集に振仰而ミカツキミレバと書キトホツイモノ振仰ミツツシヌブラムと書けるは意を迎へてものせるのみ。イヘチマドヒテは家路がまどふにあらず家路ニマドヒテと云ふべきニを略したるなり。後

世ならば略すまじきニを略せるは(否使はざるは)古歌の常なり(萬葉集新考索引にヲ略シタル参照)ユクヘシラズモは行クベキ方ヲ知ラヌカナとなり。俗語の途方ニクレルに當れり。後世のユクヘは皆ユキシ方なれど古歌のユクヘにはユキシ方の意なるとユクベキ方の意なるとあり。萬葉集卷二にもミコノ宮人ユクヘシラズモまたユクヘヲシラニ舍人ハマドフとあり(新考二二九頁及二八五頁参照)○荒鹽村は今の五箇村大字久次(ト)ならむ。なほ後にいふべし。無異荒鹽のアラシホは荒潮にて鹽と書けるは借字ならむ。大祓の祝詞にも荒鹽とあり○哭木村は今の中郡新山村の大字内記なり。ナキキが普便にてナイキとなれるに内記の字を充てたるなり○船木里は今の竹野郡彌榮村の大字に船木あり。但奈具村といふ部落は中古大水に流れ失せて今は無し。成奈具志久はナグシクナリヌを日本式に書けるなり。ナグシクナリヌはオダヤカニナツタとなり。註の古事は古言なり。さればコジとよまでフルゴトニと訓むべし。トヨウカノメノ命は飲食を掌る女神なり○考證本に吾無兒、請天女、汝爲兒の無兒を落せり。其註に

上古は土形の地名によりて比遲乃麻奈爲と云しを後沼となりし故に比沼と改めたるなるべし。此文の首に比治山頂有井其名云眞井今既成沼また下文に此自中間至于

今時便云比沼里[△]とあるを以て按ふに比沼とは比遲山なる井の埋りて終に沼となれる由をもて比遲沼と云るを約めて比沼と云しにやあらむ
 と云へるはいとわろし。著者は便云比沼里[△]とあるが便云比治里[△]の誤なる事を悟らざるよりかく支離滅裂なる事を云へるなり。老夫が土形に富みしによりてヒヂガタノ里と名づけしを中世以來そを略してヒヂノ里といふと云へるのみ。なほあらあら傍訓及送假名の正しからざるを訂さむに老婦の傍訓オフナはオミナに改むべし。オミナを音便に任せてオウナと書く事はあれどオフナとは書くべくもあらず。天女云ラクは云ハク、除の傍訓イヘヌはイエヌ、否ノゾリキ、土形富の傍訓ヒヂカタトミキはヒヂカタニトミキ、暫ク借り住タル耳はシバラクカリニスマシメシ耳とあるべし。また忽存出去之痛を忽ニ出去ラシムル痛ヲナスヤとよめり。出去は戸令の七出三不去の出去なればイダシスツルとよむべし。痛の字穩ならねどしばらく痛毒の義即慘酷ナル心の義として存は上の何存欺心の如くオモフヤと訓むべし。微にクを添へたるはたわろし。雅言はスコシなり。スコシクは訛語なり。不知由所居にラルベキニヨシヲシラズと傍訓したるは糊塗なり。哭ケリはナキキ又はナキニキとあるべし。○古事記裏書に

攝津國風土記云。稻倉山、昔止與宇可乃賣神居山中。以盛飯因以爲名。又曰。昔豐宇可乃賣神常居稻椋山。而以山爲膳厨之處。後有事故不可得已。遂還於丹波國比遲乃麻奈章。○前の字に口扁を添へたり。

とあり。○本郡の式社にしてトヨウカノメノ命をいつけるもの三所あり。即比治麻奈爲神社。昨岡神社。名木神社なり。竹野郡に一所。即奈具神社なり。比治麻奈爲神社は今の五箇村大字鱒留なる藤社大明神なりとも同村大字久次なる眞名井明神なりとも云へり。恐らくは前者ならむ。さて後者は本文に

遂退而至荒鹽村。即謂村人等云。思老夫老婦之意我心無異。荒鹽者。仍云比治里荒鹽村。といへる遺蹟にてやがて昨岡神社なるをいつの世よりか比治麻奈爲神社の名を冒せるならむ。宮津府志に。丹波郡周枳村荒鹽大明神あり。此邊古への荒鹽村なるべしとある由なれど風土記の荒鹽村は比治里の内なれば周枳村(古の周枳郷)にたとひ荒鹽明神ありとも其處にはあるべからず。豊岡縣式社未定考案記に

久次村ハ昨岡神社ナルヲ同村ノモノ眞名井神社ト申張リ古キ棟札アリト云フ。取調べシニ眞名井大神宮ト記セドモ元ノ字ヲ消シ改メテ記セシモノナリ。比治眞名井ハ

罇留村藤社神社ト記セル社ニ相違アルマジ

宮本池臣の丹後但馬神社道シルベに

今比治山トテ高キ山アリ。其麓ニ藤社大明神トテ養蠶ノ守護神ナリト云ガ即麻奈爲神社ナリ

大原美能理の丹後國式内神社考にも

丹後國中ニテ名山ハ此比治山ニテ一山四名ヲ有ス○比治山いさなご岳あし占山眞名井山。此山二國三郡ニ互リ○二國は丹後但馬三郡は中郡熊野郡出石郡何レノ郡ニモ麓ニ比治ト云フ神社アリ○出石郡には式内比遲神社

といへり。昨岡神社は今丹波村大字赤坂にあれどそは久次より峰山に、峰山より更に此處に移ししなりといふ。されば久次は昨岡神社の舊地なり。今の所謂眞名井神社の後の山をクヒシガ岳(昨石岳)といひしを今は久次ガ岳といふ。天正年間に昨石の文字を久次に改め細川忠興在城の時にヒサツギと呼び更へしなりとぞ。

○昨石の字を久次に改めしは如何。思ふに近古次々といふ事をイシイシと云ひしかば久次と書きてクイシと訓ませしならむ。山城國綴喜郡にも式内昨岡神社あり。祭神

はウカノミタマノ神なり。ウカノミタマも亦飲食を掌る神なり

名木神社は哭木村の遺蹟に在り。哭木は上に云へる如く今の新山村大字内記なり。竹野郡奈具神社は今彌榮村大字船木に在れどこは神社の舊地にあらず。もと神社の在りし奈具村は嘉吉年間の大水に流されしかば村民は靈石を奉じて溝谷村と外村とに分れて流寓しさて靈石は外村鎮坐の溝谷神社の相殿にませまつりき。然るに後に舟木の村人私に其村に奈具神社を建てしかど靈石はなほ溝谷神社にありしに

○天保十一年の丹後國大繪圖に舟木に鳥居を描きて奈具社と記せるはこの舟木私設の神社なり。元來古の船木里は廣き地域にて近古の舟木村は其一部なりしなり。無論舊奈具村は舟木村の内にあらず

明治六年神祇省の命にて溝谷神社合祀の奈具神社を舟木村に遷坐せしめ彼靈石をも引渡さしめき。これによりて奈具神社と舊氏子即舊奈具村民の子孫とは分離する事となりていたく神慮人心をそこなひきといふ。余が今かくくだくだしく述ぶるは後世の學徒が誤りて風土記の船木里奈具村を今の彌榮村大字船木ぞと思はむを恐るるが故なり。ただ憾むらくは奈具村及神社の舊址を明にせざる事なり○天女の衣を奪ひし説

話は今はめづらしからぬまで諸國に廣まれり。就中古書に見えたるは帝王編年記に

古老傳曰。近江國伊香郡與胡郷伊香小江在郷南。天之八女俱爲白鳥。自天而降浴於江之南津。于時伊香刀美在於西山遙見白鳥其形奇異。因疑若是神人乎。往見之。實是神人也。於是伊香刀美卽生感愛不得還去。竊遣白犬盜取天羽衣得隱弟衣。天女乃知其兄七人飛昇天上。其弟一人不得飛去。天路永塞卽爲地民。天女浴浦今謂神浦是也。伊香刀美與天女弟女共爲室家居於此處。遂生男女。男二女二。兄名意美志留。弟名那志等。美女名伊是理比咩。次名奈是理比賣。此伊香連之先祖是也。後母卽搜取天羽衣著而昇天。伊香刀美獨守空床。唵詠不斷。

とあり。天女が白鳥に化せし事、天人の衣を奪ふに白犬を使ひし事、天女と夫婦となりし事、天女後に天に還り昇りし事以上比治眞井傳説と異なり。又天人の衣を天羽衣と云へり。次に本朝神社考卷五に

三保松原者、案風土記古老傳言昔有神女自天降來曝羽衣於松枝。漁人拾得而見之。其輕軟不可言也。所謂六銖衣乎。織女機中物乎。神女乞之。漁人不與。神女欲上天而無羽衣。於是遂與漁人爲夫婦。蓋不得已也。其後一旦女取羽衣乘雲而去。其漁人亦登仙云。

とあり。天女の一人なりし事、夫婦も亦天に上りきといふ事など伊香小江傳説と異なり。又ここには水を浴みきといふ事見えざれど羽衣ヲ松枝ニ曝シキとあればなほ海水を浴みしならむ。次に河内志交野郡天河の下に

曾丹集曰。有仙女來浴此水。少年戲藏衣。因不能歸去。遂爲夫婦。後三年而飛去。與江州余吾湖。駿州三保浦。丹州奈具社同一古話。

とあれど流布の曾丹集にはかかる事見えず。同書に毎月集の初秋七月の處に

田子の浦にきつなれけむをとめ子が天の羽ごろもさばすらむやぞ

といふ歌あり。右の天川傳説は恐らくは元來三種浦傳説の異傳にて彼歌に書添へたりしを河内志の著者並河誠所が誤りて集の本文と認めしならむ。次に漢籍より一例を抄出せむ。淵鑑類函卷三十三、池三に

南昌府子城東有浴仙池。相傳有少年見美女五人。脫五彩衣於岸側浴池中。少年戲藏其一。諸女浴竟化白鶴去。獨失衣女不能去。隨至少年家爲夫婦。約以三年還其衣。亦飛去。

とあり。伊香小江傳説と最よく相似たれど彼は八人此は五人、彼は白鳥此は白鶴なりしが相異なり。今一例或書に搜神後記曰として掲げたるものあれど同書にも搜神記にも

見えず眞原を檢出せば追加すべし。我邦にては伯耆民談記に見えたる羽衣石山傳説以下世に知られたるもの少からざるのみならず沖繩喜界の島々にさへ同種の傳説の採集を待てるもの多しといふ(柳田國男竹取翁考参照)○再本文に就かむに天女が初比治山の頂に降り次に老夫婦に率られて山麓なる五箇村躰留に住し次に逐はれて同村久次に徙り次に新山村内記に移り終に竹野郡彌榮村の内舊奈具に到りて永く此處に留まりし事、即竹野川に沿ひて次第に東北に下り然も海岸に達せずして止みし事は注目に値らざらむや○倭姫命世記に

酒殿神 豐宇賀能賣命^{トヨウカノメノミコ}坐^{イマス} 丹波竹野郡奈具社坐神是也。天女善爲釀酒飲一杯吉萬病除之。形石坐也。

といへるは丹後風土記に依れるにて形石坐也といへるは奈具社の靈石を云へるか。外宮の酒殿にては形^{カタ}石^{イシ}に坐せば形石坐也は奈具社にての事ならむ○後に袖中抄を檢せしに其卷十六に

よごのうみにきつつなれけんおとめごがあまのはごろもほしつらんやは 顯昭云。これは曾丹三百六十首中に七月上旬の歌なり。歌の心は昔近江のくによごのうみ

に織女のおりて水あみけるにそこなりけるおとこゆきあひてぬぎをけるあまのはるごもをとりたりければたなばたえかへりのぼり給はでやがて其男の女になりてみにけり。子共うみつづけて年ごろになりにつれどももの天上へのぼらんの心ざしうせずしてつねにはねをのみなきてあかし暮しけるにこの男の物へ行けるあひだにこのうみたる子の物の心をしるほどになりたりけるが、なに事に母はかくなき給ふぞといひければしかじかとはじめよりいひければ此子、父のかくしをきたりけるあまのはごろもをとりてとらせたりければ母よるこびてそれをきてとびのぼりにけり。のぼりける時に此子にちぎりけることは、我はかかる身にてあればおぼるげにてはあふまじ。七月七日ごとにくだりて此うみの水をあむべし。其日にならばあひ待べしとて母も子もともに別の涙をんながしける。さて其子孫は今までありとなむ申つたへたる。或人の申しは、河内國、天の河にこそさることはありけれ。其たなばたの子孫いまにかうち^{ウチ}に有と申しかど曾丹がよめるは中比の人たしかに申ける事こそ。うたがふべからず。近江にも河内にもともにありけることなるべしといへり。河内志の誤認したる河内天河の傳説と曾丹集との關係は袖中抄にや胚胎し

けむ。但並河氏は袖中抄に據りしにはあらず。又袖中抄の著者顯昭は與胡郷伊香小江傳説の原文(おそらくは近江國風土記)を見しにあらじ。又曾丹即曾禰好忠の歌は天ノハゴロモサボスラムヤゾとよめるを思へば伊香小江傳説に據りしにはあらで三種松原傳説に據りしならむ。さるからにタゴノ浦ニとよめるを(田子の浦と三種の松原とは少し相離れたれど)顯昭は伊香傳説の外に三種傳説のあるを知らざりしかばタゴを誤としてヨゴノ浦ニと改めしにあらざるか。結句も歌集にはサボスラムヤゾとあるを袖中抄にはホシツラムヤハとせり

但馬國 無

但馬國は東は丹後・丹波に、南は播磨に、西は因幡に接し北は海に臨めり。名義は明ならず。字は夙く日本紀垂仁天皇三年に但馬と書けり。又多遲麻多遲摩(古事記懿德天皇段及開化天皇段)又但遲麻(國造本紀)と書けり。さて地名字音轉用例(字ヲ省ケル例)に

但馬 是モ但字タヂニハ用フベキニ非レバチニ當ル字ヲ省ケル也

といへるを地理志料に之を非として「但音太知、丹比ノ丹字ト同ジ」といへるは卻りて非なり。但・丹の音はタヌなり。之をタヂには轉用すべからず。タヂヒを丹比と書くは丹治比の治を省けるなり。タヂマを但馬と書くも中間にあるべき遲などを省けるにこそ。さて垂仁天皇紀に當國の人田道間守(古事記には多遲麻毛理)が天皇の仰に依りて常世國より橋を採り歸りし事を記せり。それに就いて宣長(記傳卷二十五)は「此名は將來つる人の名に因て多遲花と云なるべし」といひ新撰姓氏錄考證卷十八橋守の註(一一六三頁)に「その人は遙けき國に渡りゆきて其橋を守り來し故に田道間守即橋守の名を負へるが其子孫に仰せて橋を殖生さしめ又そを守らしめたまへるを以て氏にも其職號を

負ひしなるべし。もしくは田道間守はもとより但馬國に住めりし人にて垂仁の御世に非時香菓をもたらし歸りし故に田道間守が名を非時香菓に負せて田道間花と云ひし。○即宣長の説ならんか。前説の如くならば橋が本にて田道間守の名は末なり。又後説の如くならば田道間守は本にて橋の名は末なり。いづれよけむ。思ひ決めがたしといひ、日本書紀通釋卷二十九(一五六二頁)に

神代紀にも既に云へる如く神代より橋といふ物はありしかと(○橋之穂原ノ註参照)それは野山に自然生ふるものにて味もうまからずあるを今般賣來れる種はいとうまくかの固よりあるものとは味もこよなく勝りてはあれどなほ同種類のものなれば此物にも其名を負はせしなり。されば名義を但馬花などは解くべからずといひ、日本地理志料但馬國の下に

姓氏錄ニ橋守氏出自天日杵命トイヘリ。但馬ハ蓋橋守ノ省呼ナリ。初新羅ノ王子天日槍歸化シテ本州ニ居リ其裔田道間守垂仁帝ノ時常世國ニ奉使シテ橋ヲ得テ還ル。因リテ其物ニ名ツケテ田道間花ト云ヒ其國ヲ號シテ田道間國ト曰ヒ以テ其功ヲ録スルナリ

と云へり。按ずるに橋は我邦に無かりしものなればタチバナといふ名はかねてあるべきならず。さればこそ此物を始めてもち歸りし時に之を呼ぶに假にトキジクノカグノコノミとはいひしなれ。トキジクノカグノコノミは形狀語にて狹義の名にあらず。なほ硯の事を墨ヲ摩ル器といはばいまだ名とは云ふべからざる如し。物にははやく存ずる事千年にしていまだ邦名なきものあり。然るに常世國にしかじかの物ありといふ事を僅に一人二人の聞き知れる時代に豫其物の名を作るべけむや。其上に田道間守は其曾祖父を但馬諸助といひ祖父を但馬日槍杵といひき。さればタチマは此家代々の慣用名にして此人に至りて始めてタチマ某と稱せしにあらざ。右の如くなれば橋を本とする説は廢絶すべし。然らば人名を本としてタチマモリが持ち歸りし木なればタチマ花といひしをマを略しチを清みてタチバナといふかといふに此木は實をも花をも賞するうち實が主、花が副なるをタチマ花と云ひては花が主となりて適當せず。少くともタチマ木などいふべきなり。ここに眞淵はその冠辭考タチバナヲの考の頭書に

紀に此コノミを釋て今謂橋是也と有に依にそのもて來し人の名をもて多治婆名とは後に呼し也けり

と云へり。然るに宣長は之を斥けて

此説持來し人の名に因れるは然ることなれども終のナを名とせられたるはいかが
そは此名を釋く言にこそさもいはめ直に名と云ことを名に負すべきに非ず。彼任那
國と云例などとは一に云がたし

と云へれど手兒といふ事、珠といふ事を人名に命せて手兒名、珠名といひ否人といふ事
を人名に命せて人名とさへ云へる例あれば(萬葉集新考五三一頁参照)タチバナの語源
はなほタチマ名なるをそのマをバと訛りチを清みたるならむ。所詮タチマといふ地名
が本にてそれより人名が起り又それより木の名が生ぜしなり。さて地名のタチマの名
義は冒頭にいへる如く不明なるなり。地理志料の説は前半は木名を本とし後半は人名
を木名地名の本として前後互に矛盾せり。彼日向ノ小戸ノ橋ノ檉ガ原の橋といふ地名
に就いて通釋卷五(二四〇頁)に

小戸にある橋と云地名なり。故其小門の名を橋小門と云へり。さてかく名付たりしは
神代に此處橋樹の生ひたりし地なるからに小門の名となれる也。橋といふ樹かく神
代にありしかど中頃絶たりしを垂仁天皇御世にまた海外よりわたして今世にある

は即其種なり

といひて其註に

田中頼庸氏云。今も薩摩地方の山には自然なる橋生茂りて實なども多く結びて其味
こそ彼の柑子などには劣りにけれ。皆人の取りて食ふはさらにて今も橋と云へりと
云へり。これぞまことの神代の橋なること明らけきを他國には残らでそのかみの日
向の域にしも今もあるこそかへすがへすめでたけれ。なほ其餘の國人にもひろく問
試むべし

といへり。假に橋樹に依れる地名とすとも其地名は後世の稱なるをここには溯せて用
ひたるにてもあるべし。即ここに小戸橋之檉原とあればとて夙くイザナギノ尊の御時
より存ぜし地名なりとは斷ずべからず。従ひて此地名を以て神代に橋の有りし證とは
すべからず。げに我邦に自生の橋はあり。即薩摩日向のみならず土佐對馬筑前の沖の島、
長門の萩、紀伊國日高郡にもあり。抑植物には思ひも奇らぬもの山野に自生する例あ
り。日向の柚、海棠(霧島山中)、九州南部及肥前の蘇鐵、豊後土佐紀伊周防(祝島)若狭の枇杷、豊
後土佐紀伊の梧桐、日向(霧島山)肥前(東背振山)及多羅岳(筑前の茶梅、肥前東背振、周防玖珂

郡・遠江・榛原郡の茶、甲斐岩殿山の南天、日向紀伊の芙蓉、紀伊那智山・安房清澄山の秋海棠、肥前紀伊安房隠岐の水仙、能登のオモト、安藝忠海の木斛など是なり。此等のものを悉く我邦固有の物と認めむは非なり。背振山の茶の如くもと舶齋せしものが土性に合ひて今は自生するものもあればなり。又自生あればとて必しも邦名あるべからざるは柚・蘇鐵・海棠・枇杷・南天・秋海棠・水仙・木斛などの例を見て知るべし。されば九州の南境に自生の橘ありとも夙くよりタチバナといふ邦名ありきとは斷ずべからず。○國造本紀に但運麻國造と二方國造と見えたり。甲は圓山川の流域を、乙は矢田川及濱坂川の流域をぞ領したりけむ。○和名抄に

但馬國(國府在氣多郡) 管八 朝來(安佐古) 養父(夜夫) 出石(伊豆志) 氣多(城崎) 岐乃(佐木) 美舍(美具美) 二方(布太) 加太(七美) 志豆(美)

とあり。朝來は初にはアサグといひしなり。播磨風土記(新考三八九頁)に但馬國阿相郡とあり。相はサグとはよむべくサクともサクともよむべからず。美舍は音訓混用なり。舍の訓はフクム又タクム又クムなり。右の如く昔より八郡なりしに明治二十九年に氣多・城崎・美舍を合併して城崎とし二方・七美を合併して美方とせしかば今は朝來・養父・出石・城

崎・美方の五郡となれり。就中朝來は國の東南端に、養父はその西北に、出石はその東北に、城崎はその西に、美方は又その西に在り。又新城崎郡の内舊城崎は東に、舊美舍は西に、舊氣多是南に在り。又美方郡の内舊二方は北に、七美はその東南又氣多養父の西に在り。山陰道は東南より西北に向ひて朝來・養父・美方・七美・二方の諸郡を貫けり。○國府址は城崎郡の内舊氣多郡國府村(新名)大宇府市場に在りて圓山川(朝來川)に沿へり。日本後紀延暦二十三年正月壬寅に遷但馬國治於氣多郡高田郷とある是なり。金葉集連歌部に

源頼光が但馬守にてのぼりける時館の前にけた川といふ川ありかみより舟のくだりけるを菰あぐるさぶらひして問はせければ藝と申すもの刈りてまかるなりといふを聞きて口すさびにいひける源頼光朝臣 たでかる舟のすぐるなりけり。これを連歌にききなして相摸母 朝まだきからるの音の聞ゆるは

とあり。氣多郡は即圓山川なり。相摸母は即頼光の妻なり。○驛は日本後紀大同三年五月癸未に廢但馬國△△△△△三驛以不要也とあり。又兵部式に

但馬國驛馬 粟鹿郡△養耆各八疋、山前五疋、面治・射添各八疋、春野五疋
傳馬 朝來・養父・二方・七美郡五疋

とあり。當國の驛路は丹波の佐治驛より遠坂峠を越えて當國に入り圓山川の支源に沿ひ下りて今の玉置附近にて圓山川を渡り、同じ川に沿ひ下りて今の八鹿附近にて圓山川の支源なる八木川を渡り、其左岸に沿ひ上りて今の關宮に到り、それより八井谷峠(分水嶺)を越えて矢田川に沿ひ下り、今の和田附近にて同じ川を渡り、又春來峠(分水嶺)を越えて濱坂川の支源に沿ひ下りて今の細田附近にて濱坂川を渡り、それより蒲生峠を越えて因幡國山崎驛に到りし如し。さて七驛中の初驛粟賀を地名辭書に今の朝來郡粟賀村大字和賀とし、又和賀を粟賀の上略とせり。之に従ふべし。アを略すればハガなれど波賀と書きてはワガと訓まれねば和賀と書けるならむ。次に郡を國史大系本に異本に據りて郡々としククヒと傍訓せり。地名辭書に

郡は誤れり。松江本考異に郡々に作れる異本ありと云ひ郡々をば其訓久々比とし、神名式城崎郡久々比神社の地に引きあてたり。然れども久々比神社の地は粟鹿養耆の間にあらず。恐らくは衍字、刪去するを可とす。又疑ふ。郡々は郡家の誤にて養父の郡家歟。路程合ふ)

と云へり。當國の驛路は朝來養父七美二方の四郡を経しなり。城崎郡は經ず。其上久々比

神社のある今の三江村大字下宮シノノミヤは丹後國熊野郡の界に近くて驛路とは風馬牛なり。又郡々はクグヒとは訓まれず。皇典講究所の校訂延喜式には粟鹿に連ねて粟鹿郡としたれど郡字を添へて三字にしたる驛名の例は無し。地理志料には兵部省式但馬國養父驛馬八疋とあれど流布本はもとより異本にも養父といふ驛名は見えず。余は初異本に郡とあるを見て郡名の誤かとも思ひしかど、志料の著者も恐らくは郡名の誤とし更にそれを養父の誤と認めしならむ。高山寺本に郡部とあるを思へば諸本に郡々とあるは恐らくは郡部を郡部と誤りたるを更に略して郡々と書けるならむ。さて驛名はしばらく高山寺本に郡部とあるに従ふべし。その郡部は郡邊の借字にて名義は郡家傍近の驛と云へるか。郡家の所在は當郡十郷中の養父郷なるべし。もし想像に任せば其驛を養父と名づけば同郡の養耆驛と紛れやすかるべければわざと郡邊と名づけしか。さて驛址は今の同郡養父市場村の大字養父市場なるべし。同村に何米地といふ大字四あり。志料に

按ズルニ米地讀ンデ麻伊知ト云フ。蓋驛路ノ轉ニテ即驛址ナリ
といへれど米地は東北の郡界に近き山地にて驛路に供せられけむ河邊より遠ざかれ

り。其上米地の稱呼はメイヂにてマイヂにあらず。又當國には他郡たとへば美舍郡にも米地といふ處あり。さて國府に到るには此郡部驛にて分れしなり。校補但馬考には郡々を輕部の誤とし驛址を小城廣谷邊今の養父郡廣谷町の内とせり。次に養耆は今の高柳村の大字八木なり。次に山前を伴信友は樂前の誤として氣多郡樂前郷に充てたり。樂前郷は氣多郡の西南偏なるべく八木を經し驛路はかかる處を經べからず。此地を經むとならば養父市場より今少し圓山川に沿ひ下りて宵田より谿谷に入るべければなり。地名辭書には七美郡の驛家にして今の熊次と訛るもの此驛址なるべしといへり。即七美郡驛家郷に擬したるなり。同書に又

養父郡養耆驛より八木川に添ひて山前に至り氷山峠を踰え因州八束郡若櫻驛に至るべし

といへり。驛路は射添を經れば蒲生峠を越えて因幡の岩美郡に出づべく氷山峠を踰えて八頭郡には入るべからず。辭書の著者は驛路に別路ありと認めたるにやいぶかし。按ずるに養耆と射添との間に一驛を要するが其驛即山前驛にて八井谷峠を越えし處おそらくは今の美方郡免塚村大字福岡の附近ならむ。而して此地即七美郡の驛家郷なら

む。又山前と次驛射添とは距離遠からざる上に矢田川に沿ひたる平路なれば馬數を減じて五疋とせしならむ。すべて馬數を量定するには下り路を標準とするなり。さて山前はヤマサキとよむべし。名義は彼長等山之山前又因幡の山崎驛などと同。一ならむ。校補但馬考には因幡國山崎の混入ならむと云へり。次に面治驛に就いて地理志料に

兵部省式ニ但馬國面治驛馬八疋ト。是七美郡射添ヨリ本驛ヲ經テ因幡ノ蒲生ニ通ズルナリ。神名式ニ面沼神ニ作レリ。沼治恐ラクハ一誤アラム。但馬考ニ云ヘラク。其祠畑莊井土村ニ在リテ面治明神ト稱シテ八上比賣命ヲ祀レリト

といひ地名辭書に

面沼 古驛名なり。今湯村の西大字竹田に延喜式二方郡面沼神社存ず。即此地とす。山陰道の舊路にして七美郡射添驛より面沼を經て因州蒲生驛に通ぜる也

といへり。兵部省式記載の順序に依れば面治は射添の前驛なり。或は顛倒せるにや。特選神名牒に

面沼神社 今按面沼の沼は治の訛りなる事社地の字を面治山と云にて知るべし。所在竹田村字面治山

といへり。驛名は兵部省式流布本に面治とあるを國史大系本に神名式に據りて面沼に改めたるは卻りてわろし。高山寺本和名抄にも面治とあり。次に射添驛は神名帳に七美郡伊曾布神社ありて今の美方郡射添村大字味取に在れば驛址も此地にやと云ふに味取は山陰道の傍路(香住道)に在れば此地にはあらず。地名辭書に今大字和田川會などの邊ならんと云へるに従ふべし。次に春野驛は高山寺本和名抄には春部とあり。地名辭書には之を出石郡埴野郷に充てて

延喜式春野郷とあるは丹後勾金驛より資母郷を経て本驛に達する者にして亦此地に外ならず。今の(○合橋村)大字出合矢根の邊を驛家とす

と云ひて例の如く別路とせり。按ずるに京使丹後の國府を経て但馬の國府に赴く事あらむに、もし山陰道の本路に由らば勾金花浪日出の三驛を経て長柄に歸り更に豊角(佐治)栗賀郡部の四驛を経ざるべからず。之に反してもし今の與謝郡市場村大字四辻より温江峠を越えなどせば但馬の國府には中間一二驛にて達すべし。又上述の如く面治と射添とを顛倒とせば射添と因幡の山崎驛との間は面治のみにて足るべく春野を容る餘地は無かるべし。是辭書の著者が春野を別路驛と認めて丹後の勾金驛と但馬の國

府との間なる出石郡出合(今合橋村の大字)の附近に擬したる所以ならむ。此別路驛説は傾聽するに堪へたれとただ不審なるは出石郡に傳馬の無き事なり。驛路その郡を経ば特殊なる事情の無き限傳馬は置かるべきなり。或は此路は利用する機會少きによりて傳馬を置かれざりしにや。右の如くならば當國七驛中栗賀は朝來郡に、郡部及養耆は養父郡に、山前及射添は七美郡に、面治は二方郡に、春野は別路驛として出石郡に在りしなり。但校補但馬考には春野を大野の誤とせり。大野は美方郡免塚村の大字なり。本書に山前を混入と認めたる故に養耆の次に一驛を補はざるを得ざるなり。然るに春野を大野の誤として養耆の次驛とすれば養耆春野面治射添となりて兵部式記載の順序と一致せざれば以上驛の順序は道路の順序によらずとことわれり。○世に往々丹波丹後但馬を併せて三丹と稱すれども但馬は初より丹波丹後と關係なきなり

因幡國 一節

因幡國は東は但馬に、東南は播磨に、南と西南とは美作に、西は伯耆に隣り北は海に沿へり。國名は古書に又稻羽稻葉因幡と書けり(天孫本紀には音訓を交へて印葉とも)。因印の音はイヌなれば轉じてイナに充てたるなり。名義は地理志料及地名辭書に稻場・稻庭なりと云へれど此國名をイナニハと云へる例なく又イナニハはまづイナンバと訛らざればイナバとはならじ。恐らくは稻葉が本義ならむ。國造本紀に

稻葉國造 志賀高穴穗朝御世彦坐王兒彦多都彦命定賜國造

とあり。彦坐王は開化天皇の皇子なり。古事記に據れば日子坐王の御子に丹波比古多須美知能宇斯王あり。御父を彦イマスと申し奉りしに對して彦タタスと申ししならむ。さてタタスはタツの敬語(實は他作格)なれば彦タツ彦命はやがて彦タタス(ミチノウシノ)王ならむ。崇神天皇紀十年に丹波道主命とあり。垂仁天皇紀五年又景行天皇前紀に丹波道主王とあるはやがて此王なり。さて此王は景行天皇の御外祖父なれば其御子(即道主命には外曾孫)なる成務天皇の御世に稻葉國造に任ぜられけむは時代叶はざるに似

たり。國造に任ぜられしは恐らくは道主王の子孫ならむ。○因幡國の名の始出は天武天皇紀二年なれど初よりイナバ又はイナバノ國と云ひしなり。國名の原たる地は法美郡稻羽郷、即今の岩美郡宇倍野村附近なり。府址は同村大字廳なり。同村の大字に又國分寺法華寺(尼寺)あり。○和名抄に

因幡國(國府在法美郡) 管七 巨濃(古乃法美波不美、國府) 八上(夜加美) 智頭(知豆) 邑美(於不美) 高草(多加久佐) 氣多

とあり。巨濃は後の石井(又岩井)なり。改稱は何年か知らねど夙く拾芥抄に石井とあり。元祿圖に岩井とあるはイシキと訓み誤らむを恐れて石を岩に更へたるなり。名の起の地は今の岩美郡岩井町大字岩井(舊岩井莊)にて岩井の名は名水あるに由りて得たるなり(豐後風土記日田郡石井郷参照)。法美の訓註に波不美とあるはいかが(抄の地名訓註には誤れる事多し)。法は漢音ハフ吳音ホフなればホフミの誤ならむ。否實は法の吳音ホフを轉用したるにてホホミと訓むべく舍の義とすべきにあらざるか(夙く志料に蓋舍之義と云へり)。

○出雲島根郡の郷名法吉もホフキにはあらでホホキならむ。こは夙く地名字音轉用

例に云へり。フフムをホホムといへる例は萬葉集卷二十にチバノ野ノコノテガシハノ保保マレドとあり

邑美を於不美とよめるも於保美の誤ならむ。石見の郡名邑知・備前の郡名邑久を於保知於保久とよめるを思ふべく播磨明石郡の郷名邑美を播磨風土記に大海と書けるを思ふべし(和名抄の訓註はこれも於布美)。又播磨風土記の揖保郡邑智を和名抄に大市と書けるを思ふべし(これも抄の訓註は於布知と誤れり)。共に邑の吳音オフをオホに轉用したるなり。或は云はむ。地理志料に

邑美ハ蓋淡海ノ義ナリ。古大湖アリ。因ツテ名ツク。今郡北ニ鯉池(○多鯉ガ池の誤)アリ。巨濃郡湯山池・高草郡湖山池ト相並べリ。當初一大湖タリシコト推知スベシ

とあるに據れば邑美の名義は大海即大湖にてオホウミを約めてオフミといへるにあらざるかと。答へて云はむ。海の古言はミなれば大海の義にてもなほオホミなり。又志料に淡海之義と云へるは非なり。淡海即アフミの義ならば鴨美(アフミ)など書くべし。右の如く當國はもと管七郡なりしに後に八上の東部を分ちて八東郡を建てき。八東郡の始めて見えたるは拾芥抄なり。但同書の流布本には誤りて八束と書けり。さて八東郡は初

にはヤカミノヒガシと唱へけむを後に音にてハツトウと唱ふる事となりき。明治二十九年に右八郡の内岩井・法美・邑美三郡を合併し岩井の岩と法美・邑美の美とを取りて岩美郡とし、八東・八上・智頭の三郡を合併し八東・八上の八と智頭の頭とを取りて八頭郡とし、高草・氣多二郡を合併し氣多の氣と高草の高とを取りて氣高郡とせしかば今は岩美・八頭・氣高の三郡なり。八頭を初にはあさましくもヤツカミと唱へしを今はヤツと唱ふ。三郡中岩美は國の東北に、氣高は西北に、八頭は兩郡の南に在り。○驛傳は兵部省式に

驛馬 山崎・佐尉・敷見・柏尾各八疋

傳馬 巨濃・高草・氣多各五疋

とあり。按ずるに古の山陰道は但馬の面治驛より蒲生峠を経て當國に入り西の方伯耆の笏賀驛に到りしなれば當國の北部を東西に通ぜし事勿論なり。さて當國の北部の郡を東より數ふれば巨濃・邑美・高草・氣多の四郡なれど邑美は小郡にてその廣(東西徑)僅に一里許なれば本郡には驛は置かれず。郡傳も無かりきと見ゆ。四驛址はいづれも不明なるが地理上より其位置を推測するにまづ山崎驛は但馬の面治驛よりの距離を思ひ途中に蒲生峠の險あるを思ひ又山崎の名義を思へば蒲生峠の西即巨濃郡の東偏にある

べし。次に佐尉驛は山崎驛との距離を思へば巨濃郡の西偏にあるべし。八上郡に佐井郷あれど其地にあらず。驛路は八上郡を経ざればなり。次に敷見驛は佐尉驛との距離を思へば高草郡の中部にあるべし。次に柏尾驛は前驛敷見との距離又次驛なる伯耆國笏賀との距離を思へば氣多郡の東部にあるべし。抑今岩美郡服部村大字岩戸より氣高郡正條村大字八束水まで五六里の間は所謂長汀曲浦を成せるが上古は多少の出入ありけむに海沙年々に打上げられて今見る如き洲渚を成すと共にもとの海灣は其口を塞がれて湖山池・多・鮎池・湯山池・水尻池などを作りしならむ。されば古の官道は恐らくは此等の湖沼の南方をぞ通りけむ。今服部村大字細川にて街道の屈曲して南方に向へるは鳥取市を経むが爲にて無論鳥取開府以後の事なり。さてかく大體に觀察しおきて一々の驛址を擬定せむ。まづ山崎驛に就いて地名辭書に

今詳ならず、其形狀を推すに蒲生驛(○宿)に一驛ありて之より法美の國府に通ぜるやに思はる

と云へり。蒲生峠の西北麓に蒲生といふ部落あり。今岩美郡蒲生村の大字となれり。山崎は地理に依れる命名ならむ。國府に通ぜし驛は次驛なり。此驛にあらず。次に佐尉驛に就

いて辭書氣多郡の下に

本郡の中敷かと思はるるも佐尉の名亡びてなし

と云へり。著者はいかでか、かかる事を云ひけむ。佐尉は四驛中の第二驛なるに氣多郡は縁海四郡中最西に位せるをや。佐尉驛址は今の岩美郡舊岩井郡服部村の内にあるべく、今此村より鳥取市に到る道は古國府に到りし道を利用したるならむ。國府址は鳥取市の東南方に在りて相近し。次驛敷見に就いて辭書岩井郡の下に

今詳ならず。延喜式の驛名にして山崎敷見とつづき山崎は蒲生と思はるれば敷見は鹽見にして此より法美の府に至れるごとし。鹽見を誤りて敷見とせる歟

鹽見 又志保美に作る。服部村の南なる山谷にして今鹽見村・元鹽見村の二に分つと云へり。兵部省式記載の順序は山崎佐尉敷見なるをや。さて此驛は湖山池の南岸今の氣高郡松保村にぞ在りけむ。次驛柏尾に就いては辭書には云へる所なきに似たり。其次驛笏賀が今の東伯郡泊村なる事、その泊村は因幡國に隣れる事を思へば柏尾驛址は今の氣高郡正條村ならむ。さて始置の驛は幾許にか知らねど元正天皇紀養老七年八月に加置因幡國驛四處とあり又平城天皇紀大同三年六月壬申に

省因幡國八上郡英男驛智頭郡道俣驛馬各二疋。以不緣大路乗用希也。

とあり。此二驛は千代川・智頭川に沿へる官道(今の智頭街道)に在りしにて其驛路は播磨と往來する別路なるが太古には播磨と出雲との往來には此路を本道としたりけむ事播磨風土記揖保郡立野・同郡佐比岡・同郡琴坂・讀容郡彌加都岐原などの記事に由りて推測せらる。ともかくも山陰山陽を連絡せる唯一の官路として(長門と石見とを連絡せるもの外)平安朝時代の始までは保存せられしなり。大同三年の記事に據れば驛馬の數を減ぜしにて驛を廢せしにあらねど其後終に廢せられきと見えて兵部省式には英男道俣は勿論此官道に擬すべき驛名見えず。道俣は辭書に「智頭の今驛のみ」と云へり。智頭は今八頭郡智頭町なり。此處にて路が分るるに由りてチマタと名づけしならむ。美作國を経て播磨國佐用郡に出づるには其東路を取るなり。○當國には三藩治ありき。就中鳥取は邑美郡にありき。今の鳥取市是なり。若櫻は八東郡(今の八頭郡若櫻町)に、鹿野(又鹿奴又志加奴)は氣多郡(今の氣高郡鹿野町)に在りて共に鳥取池田氏の支封なりき。

高草郡

其ノ上因幡ノ記ヲミレバカノ國ニ高草ノコヲリアリ。ソノ名ニ二ノ釋アリ。一ニハ野ノ中ニ草ノタカケレバタカサト云フ。ソノ野ヲコヲリノ名トセリ。一ニハ竹草ノ郡ナリ。コノ所ニモト竹林アリケリ。其ノ故ニカク云ヘリ。竹ハ草ノ長ト云フ心ニテ竹草トハ云フニヤ。其ノ竹ノ事ヲアカスニ昔コノ竹ノ中ニ老タル兔スキケリ。アルトキニハカニ洪水イデキテソノ竹ハラ水ニナリヌ。浪アラヒテ竹ノ根ヲホリケレバ皆クツレソンジケルニウサギ竹ノ根ニノリテナガレケル程ニオキノシマニツキヌ。水カサヲチテ後本所ニカヘラント思ヘドモワタルベキチカラナシ。其ノ時水中ニワニト云フ魚アリケリ。此ノ兔ワニニイフヤウハ

汝ガヤカラハ何^イホドカヲヲキ。ワニノイフヤウ。一類ヲクシテ海ニミ
 テリト云フ。兔ノイハク。我ガヤカラハヲクシテ山野ニ滿^{△△}テリ。マツ汝
 ガ類ノ多少ヲカズヘム。コノシマヨリ氣多ノ崎ト云フ所マデワニヲア
 ツメヨ。一々ニワニノカズヲカズヘテ類ノヲキ事ヲシラム。ワニ、ウサ
 ギニタバカラレテ親族ヲアツメテセナカヲナラベタリ。其ノ時兔、ワニ
 ドモノウヘヲフミテカズヲカズヘツツ竹^{タケ}ノサキヘワタリツキヌ。其ノ
 後今ハシヲセツト思テワニドモニイフヤウ。ワレ汝ヲタバカリテコ
 コニワタリツキヌ。實ニハ親族ノヲキヲシルニハアラズ。トアザケル
 ニミギハニソヘルワニ、ハラダチテウサギヲトラヘテキモノヲハギツ。
 カクイフ心ハ兔ノ毛ヲハギトリテ毛モナキ兔ニナシタリケリ。ソレヲ
 大己貴神ノアハレミ給テヲシヘ給フヤウ。カマノハナヲコキチラシテ

其ノウヘニフシテマロベトノ給フヲシヘノママニスルトキ多ノ毛モ
 トノゴトクイデキニケリト云ヘリ。ワニノセナカヲワタリテカゾフル
 事ヲイフニハ兔踏其上讀來渡ト云ヘリ。○塵袋卷十所引

新考 塵袋卷十(日本古典全集本六七九頁)に

(問) モノノカズヲカズウルヲヨムト云フハ下賤ノ詞賦(答)ツネニハゲスノコトバト
 思ヘリ。但シヨムトモツキジナムト云フハ下賤ノ詞賦ニモヨメルニヤ。歌ヨムニソヘタルニヤ
 とありて本文に續き、さて本文より

ココニヨムトイヘルハカゾフル心ナリ。一向ニ下賤ノカタコトニハアラザル歟
 と續きて終れり。○因幡記は即因幡國風土記とおぼゆ。塵添盛抄卷二に此文を載せた
 るに高草にタカサと傍訓し又タカクサをタカサとせり。高草郡は和名抄に多加久佐と
 訓註したる事、タカサと訓むべき理なき事、名義二説共にタカサに叶はざる事を思へば
 もとタカクサト云フとありしをクを書落してタカサト云フとし更にそれに據りて高
 草にタカサと傍訓したるなり。現に永正五年書寫の古典全集本にタカクサとあり。され

ば郡名はタカクサにてそのタカクサを或は高草の義とし或は竹草の義とせるなり○ソノ竹ノ事ヲアカスニは此處ニ竹林アリシ事ヲ證セムニとなり。竹ノ中は竹ノ間なり。竹の下に林字ありしが落ちたるにもあるべし。竹ハラは竹林なり○オキノシマは隠岐島にや。隠岐は高草郡の西北に當りて。隠岐の島前より南に向ひて眞直に海を渡れば出雲の舊島根郡なり。其距離いと大なれば(凡六十里)ここにオキノシマといへるは高草郡海上の小島にやあらむとは誰も疑ふべき事にて現に郷土誌には或小島を以てこのオキノシマに擬したるものあり。其言や理なきにあらず。但その人は此事が幼稚なる架空談なることを忘れたるなり。談中のオキノシマはなほ水天の間に彷彿たる隠岐島として聞くべし○ワニはサメなり。今も山陰道にはサメをワニと稱する處あり。然るに今もこのワニをクロコダイル又はアリガトールと心得。日本海にクロコダイルの棲みし事を怪み、或人がこのワニは沙魚ぞと誨へしに對して沙魚はハゼにあらずやと反問せし人あり。憫むべし。夙く箋註倭名抄鰐の註にも

按ズルニ鰐魚ハ皇國ニ産セズ。和運ハ鮫魚ノ一種。大頭巨口ニシテ大ナル者ハ人ヲ呑ム。漢名未詳ナラズ

と云へるにあらずや○氣多ノ崎は舊高草郡と舊氣多郡とを界せる。即今の氣高郡末恒村大字内海と寶木村の水尻池との間なる岬なりといふ○竹ノサキは氣多を顛倒して多氣と書き更にそれを竹と書更へたるならむ○兔踏其上讀來渡の七字は原文のままなりと見ゆ。但來渡は顛倒か○古事記神代上に

故此大國主神ノ兄弟八十神坐シキ。然レドモ皆國ハ大國主神ニ避リキ。避リシ所以ハ其八十神各稻羽之八上比賣ヲ婚ハムノ心アリテ共ニ(○出雲より)稻羽ニ行キシ時ニ大穴牟遲神(○即後の大國主神)ニ俗ヲ負ハセ從者トシテ率テ往キキ。是ニ氣多之前ニ到リシ時ニ裸ナル菟伏セリ。爾八十神其菟ニ謂ヒケラク。汝爲マクハ此海鹽ヲ浴ミ風ノ吹クニ當リテ高山ノ尾上ニ伏セト。故其菟八十神ノ教ニ從ヒテ伏シキ。爾其鹽乾クマニマニ其身ノ皮悉ニ風ニ吹キ折カレシ故ニ痛苦泣伏シシニ最後ニ來リシ大穴牟遲神其菟ヲ見テ何ニ由リテカ汝ハ泣伏セルト言フ。菟答フラク。僕於岐島ニアリテ此地ニ度ラムト欲スレドモ度ル因無カリシ故ニ海ノ和運ヲ欺キテ言ヒケラク。吾汝ト競ヒテ族ノ大小ヲ計ヘテム。故汝ハ其族ノ在ルガマニマニ悉ク率テ來テ此島ヨリ氣多前マデ皆列伏度レ。爾吾其上ヲ踏ミテ走リツツ讀度ラム。是ニ吾族ト孰カ多キヲ知

ラムト。カク言ヒシカバ欺カレテ列伏シシ時ニ吾其上ヲ踏ミテ讀度リ來テ今地ニ下
 リムトスル時ニ吾云ハク。汝ハ我ニ欺カレキト。言ヒ竟レバ最端ニ伏セル和邇我ヲ捕
 ヘテ悉ニ我衣服ヲ剝ギキ。此ニ因リテ泣患ヒシニ先ニ行キマシシ八十神ノ命モチテ
 海鹽ヲ浴ミ風ニ當リテ伏セト誨ヘタマヒキ。故教ノゴト爲シニ我身悉ニ傷ハレキト。
 是ニ大穴牟遲神其菟ニ教フラク。今急此水門ニ往キテ水ニテ汝ガ身ヲ洗ヒ即其水門
 ノ蒲黃ヲ取り敷散シテ其上ニ輾轉ビナバ汝ガ身本ノ膚ノ如クテ必差エムト。故教ノ
 ゴト爲シカバ其身本ノ如ナリキ。此稻羽之素菟トイフ者ナリ。今ニ菟神トゾ謂フ。故其
 菟、大穴牟遲神ニ白サク。此八十神ハ必八上比賣ヲ得ジ。俗ヲ負ヒマセドモ汝命ゾ獲マ
 サムト

とあり。稻羽之八上比賣は後の因幡國八上郡を領せし神の娘なり。水門といへるは水尻
 池ならむ。此池は古は入江なりけむと察せらる。吾踏其上走乍讀度また吾踏其上讀度來
 といへると兔踏其上讀來渡といへるとよく相似たり。されば古事記と因幡風土記
 との間に必關係あるべきなり。古事記の方が先なる事云ふまでも無けれど古事記に據
 りて風土記を書けるにあらで恐らくは兩者同一の史料に資りしならむ。○今内海の南

の谷合に白菟神社一名兔宮とてあるは古事記に於今者謂菟神とある其社の一たび亡
 せにしを再興したるなり。○考證本に此次に武内宿禰の節あり。其文左の如し。

武内傳曰。因幡國風土記云。難波高津宮天皇治天下五十五年春三月大臣武内宿禰御歲
 三百六十餘歲當國御下向於龜金双履殘御陰所不知

右の如し。又神名帳頭註に見えたり。こは斷じて古風土記の文にあらず。否室町時代の文
 なれば斥けて採らず

伯耆國 二節

伯耆國は東は因幡に、南は美作及備中に、西南はいささか備後に、西は出雲に續き北は海に臨めり。其形首なき獸の東方に向ひて跳るに似たり。その後脚は日野郡にしてその尾は弓の濱半島なり。國名はいにしへハハキといひしを今は音便にてハウキと唱ふ。字は古事記に伯伎、國造本紀に伯岐、播磨出雲兩風土記及續日本紀(大寶元年)に伯耆と書けり。然るに伯の音はハクなればハカなどには轉ずべく、ハハには充つべからず。よりに思ふにもとハカキといひしを軟音にてハハキと唱ふることとなりしか。又は本來ハハキにて伯耆と書くべきを二字に修して伯耆と書られるか。神名帳當國川村郡に波波伎神社あれば前説は廢棄すべきに似たり。伯をハに充つるは萬葉集に泊薄をハに借りたると同例なり。

○又伯の一番ハなり。即王伯の伯なり。王伯は王霸の本字なり。

國の名義は知られず。應神天皇紀二十二年の波區藝縣國造本紀の波久岐國造とは相渉らざらむ。古事記傳卷五(二八二頁)に

若箒より出たる由など有にや。或は此伊邪那美命の事○葬出雲國與伯耆國埒比婆之山也とある事によりて母君國なるべしと云るはいかが

といへり。國造本紀に

伯岐國造 志賀高穴穗朝御世牟邪志國造同祖兄多毛比命兒大八木足尼定賜國造とあり。同じ御世に父は無邪志國造に任ぜられしにてその兄多毛比命は出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫とあり○和名抄に

伯耆國(國府在久米郡) 管六 河村、久米(國府)八橋(夜波志)汗入(安世利)會見(安不美)日野とあり。國府址は今の東伯郡社村大字國府に在りて倉吉町の西方に當れり。六郡中河村は東方に、久米はその西に、八橋は久米の西北に在りしを明治二十九年に合併して東伯郡とし、汗入は八橋の西に、會見は又その西に在りしを同時に合併して西伯郡とせしかば今は日野郡と合せて三郡なり。日野は西伯の南方より西南に互れり○驛傳は延喜式に

驛馬 笏賀、松原、清水、和奈、相見各五疋

傳馬 河村、久米、汗入、會見、八橋郡各五疋

とあり。八橋郡は久米の後汗入の前に在るべし。以上五驛五傳、傳馬は通常驛に備へしにあらで郡家に備へしなるが(豊後風土記新考三六頁参照)當國は驛傳各五處なるを思へば、縁海五郡の各郡に一驛ありしならむ。さて驛路は因幡國氣高郡柏尾驛より來りて當國河村郡に入れるなるが同郡の東北端に久津賀村ありき。今は東伯郡泊村の内に入り。然らば笏賀驛址は此久津賀なるかといふに、此名は古郷の名を其一端に残せるにて(正しくは殘シシニテといふべし。今は久津賀といふ名、大字にも殘らず)今の泊村を近古まで久津賀莊といひし由なれば、驛址は泊村の内久津賀にあらで同村大字泊ならむ。今同郡旭村(二十萬分一帝國圖に高勢村とせり)に笏賀と書きてツガと唱ふる大字あれど、其地は天神川の支源加茂川の上流にありて驛路の經過する處にあらねば、笏賀驛とは相與からず。或は古、笏賀郷の民が移來りて新村を開き、それに故郷の名をおほせしか。次に松原驛址は舊久米郡内にあるべし。地理志料に

今北條郷ニ米里村アリ。米驛ト音訓相通ズ。蓋驛家里ノ轉ナリ。今與福佐登ト呼ブハ謬

音ノミ

といひ地名辭書に

今の下北條村大字松神の地歟。然らざれば國坂、江北の天神川の渡口の舊稱とすといへり。米里及松神は今の下北條村の大字にて、米里は今の國道より少し離れて南に在り。江北國坂は之に反して國道より北に在りて、今中北條村の大字となれり。松神はた國道の北に沿へり。此附近の海岸線も亦上古に比していたく前進したりとおぼゆれば、古の驛路は今の國道よりは南をぞ通りけむ。此點をも顧慮して驛址は擬定すべし。次に清水驛址は距離より推すに八橋郡内なること必定なり。思ふに今の八橋附近ならずば、赤碕町附近ならむ。次に和奈驛は高山寺本和名抄にもかくあれど、志料辭書共に奈和の誤とせり。奈和は古郷名にて後の名和莊、即名和長年の名字の地なり。驛址は今の西伯郡(舊汗入郡)御來屋町か。次に相見驛の所在は會見郡會見郷なる事勿論なり。郡名の會見を和名抄に安不美と訓註したれど、恐らくはもとアヒミなりしを夙くアウミと訛りしならむ。志料に今安比美ト呼ブハ妄ナリといへるは余の意見と正反對なり。今アヒミと呼ぶは偶然に正しきに復せしのみ。志料に又

會見ノ言ハ淡海ナリ。上古美保灣、中湖ニ通ジテ一大湖タリキ。故ニ之ニ名ツクといへるは從はれず。ざる時代には中湖は淡水湖にはあらざりけむ。さて相見驛址は日

野川の左岸なる今の西伯郡車尾村附近ならむ。此驛より出雲の野城驛に到りしなり。○國中第一の高山は汗入郡の南部に在りて八橋日野二郡に跨れる大山なり。其主峰を大神山といふ。出雲風土記意宇郡の下國引の段に

持引キシ綱ハ夜見島是ナリ。固堅立テシ加志○船を繋ぐ杙ハ伯耆國ナル大神岳是ナリ

といへる夜見島は彼弓之濱にて大神岳は即大山なり。

○神名帳會見郡の大神山神社は今の西伯郡大高村大字尾高に、即平地に在り。大神山上に在るは其奥宮(境外末社)なり

史上に名高き船上山は大山の支峯にて主峯の東北に在り。尾上を傳ひて到るべし。○川の大なるは日野川及天神川にて日野川は西伯郡福生村の東にて、天神川は東伯郡中北條村の東にて海に入れり。○邑里の主なるものは東伯郡(舊久米郡)の倉吉町、西伯郡(舊會見郡)の米子市なり。伯耆國も亦鳥取池田氏の領分なりしかと當國には支封は無かりき。ただ老臣荒尾氏が倉吉を領し又世襲の城代として米子に在りしのみ。○特に記すべきは彼弓之濱の地理なり。弓之濱の成立次第は略天之橋立に齊し。ただそれより大規模な

るのみ。弓之濱(ユミノハマ)またはユミガハマは又夜見之濱又濱の目と稱せらる。出雲風土記に見えたる夜見島に當る事上に云へる如し。西伯郡の西北部より斗出し西北に向へる尾狀の半島にて長さ凡五里巾凡一里、中海(即萬葉集に見えたる飢宇海)と美保灣とを遮斷し僅に其尖端と出雲國八束郡森山村との間において兩海の交通を許せるのみ。その海峽を中江迫門(又境水道)といふ。長さ凡五十町、巾は數町に過ぎず。海峽の東端に境町、西端に外江村あり。出雲風土記嶋根郡の下に

戶江刻 郡家正東升里一百八十步(非島陸地濱耳。伯耆郡内夜見島將相向之間也)

とあり。濱は續の誤、郡は部の誤ならむ。將は與と同義なり。トと訓むべし。將伯耆郡内夜見島相向之間也と書くべきを倒置したるなり。

○將をトに充つるは常の事なり。不要なるべけれどなほ二三の例を舉げむに湖瀾將天合、雲低與水和また靜將流水對、高與遠峯齊また貌將松共瘦、心與竹俱空また病將老齊至、心與身同歸などあり(共に白樂天詩)

かくトノ江ノ關を出雲國島根郡の下に舉げたるを思へば上古弓濱半島がまだいくつかに切れたりし時代にはトノ江は出雲國に屬し又一見島の如くなりしかどもなほ陸

地續なりしなりたとへば筑前の志賀島の如く。然るに後にトノ江と夜見島との間埋もれしかば海水トノ江の北を通ひて今の中江迫戸を生ぜしなり。出雲風土記の次文に

栗江崎 (相向夜見島促戸渡二百一十六步) 崎之西入海堺也

とあり。所謂促戸ノ渡はトノ江と夜見島との間にて夙く埋もれて今は残らぬなり。栗江崎はトノ江の南端なり。而して此崎の西が意宇海の東界なりしなり。以上二節の意前書皆誤解せり。夜見嶋の名は又蜈蚣嶋の下に見えたり。今弓之濱が十六町村に分れたる中に夜見村あれど古夜見といひしはかかる狭き地域にあらず。又夜見島といへるを思へば弓之濱は此地の東方にて少くとも今一處切れたりしなり。さて弓之濱はもと夜見之濱なりしをヨミを訛り又は忌みて半島の形の多少弓に似たるに由りて弓之濱といひそめしならむ。一名濱の目を志料に是餘戸之轉也といへるは牽強傳會なり。寧地名辭書に「濱部の訛なるべし」と云へるに従ふべし。但一説海部かとも云ふと云へるは従はれず。又同書に

栗島 今彦名村に屬す。往時は中海の一嶼なりしと云ふも後世全く陸岸の一丘となる。風土記に此を以て少彦名命の故蹟と載せしに因り新墾の村名を彦名と命じき

と云へり。栗島の事は伯耆風土記に見えたるのみならず出雲風土記意宇郡の下門江濱(今の米子市より出雲の安來町に到る途)の次に

栗島 有椎・松・多年木・小竹・眞△△葛

と見えたり。又同書同郡の末に通國東堺手間割四十一里一百八十步とあり。郡家よりの距離なり。今西伯郡に手間村ありて天津村を隔てて國界に接せり。古の天萬郷は國界に達せしにて兩國の界に手間關といふがありしなり。地名辭書に

手間山 今天津村に屬す。出雲能義郡安田村に跨る(安田に關と云ふ大字もあり)

といへり。大字を安田關といふ。その字に關山あり。古事記神代上に

故爾八十神怒リテ大穴牟遲神ヲ殺サムト欲シテ共議リテ伯伎國ノ手間山本ニ至リテ云ヒケルハ云々

とあり。又出雲風土記仁多郡の末に通伯耆國日野郡堺阿志毘綠山卅五里一百五十步と見えたり。今日野郡に阿毘綠村ありて出雲の仁多郡鳥上村の東北に接せり。之を今アピレと唱ふるに由りて栗田氏の標註に綠ハ綠カといひ志料に綠ハ蓋綠ノ誤寫といひ辭書に「其綠字は絡の誤とす」と云へれどたとひ綠字なりともレとは訓むべからず。宜しく

もとのままにてアシビエと訓み、さてアビレをアシビエの略又訛とすべし。アシビエの名義は脚冷か

粟嶋

伯耆國風土記曰。相見郡々家西北有餘戶里。有粟嶋。少日子命。蒔粟秀實離。即載粟彈。渡常世國。故云粟嶋也。○釋日本紀卷七述義三。神代上少彥名。命適於常世鄉矣。之註所引。

新考 相見郡の郡家の在りしは相見郷の内にて(相見は又會見と書けり)今の西伯郡車尾村ならむ。本に相見にエミと傍訓したるは誤れり。アヒミと訓むべし。○餘戶郷とあらで餘戶里とあれば此風土記は靈龜元年以前の撰進なり。餘戶はアマリベと訓むべし。アマルベは訛なるべくアマベは略なり。餘戶は本名にあらで假稱なり。一里の戸數十戸以上五十戸未滿なるをしばらく餘戶又は過戸と稱し、その五十戸に達するを待ちて新に

命名せしなり。さて此餘部里は相見里の剩戸なるべければ相見餘戶と稱すべきなれど同郡に唯一の餘戶里ありて混亂の恐なき時は單に餘戶里といひしなり。此餘戶里の所在は夜見之濱即今の弓之濱なり。○粟島は今弓之濱の内、彦名村の海岸に在り。古は孤島なりしが陸との中間やうやうに埋もれて今は地續となれるなり。その孤島なりし程は所屬曖昧なりきと見えて出雲風土記意宇郡の下門江濱の次に

粟島 有推松多年木小竹眞△△葛

と記せり。○蒔實は秀實の誤なり。蒔は音イウ訓ハグサ、禾本科の雜草にて所謂田ノクサなり。一種の草の稱にあらず。秀實の秀はやがて穂なり。離々は實の垂りたる狀なり。詩經蒨露に其桐其椅、其實離々とあり。載はノリテと訓むべし。常世國は遙なる外國をおほよそに指して云へるなり。○スクナビコ又スクナビコナ又スクナビコネノ神は古事記に波ノ穗ヨリ天ノ羅摩ノ船ニ乘リテ鵜ノ皮ヲ内剝ニ剝ギテ衣服トシテ歸來ル神アリ。、、其少名毘古那神ハ常世國ニ度リキとあり。日本紀の一書に

是時海上ニ忽人聲アリ。乃驚キテ求ムルニ都ニ見ル所ナシ。頃時アリテ一箇ノ小男ア

リテ白麩ノ皮ヲ舟トシ鶴鷄ノ羽ヲ衣トシテ湖水ノマニマニ浮ビ到ル。大己貴神即取
リテ掌中ニ置キテ翫ビシニ則跳リテ其頬ヲ習ム

また

其後少彦名命行キテ熊野之御碕ニ至リテ遂ニ常世ノ郷ニ適ク。亦曰ク。淡嶋ニ至リテ
粟莖ニ縁リシニ則彈カレ渡リテ常世ノ郷ニ至ル

とありていと小き神にてオホナムチノ神と力を合せて國土を經營せし後行方知られ
ずなりし神なり。カガミは今いふカガイモなり。カガイモは蔓草にてその果實は殼あり
て種子を包めるが後に種子を放ち出すとて自然に二に裂くれば細長く中空にして恰
獨木舟に似たり。鵝は蛾なり。ヒムシとよむべし。蛾には羽あれば鳥によそへて虫扁を鳥
旁に書更へたるにや。古事記仁德天皇の段に蠶の事を一度ハ匍虫ニナリ一度ハ殼ニナ
リ一度ハ飛鳥ニナリテ三色ニ變ル奇シキ虫アリといへり。或は古蛾と鵝とを通用せし
にや。此處とは反對に鵝を蛾と書ける例あり。即持統天皇紀六年九月に越前國司獻白蛾
とありて詔にも獲白蛾於角鹿郡浦上之濱とあり。こは白鵝なるべし。ウツハギはマルハ
ギなり。ウツを内と書けるは假借なり。サザキは即ミソサザイにて雀よりも小さき鳥な

り。熊野之御碕は中海の南岸なるべし。意東村と掛屋村との間なる意東が鼻か。日本紀に
亦曰至淡嶋而緣粟莖者則彈渡而至常世郷矣とあるはやがて此風土記の説を採れるな
らむ。○考證に「かく出雲風土記には出雲とし伯耆風土記には伯耆とせるは伯耆風土記
は稍後勘造せしなるべし」といへるは非なり。伯耆は靈龜元年以前の撰、出雲は天平五年
の作なり。同書に伯耆志に

粟島村、土人或は略してアジマと呼ぶ。粟島は今社のある山なり。上古は海中の孤島に
て出雲に屬す。○所屬曖昧なりしなり。故に出雲風土記意宇郡に粟島云々とみえたり。
何の頃當國に屬せしにや。寶曆の頃までは此地に、一川ありて參詣の人船にて渡りし
が故に三文渡と呼びしが貨錢三文にて渡りしなり。新田開發するに従ひ遂に陸地と
なりし

と云へるを引けり

震動之時(舊題震動雞雉)

伯耆國風土記云。震動之時雞雉シヨウ悚懼シヤ。則鳴山雞踰嶺谷ツタ。即樹羽ツク蹀躞トク也。ト云へり。(○塵袋卷三所引)

新考 塵袋(古典全集本二一五頁)に

(問)雷鳴ト地震トニハ雉ナク事アリ。其心如何。(答)洪範五行云。正月雷微動而雉トク。雷諸侯之象也。雉亦人君之類也。ト云へり。コレニテ思ニハ同類ヲ感じテナク心ナリ。地震ニハカナラズナク。是ハヲソレオドロク歟。伯耆國風土記云。、、、雞雉ヤマドリコレラハミナ陽ノ氣ヲウケタルトリナリ。地震ハ陰陽フサガルトキ必アル事ナリ。サレバ陽ノ精ナルニヨリテイタミオドロク歟

とあり。○悚は音シヨウ、オソルなり。蹀は音トウ、地ヲ履ムなり。但蹀躞とつづける例を知らず。○考證に「震動とは雷鳴と地震とを云り」と云へるは非なり。塵袋の文は二段に分れ

たるにて同類ヲ感じテナク心ナリまでが雷鳴に鳴く事。地震ニハ以下は地震に鳴く事にて風土記の文は後者の證に引けるなり。されば震動は地震の事なり。さて雞と山雞とは知らず。雉は地震の前に鳴くものなり。或時目白の椿山莊(今の藤田男爵邸)に行きたりしに邸内自生の雉の俄に鳴くを聞きて地震があるナと主人(故山縣有朋公)の云はれしに間も無くゆり始めし事あり。○塵添塵袋抄卷八に此文を載せたるには山雞の二字を脱し又陰陽フサガルを陰陽主サドルと誤れり

出雲國 有完書

當國は東伯耆に、南備後に、西石見に接し北は海に臨めり。世人多くはスサノヲノ尊の御歌のイヅモを國名の初現と思へど尊がヤクモタツイヅモヤヘガキツマゴ微(味)ニヤヘガキツクルソノヤヘガキヲとよませ給へるイヅモはただイヅル雲といふことにて地名國名としてのたまへるにあらず。

○此御歌を正解せるものをさをさ無きやうなれば煩はしけれどまづ其解釋を試みむ。即ヤクモタツはあまたの雲が湧くといふ事にてイヅモの裝飾辭(一種の枕辭)なり。次にイヅモはイヅル雲といふ事なり(或書にイデクモの約とせるは淺し)。さらばイヅルと云ふべきをイヅと云ひてルの言無きは太古には連體格と終止格との別無かりし故なり。即切るる時も名詞に續く時も共にイヅと云ひし故なり。萬葉集新考の索引に就いて連體格の代に終止格を使ひたる例ども(六五四頁以下)を検出して聯ね見べし。次にイヅルをイヅといふともクモのクは省くべきにあらねばイヅクモと云ふべきにあらずやと云はむに、こはクの音がおのづから含蓄せられしなり。抑古は歌を作

りて人に傳ふるには口に唱へし事なるが、もし音數多き時は或音をつめて唱ふるが故に其音が明にあらはれざるなり。上に含蓄といへるは此事なり。さて耳にて聽かばなほ或音が潜めりと知らるべけれど、もし字を以て寫さば其音に當る字を略する外なきなり。或書に「いにしへ雲をただもとぞ云ひけむ」と云へれど初句にヤクモタツと云へるを思へばさる事はあらざるなり。次にイヅモヤヘガキは出雲の八重垣にて雲の造れる八重垣なり。又八重垣は物ぶかき家屋なり。さて此句にて切れたるなり。第三句に續けるにあらず。次に第三句は古事記にはツマゴミニとありて日本紀にはツマゴメニとあり。コミはコメに同じ。コムルは後には下二段の活なれど古は四段活なりしなり。さてツマゴメニは妻ヲ入レオクベクとなり。次に第四句のヤヘガキツクルの上に出ツル雲ガといふ主格を略したるなり。古は妻を迎へて相棲むとてまづ新屋を作りし事あるなり。萬葉集卷三過勝鹿眞間娘子墓時歌にフセ屋タテツマドヒシケムといひ(新考五二七頁参照)出雲風土記神門郡八野郷の下に
須佐能袁命御子八野若日女命坐之。爾時所造天下大神大穴持命將娶給爲而令造屋給。故云八野。

とあるなどを見て之を知るべし。次にソノヤヘガキヲのヲは感動詞にてカナに近し。一首の趣は天の四周に白雲の湧き登るを見そなはして我爲ニ雲ガ屋作スルニ似タリケリと興ぜさせ給へるなり

さて出雲が國名となれるは出雲風土記に據れば八束水臣津野命の語より始まりしなり。即同書の初に

所以號出雲者八束水臣津野命詔八雲立語之。故云八雲立出雲

とあり。此一節の意を前人悉く誤解し甚しきは語字を詔字に改めたり。こは

出雲ト號フ所以ハ八束水臣津野命八雲立トイフ語ヲ詔リタマヒキ。故八雲立出雲ト云フナリ

とよむべきなり。八雲立トイフ語とは八雲立云々ノ語といふ事にて(之は助字)やがて國引の段に見えたる

八雲立出雲國ハ狹布ノ稚國ナルカモ。初國小ク作ラセリ。故作縫ハム

といふ語なり。下に見ゆるが故にそれに譲りてここには八雲立トイフ語とのみ云へるにて風土記の撰者の意は「此語の中に見えたるが國名となれる始なり」と云へるなり。因

に云はむ。萬葉集卷三なる人麻呂の歌に八雲刺出雲ノ子ラガ黒髮ハといへるがあり。このヤクモサスはヤクモタツの説にはあらでサスもタツも同意にて生ずる事なり。即サスはミツ枝サスなどのサスなり。さてササノヲノ尊の御歌をヤクモサスイツモヤヘガキとも傳へたりしかば人麻呂は無心にてそれに依りしならむ。特に異を好みてヤクモサスと云ひしにあらじ。○當國の郡の風土記に見えたるは意宇・嶋根・秋鹿・楯縫・出雲・神門・飯石・仁多大原の九郡なり。然るに延喜式には意宇・能義・島根・秋鹿・楯縫・出雲・神門・飯石・仁多大原とあり。和名抄にも

出雲國(國府在意宇郡) 管十 意宇(於宇能義)乃木(島根之末) 秋鹿(安伊加) 楯縫(多天奴比) 出雲(神門) 加無止(飯石) 伊比之(仁多) 爾以多(大原) 於保(波良)

とあり。されば風土記を勘造せし天平五年より延喜式を撰上せし延長五年までの間に一郡増加せしなり。即意宇郡の東南強半を割きて能義郡を立てしなり。高山寺本和名抄には能義を首位に置けり。こは能義郡が意宇郡より分れし歴史に拘はらで専地理に依れるならむ。さて高山寺本に據りて排列の順序を按ずるに東部なる能義に始まり次に其西北なる意宇、次に其北なる島根、次に其西なる秋鹿、次に其西なる楯縫、次に其西南な

る出雲、次に其西南なる神門、次に其東南なる飯石、次に其東なる仁多、終に其北なる大原に及べり(流布本風土記には仁多と飯石とを顛倒せり)。大原は恰國の中央に在り、國の北部に穴道湖あり、東西に長し、其東端は馬瀉ノセト(即風土記に云へる朝酌促戸)によりて中海に連なり、中海の東北端は中江ノセトによりて美保灣に連なれり、中海に臨めるは能義、意宇、島根の三郡にて穴道湖を圍めるは意宇、島根、秋鹿、楯縫、出雲の五郡なり、松江の市街は穴道湖の東端に在りて意宇、島根の二郡に互り、大橋川及天神川に跨れり、二水の東端は即馬瀉ノセトなり、次に郡の訓に就いて云はむに和名抄の訓註に秋鹿をアイカとし、仁多をニイタとせるは例の如く後世の音便に従へるなり、宜しくアキカニタと訓むべし、楯縫はもとはタタヌヒとぞ呼びけむ、タテが下へ續く時タタとなるは竹天がタカ、アマとなるが如し、飯石は古を濁りてイビシと唱へしにあらざるか、風土記同郡の下に飯石郷本字伊鼻志とあり又

飯石郷 伊鼻志都幣命天降、シマシシ慮ナリ、故伊鼻志ト云フ

とあればなり、イビシツヘノ命は天夷鳥命の別名なりといふ、近古以來出雲郡をシラトウ又シラト又ストと唱ふ、之に就いて懷橋談に

今の俗出東と書、國の東にも非ず、あやまりなるべし、又シラトウと云はいかなる故にや、出雲郡といへば國の名にまざる故に音にてシラヲウといふなるべし、雲は音ウン、漢音にはツン、吳音にはヲウ、我國まづ吳國へ通じたれば今に至るまで國人の言葉多くは吳音也、故に雲の字を吳音にいへばヲウ也、出の字をつむる響にてヲウをトウと云なれば出ヲウ郡といひしを俗の了簡に雲の字にトウの聲なしと思ひて東の字に改め書たるなるべし

といひ雲陽誌にさながら此文を引けるはいたく惑へり、一時出雲郡を分ちて出東出西の二郡とし、その出東を初にはイツモノヒガシと唱へしを後にシラトウと唱ふる事となりしのみ、然らば出西郡は如何になりしかと云ふに出雲郡は北は次第に楯縫郡に、西はやうやうに神門郡に侵されしかば出西郡の地域の大部分は夙く隣郡に入りしなり、今も簸川郡に出西村あるはそのなごりなり。

○出西村はもとの出西郡の全域にあらずして其小部分なる事勿論なり、此出西村は三種の地圖を検するに甲乙にては神門郡に屬し丙にては再出雲郡に屬せり、かくの如く郡としての出西は夙く亡びしかば出東郡は出雲郡の別名の如くなりしな

り。出東郡の名義の事ははやく志料及辭書に云へり。即志料には

杵築社明德三年ノ文書ニ出東郡アリ。元祿地圖同ジ。村名帳ニ出西村アリ。當時私ニ東西二郡トシタリシナリ。享保郡名付ニ出雲郡ニ復シ猶讀ンデ出東ト云へり。今ノ制之ニ因レリ

といひ辭書には

出雲郡 そのシットの訓あるは此地往時の出東郡にして出雲の舊郡域(○分割以前の出雲郡の全域)にあらざればなり。出雲は宍道湖と杵築海の間出雲川以北の地を舊域とす。中世以還分ちて出東出西の二郡としたりしが出雲川の流勢大に變じけるより郡村の境界田野の廣狭亦改易す。出西郡の廢亡はその何時なりしを詳にせざるも杵築河内伊努出雲の四郷(○共に和名抄出雲郡郷名)蓋其域内とす。後世杵築河内伊努等は神門郡に入り出雲は出東郡に復歸し宇賀美談等(○これも)は出雲郡より脱して楯縫郡に入る。正保國圖に出東郡の名を擧げ寛文中出雲郡の名を復し出東の地を以て之に充つ。土俗尙沿習を改めずシットウと呼びシットに訛る。但し出東の郡界を斐伊川(○出雲川)に限るは寛永以後の事とぞ

と云へり。明治二十九年意宇島根秋鹿の三郡を合併して八東郡とし(彼國引の神の名に依れるなり)楯縫出雲神門の三郡を合併して楯川郡大川即斐伊川の古名に依れるなり)とせしかば今は能義八東楯川飯石仁多大原の六郡となれり。○國府は風土記の末に自國東堺去西升里一百八十步(○當時の制に従ひて六町一里とすれば今の三里十五町)至野城橋長卅丈七尺廣二丈六尺(飯梨川)又西升一里(○今の三里十八町)至國廳意宇郡家北十字街

とあり又意宇郡の下に黒田驛郡家同所(今屬郡家東)とあれば黒田驛に國衙と郡衙と相並びて驛舎の西に在りしなり。さて其址は今の八東郡出雲郷村大字出雲郷の内下出雲郷なりといふ。下出雲郷は中海の西岸に臨み府址は熊野川(古名意宇川)の左岸に沿ひたれば出雲守門部王が萬葉集卷三に

飲宇河の河原のちどりながなけばわが佐保河のおもほゆらくに

とよみ又卷四に飲宇ノ海ノ鹽干ノ浦ノ云々とよみ又出雲掾安宿奈杼麻呂が卷二十におほきみのみことかしこみ於宇のうらをそがひにみつみやこへのぼる

とよめるに叶へり。出雲郷をアダカイ又はアダカエと呼ぶは此處に風土記の阿太加夜

神社(式外)あるが故なりといふ。おそらくは初國郡の出雲また出雲郡の出雲郷と區別する爲にアダカヤノイツモと呼びしに後に略してただアダカヤといひ然も文字はもとのままにしたるが故に恰出雲と書きてアダカヤと訓む如くなりしならむ。さて村の名を出雲郷と云へるを(少くとも文字に然書けるを)思へば此地を曾て出雲郷といひし事しるし。然るに風土記にも和名抄にも本郡に出雲といふ郷名は無し。地名辭書には之を和名抄の神戸郷、風土記の出雲神戸に充てたり。和名抄の何郷に當るかはなほ研究を要すれど風土記の出雲神戸には當らず。風土記に據れば國府は意宇郡家と同處にて出雲神戸は郡家南西二里并歩とあればなり。又辭書に

國府址 今竹矢村の大字竹矢の地なるべし

と云へるはいかが。竹矢は下出雲郷の北に隣れり。○官道の本路は伯耆の相見驛より來り當國の能義意宇神門の三郡を横斷して石見の波瀾に到れり。別に一路、黒田驛より分れ北に向ひて嶋根郡の千酌驛に到りそれより海を渡りて隠岐に到れるものあり。即風土記に

自國東堺去西并里一百八十步至野城橋長卅丈七尺廣二丈六尺(飯梨川)又西并一里至

國廳意宇郡家北十字街即分爲二道(一正西道、一枉北道)

といへり。正西道は即本路にて枉北道(北ニ枉レル道)は支路なり。十字街はただチマタと心得べし。實に十字を成せるにあらで上かくの如き形を成せるなればなり。次に

枉北道去北四里二百八十步至郡北堺朝酌渡(渡八十步渡船一)又北一十里一百卅步至

嶋根郡家自郡家去北一十七里一百八十步至隱岐渡千酌驛家濱(渡船)

と云へり。朝酌渡は今の馬潟迫門の矢田渡にて迫門は宍道湖と中海とを聯ねたる水路なり。嶋根郡家の在りし處は今の八束郡持田村なり。島根縣史に大字福原なりと云へり。隠岐渡は隠岐島への渡頭なり。一十七里は一十九里の誤か。風土記に又

正西道自十字街西一十二里至野代橋長六丈廣一丈五尺(野代川)又西七里至玉作街(即分爲二道)(一正西道、一正南道)

といへり。野代川は今の乃白川なり。玉作街は今の八束郡玉湯村大字玉造なり。又

正西道自玉作街西九里至來待橋長八丈廣一丈三尺(來待川)又西并三里卅四步至出雲郡家。又自郡家西二里六十步至郡西堺出雲河(渡五十步渡船一)又西七里并五步至神門郡家。即有河(渡并五步渡船一)自郡家西三十三里至國西堺(通石見國安農郡)據去國程。

一百六里卅四步

といへり。出雲郡家の所在は島根縣史に今の簸川郡出西村大字求院なりといへり。神門郡家は志料に今の古志村とせり。

○辭書には今の知井宮村とせり。知井宮は式内智伊神社に依れる名なり。智伊は正しくはただチとよむべし。風土記には知乃社とあり

古志村の大字上古志か。有河と云へるは神門川なり。神門川の河道は今はいたく北に移れり。至神門郡家即有河といへるを味はふに郡家は川の手前に在りしなり。即神門川は古は郡家の南を過ぎて神門水海即今の神西湖に注ぎしなり。總去國程といへる國は國衙なり。一百六里卅四步は今の十八里弱なり。同書になほ

自東堺去西卅里一百八十步至野城驛。又西卅一里至黑田驛。即分爲二道。一正西道、一波隱岐國道也。隱岐道去北卅四里一百三十步至隱岐渡千酌驛。又正西道卅八里至宍道驛。又西卅六里二百卅九步至狹結驛。又西一十九里至多岐驛。又西一十四里至國西堺。といへり。野城驛は風土記意宇郡の下に

野城驛郡家正東二十里八十步。依野城大神坐故云野城。

とあり。意宇郡家が下出雲郷にありし事は上に云へり。野城大神は神名帳に見えたる野城神社なり。驛址は今の能義郡能義村大字能義なり。辭書に此地の舊名を松井といふは馬次の轉訛なりと云へり。次に黑田驛は風土記意宇郡に

黑田驛郡家同所。今郡家西北二里有黑田村。舊此處有此驛。即號曰黑田驛。今屬郡家東。今猶追舊黑田號耳。

といへり。驛址は今の八束郡出雲郷村大字出雲郷の内下出雲郷なる事上に云へる如し。次に宍道驛は風土記意宇郡に

宍道驛郡家正西卅△里

とあり。缺字は七ならむ。同書に別に宍道郷あれば郷驛同處なりしなり。既述の野城・黑田は同名の郷なし。今八束郡宍道村大字宍道ありてシンヂと唱ふ。シンヂはシンヂの音便なり。次に狹結驛は神門郡家と同處なれば上に云へる如く簸川郡古志村の内ならむ。風土記神門郡に

狹結驛郡家同所。古志國佐與布云人來居之。故云最邑。神龜三年改字狹結也云々。とあり。從來最邑をサユフとよみたれど最邑の音サイオフを約すればサヨフにてサユ

フにあらず。又佐與布といふ人の名より出でたるなればサヨフとこそ云ふべけれ。恐らくは初サヨフなりしを漸に訛りてサゾフといひしかば狹結の字を充てたるならむ。次に多岐驛は右につづけて多岐驛郡家西南一十九里とあり。多岐には同名の郷(多伎)あり。又上に引ける文に多岐驛と國界との距離十四里とあり。今籾川郡の西偏に田岐村大字多岐あり。別路の千酌驛は風土記嶋根郡に

千酌驛郡家東北一十九里一百八十步。伊佐奈積命御子都久豆美命此處坐。然則可謂都久豆美而今人猶千酌號耳。

といへり。ツクツミのツミはワタツミのツミにてツクツミは月持(領月)の義とおぼゆれば標註に「月夜見命か」といへり(内山眞龍の説なり)。又

千酌濱廣一里六十步(東有松原南方驛家、)、此則所謂度隱岐國津是也。

また通隱岐渡千酌驛家湊といひまた卷末に隱岐渡千酌驛家濱(渡船)といへり。今も八束郡千酌村の大字に千酌あり。以上意宇郡三驛(内一後屬能義郡、島根郡一驛、神門郡二驛、都合六驛、延喜式に見えたる所と一致せり。但式には各五疋と附記せり。當國には傳馬は無し。そは山陰道の終に近づきて驛馬の乗用少く従ひて傳馬を備ふるを要せざる爲なら

む。○出雲は越前系松平家の領國にて藩治は松江に在りき。又能義郡内に廣瀬母里二支封の藩治ありき。○官幣大社出雲大社は舊神門郡杵築今籾川郡大社町に、國幣大社熊野神社は舊意宇郡熊野(今八束郡)に、國幣中社美保神社は舊島根郡美保關(今八束郡)に在り。其外國幣小社日御碕神社(舊神門郡)同須佐神社(飯石郡)同佐太神社(舊秋鹿郡)などあり。○出雲風土記は完書として傳はれり。抑今も傳はれる諸國風土記は僅に常陸、出雲、播磨、豊後、肥前の五國の物のみなるが其中にて常陸、豊後、肥前は略本、播磨は缺本なるに獨出雲のみは完本なり。其上に記事くはしく體裁よく整へり。唯一、他國のに劣れるは撰進の時代の後れたる事なり。即常陸播磨は靈龜元年以前のもの、豊後肥前は日本紀撰上以前のものなるに出雲は天平五年の勅造なり。文體は漢文の中に往々國文に漢字を填めたる處交れり。たとへば賜給坐など一般的のものの外にも大神之宮將奉與ツカヘマツラムト將娶給爲而(ツマドヒタマハムトシテ)宇良加志給頼ウラカシタマヘドモ木葉頭刺而踊躍爲時(木葉ヲカザシテ踊躍セシ時)など書けり。但こは疵とするに足らず。卷初國引の段は文體古事記に似て自餘とは異なるが、こは古文をさながらに採れりと見えていとめでたし。